

平成26年第3回さつま町議会定例会会期日程

| 月  | 日  | 曜 | 日                     | 程                                                        | 備    | 考 |
|----|----|---|-----------------------|----------------------------------------------------------|------|---|
| 9. | 9  | 火 | 本会議（招集日）              | ・開会<br>・会議録署名議員の指名<br>・会期の決定<br>・諸般の報告<br>・行政報告<br>・議案上程 |      |   |
|    | 10 | 水 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 11 | 木 | 本会議（2日目）              | ・一般質問（7人）                                                |      |   |
|    | 12 | 金 | 本会議（3日目）              | ・一般質問（2人）<br>・総括質疑（常任委員会）                                |      |   |
|    | 13 | 土 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 14 | 日 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 15 | 月 | 休 会                   |                                                          | 敬老の日 |   |
|    | 16 | 火 | 常任委員会                 |                                                          |      |   |
|    | 17 | 水 | 常任委員会                 |                                                          |      |   |
|    | 18 | 木 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 19 | 金 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 20 | 土 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 21 | 日 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 22 | 月 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 23 | 火 | 休 会                   |                                                          | 秋分の日 |   |
|    | 24 | 水 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 25 | 木 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 26 | 金 | 常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会 |                                                          |      |   |
|    | 27 | 土 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 28 | 日 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 29 | 月 | 休 会                   |                                                          |      |   |
|    | 30 | 火 | 本会議（最終日）              | ・常任委員長報告<br>・議案審議<br>・継続審査・調査<br>・議員派遣の件<br>・閉会          |      |   |



平成２６年第３回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成２６年 ９月 ９日

閉会 平成２６年 ９月３０日

| 議案番号            | 件名                                             | 上程日        | 議決日        | 議決結果 | 付託委員会 |
|-----------------|------------------------------------------------|------------|------------|------|-------|
| 議案<br>４７        | さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について                        | 26. 09. 09 | 26. 09. 30 | 原案可決 | 文教経済  |
| ４８              | さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について          | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生  |
| ４９              | さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生  |
| ５０              | さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について      | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生  |
| ５１              | さつま町手数料徴収条例の一部改正について                           | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生  |
| ５２              | 平成２６年度さつま町一般会計補正予算（第３号）                        | 〃          | 〃          | 原案可決 | ２委員会  |
| ５３              | 平成２６年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）                | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生  |
| ５４              | 平成２６年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）                  | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生  |
| ５５              | 土地改良事業の施行について                                  | 〃          | 〃          | 可決   | 文教経済  |
| 報告<br>５         | 平成２５年度健全化判断比率の報告について                           | 26. 09. 30 | 〃          | 報告済  | —     |
| 報告<br>６         | 平成２５年度資金不足比率の報告について                            | 〃          | 〃          | 報告済  | —     |
| 議員派遣の件          |                                                | 〃          | 〃          | 決定   |       |
| 閉会中の継続審査・調査について |                                                | 〃          | 〃          | 決定   |       |

# 平成26年第3回さつま町議会定例会会議録

## 目 次

### ○9月9日（第1日）

|                                                                 |   |
|-----------------------------------------------------------------|---|
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                            | 1 |
| 出欠席議員氏名 .....                                                   | 1 |
| 出席事務局職員 .....                                                   | 1 |
| 出席説明員氏名 .....                                                   | 1 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                               | 2 |
| 開 会 .....                                                       | 3 |
| 開 議 .....                                                       | 3 |
| 会議録署名議員の指名 .....                                                | 3 |
| 会期の決定 .....                                                     | 3 |
| 諸般の報告 .....                                                     | 3 |
| 行政報告 .....                                                      | 3 |
| 議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について .....                            | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の<br>制定について .....          | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する<br>基準を定める条例の制定について ..... | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め<br>る条例の制定について .....      | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....                               | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号） .....                            | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）<br>.....                 | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） ...                        | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 議案第55号 土地改良事業の施行について .....                                      | 5 |
| （提案理由説明）                                                        |   |
| 散 会 .....                                                       | 7 |

### ○9月11日（第2日）

|             |   |
|-------------|---|
| 一般質問表 ..... | 9 |
|-------------|---|

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 会議を開催した年月日及び場所 ..... | 1 2 |
| 出欠席議員氏名 .....        | 1 2 |
| 出席事務局職員 .....        | 1 2 |
| 出席説明員氏名 .....        | 1 2 |
| 本日の会議に付した事件 .....    | 1 3 |
| 開 議 .....            | 1 4 |
| 一 般 質 問 .....        | 1 4 |
| 岸良 光廣議員 .....        | 1 4 |
| 子育て支援について            |     |
| 行政改革・財政改革について        |     |
| 新改 秀作議員 .....        | 2 4 |
| 地域の活性化策について          |     |
| 学校施設等の整備・管理について      |     |
| 上久保澄雄議員 .....        | 3 3 |
| 町村合併の検証について          |     |
| 町有財産の管理と利活用策案について    |     |
| 川口 憲男議員 .....        | 4 0 |
| 林業振興の更なる施策は          |     |
| 東 哲雄議員 .....         | 4 8 |
| 無線放送施設について           |     |
| ダム公園跡地の活用策について       |     |
| 基盤整備について             |     |
| 岩元 涼一議員 .....        | 5 6 |
| 空き家対策について            |     |
| 集落営農組織の育成について        |     |
| 柏木 幸平議員 .....        | 6 5 |
| 道路維持管理について           |     |
| ふるさと納税制度について         |     |
| 延 会 .....            | 7 1 |

○9月12日（第3日）

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 一般質問表 .....          | 7 3 |
| 会議を開催した年月日及び場所 ..... | 7 4 |
| 出欠席議員氏名 .....        | 7 4 |
| 出席事務局職員 .....        | 7 4 |
| 出席説明員氏名 .....        | 7 4 |
| 本日の会議に付した事件 .....    | 7 5 |
| 議案付託表 .....          | 7 6 |
| 開 議 .....            | 7 8 |
| 一 般 質 問 .....        | 7 8 |
| 森山 大議員 .....         | 7 8 |
| 公共施設の管理・運営・整備について    |     |

|                                                             |       |
|-------------------------------------------------------------|-------|
| 高齢者等の見守り活動の一策として取り組んでいる「暮らし安心・地域支え合い推進事業」について               |       |
| 宮之脇尚美議員 .....                                               | 8 7   |
| 27年度からの財政運営について                                             |       |
| 行財政改革について                                                   |       |
| 議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について .....                        | 9 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について .....          | 9 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について ..... | 9 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について .....      | 9 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....                           | 1 0 2 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算(第3号) .....                        | 1 0 3 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) .....                | 1 1 1 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ...                    | 1 1 1 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 議案第55号 土地改良事業の施行について .....                                  | 1 1 1 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                |       |
| 散 会 .....                                                   | 1 1 1 |
| ○9月30日(第4日)                                                 |       |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                        | 1 1 3 |
| 出欠席議員氏名 .....                                               | 1 1 3 |
| 出席事務局職員 .....                                               | 1 1 3 |
| 出席説明員氏名 .....                                               | 1 1 3 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                           | 1 1 4 |
| 開 議 .....                                                   | 1 1 5 |
| 議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について .....                        | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                            |       |
| 議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について .....          | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                            |       |
| 議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する                      |       |

|                                                     |       |
|-----------------------------------------------------|-------|
| 基準を定める条例の制定について                                     | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                    |       |
| 議案第 5 0 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                    |       |
| 議案第 5 1 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について                      | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                    |       |
| 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算 (第 3 号)             | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                    |       |
| 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)     | 1 1 5 |
| .....                                               | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                    |       |
| 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)       | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                    |       |
| 議案第 5 5 号 土地改良事業の施行について                             | 1 1 5 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                    |       |
| 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度さつま町歳入歳出決算の認定について                | 1 2 1 |
| (提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)                     |       |
| 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について        | 1 2 1 |
| .....                                               | 1 2 1 |
| (提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)                     |       |
| 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度さつま町水道事業会計決算の認定について              | 1 2 1 |
| (提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)                     |       |
| 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について      | 1 2 1 |
| .....                                               | 1 2 1 |
| (提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)                     |       |
| 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について            | 1 2 1 |
| (提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)                     |       |
| 報告第 5 号 平成 2 5 年度健全化判断比率の報告について                     | 1 2 6 |
| (内容説明・質疑)                                           |       |
| 報告第 6 号 平成 2 5 年度資金不足比率の報告について                      | 1 2 6 |
| (内容説明・質疑)                                           |       |
| 議員派遣の件                                              | 1 2 7 |
| (決定)                                                |       |
| 閉会中の継続審査・調査について                                     | 1 2 7 |
| (決定)                                                |       |
| 閉 会                                                 | 1 2 7 |



平成26年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

平成26年9月9日



平成26年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開議期日 平成26年9月9日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 平八重 光輝 議員 | 2番  | 木下 敬子 議員  |
| 3番  | 宮之脇 尚美 議員 | 4番  | 桑園 憲一 議員  |
| 5番  | 森山 大 議員   | 6番  | 東 哲雄 議員   |
| 7番  | 岩元 涼一 議員  | 8番  | 新改 幸一 議員  |
| 9番  | 木下 賢治 議員  | 10番 | 川口 憲男 議員  |
| 11番 | 米丸 文武 議員  | 12番 | 新改 秀作 議員  |
| 13番 | 岸良 光廣 議員  | 14番 | 上久保 澄雄 議員 |
| 15番 | 柏木 幸平 議員  | 16番 | 舟倉 武則 議員  |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |         |            |         |
|--------|---------|------------|---------|
| 事務局 長  | 中間 博巳 君 | 局長補佐兼議事係 長 | 半崎 幹男 君 |
| 議事係 主任 | 神園 大士 君 |            |         |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|         |          |         |         |
|---------|----------|---------|---------|
| 町 長     | 日高 政勝 君  | 副町 長    | 紺屋 一幸 君 |
| 教 育 長   | 東 修一 君   | 総務課 長   | 湯下 吉郎 君 |
| 企画財政課 長 | 崎野 裕二 君  | 税務課 長   | 松尾 英行 君 |
| 福祉課 長   | 王子野 建男 君 | 介護保険課 長 | 中村 慎一 君 |
| 健康増進課 長 | 四位 良和 君  | 耕地林業課 長 | 杉水流 博 君 |
| 教育総務課 長 | 上野 俊市 君  | 学校教育課 長 | 藤崎 毅 君  |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 47 号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について
- 第 6 議案第 48 号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 49 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 50 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 51 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 10 議案第 52 号 平成 26 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 11 議案第 53 号 平成 26 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 54 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 議案第 55 号 土地改良事業の施行について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第3回さつま町議会定例会を開会いたします。  
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせいたします。

---

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、東哲雄議員及び7番、岩元涼一議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの22日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの22日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。  
一般的なことについては、お手元に配付してありますので、口頭報告は省略します。  
監査委員から例月出納検査及び使用料収納業務の監査並びに平成26年度備品監査結果報告等がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。  
これで、諸般の報告を終わります。

---

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。  
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところであります。

この中で、7月29日の奥薩摩水と緑の里づくり推進協議会中央要望会に関する事項と、8月25日から26日にかけて開催されました第5回地域医療トレーニングキャンプ in さつま町について補足して御報告いたします。

まず、7月29日に行われました奥薩摩水と緑の里づくり推進協議会中央要望会についてであります。

奥薩摩地域を含む川内川流域は、平成18年の県北部豪雨災害被災後、河川激甚災害対策特別緊急事業の導入などにより、住民の安全の確保はもとより、住民の憩いの場としての親水ゾーンに生まれ変わった川内川に、周辺住民も親しみを感じているところでございます。

また、引き続き進められた鶴田ダムの再開発事業により、さらに防災、減災に画期的な効果をもたらすものと期待をいたしているところでございます。

このようなことから、さつま町、伊佐市及び国、県関係機関で構成しております奥薩摩水と緑の里づくり推進協議会、現在私が会長をさせていただいておりますが、この中で県道鶴田大口線の整備促進、これは鶴田ダムから伊佐市に通じる道路でございますけれども、県道でございますが、この県道鶴田大口線の整備促進、それから、鶴田ダム再開発事業に関連しました周辺整備計画について、観光庁長官、国土交通省の技官、総括審議官、技術審議官、水管理国土保全局長、道路局長等に要望をしまいたしたところでございます。

特に、この中で河川激甚災害対策特別緊急事業で実施されましたさまざまな治水技術、そして全国に類のない鶴田ダム再開発事業、そして「東洋のナイアガラ」と称されております曾木の滝、日本一のホテル群れの観賞地であるこの川内川、こういった豊富なこの地域資源のこれらを丸ごと学習及び体験できる観光拠点施設としての情報発信を広くやっていきたいということで、防災ミュージアム、いわゆる記念館的な施設を鶴田ダムに整備をしていただくことを強く要望いたしてきたところでございます。

次に、8月25日から26日の2日間開催されました鹿児島大学離島僻地医療育成センターによる第5回地域医療トレーニングキャンプ in さつま町についてであります。

これについては、南日本新聞でも2回ほど掲載、紹介されております。昨年実施をいたしました救急医療を考えるシンポジウムをきっかけに、鹿児島大学が地域住民との交流を通じて地域医療の現状を知り、その意義や役割について考えることを学習テーマとして実施いたしましたところでございますが、医学科、保健学科、歯学科の学生16名と、嶽崎教授を初めとします大学の関係のスタッフを含めまして、26名が本町でこの一泊二日のこういったトレーニングキャンプを実施されたところでございます。

1日目におきましては、さつま町における医療現場の現状を中心とした町内の歯科医師、あるいは保健師等によります講演会、グリーンツーリズムの現地体験や町青年団等との交流が行われまして、訪問された皆様にとっては、非常に受け入れ農家ともども大変好評をいただいたところでございます。

2日目におきましては、各グループで住民の家を訪問されまして、暮らし、地域医療、まちのよさとか病気の悩みなどにつきまして、町民の生の声をインタビュー形式で聴取する地域診断が行われたところでございます。本町の医療の現状、暮らし、魅力等を広く知ってもらえる機会となったと思っているところでございます。

参加されました学生からの意見としましては、「座学では学べない地域の真の生の声を聞くことができ、またさつま町民の温かさに触れることができた」と。「今後地域医療を目指していきたい」といったような声が聞かれたところでございます。

さつま町としまして、こうした事業を数年間実施をいたしまして、大学とか県に対して積極的

にPRをしていくことで、今後、期待する学生のこの地域枠の取り組みに向けまして、関係機関と連携を図りながら医師確保につなげていきたいと考えているところでございます。

以上で町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」、日程第6「議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第7「議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第8「議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第9「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第10「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第11「議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第13「議案第55号 土地改良事業の施行について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」から、日程第13「議案第55号 土地改良事業の施行について」まで、以上議案9件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第47号から議案第55号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」であります。

これは、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめ防止対策について審議するとともに、重大事態が発生した場合に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第48号、49号、50号については、来年の4月1日、2015年4月1日から子ども・子育て3法が施行されるということになりましたので、これに伴いまして必要な条例を制定するものでございます。

「議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

これは、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

この地域型保育事業と申しますのが、また後ほど課長のほうから説明がございましたけれども、定員が6人から19人の小規模の保育、それから定員が1人から5人の家庭的な雰囲気の中で、この居宅等で実施する家庭的保育、それから障害、疾病等で集団生活が著しく困難と認められる乳幼児等に対する居宅訪問型の保育、それから事業所に設置される事業所内での保育、これらの設備運営の主要事項を条例で制定しようとするものであります。

次に、「議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

これは、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、先ほどのさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

これは、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、地籍集積図等の交付手数料を適正な額に改めることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、農産園芸振興費に要する経費、このたびJA北さつまのほうで野菜の選果、トマトの選果場を整備するということでの補正であります。そのほかの道路橋りょう河川災害復旧費、道路維持費、農地・農業用施設災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億4,063万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億3,336万5,000円とするものであります。

次に、「議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、保険給付費、諸支出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,330万7,000円とするものであります。

次に、「議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは地域支援事業費及び一般会計繰出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ987万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,085万3,000円とするものであります。

最後に、「議案第55号 土地改良事業の施行について」であります。

これは、湯田原地区において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金によります土地改良事業を施行しようとするため、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○学校教育課長（藤崎 毅君）

おはようございます。それでは、「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（王子野 建男君）

それでは、「議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から、「議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」まで、3つの条例につきましてその内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（松尾 英行君）

「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」新旧対照表で内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、お手元の「議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、議案第54号につきまして御説明申し上げます。「平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（杉水流 博君）

それでは、「議案第55号 土地改良事業の施行について」を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっています各議案に対する総括質疑は、9月12日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月11日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時33分



平成26年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

平成26年9月11日



平成 26 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問  
平成 26 年 9 月 11 日（第 2 日）

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | (13)<br>岸 良 光 廣 | <p>1 子育て支援について</p> <p>(1) 現在、町として取組んでいる学童保育について、町長は十分であるとお考えか。あるいは、今後、さらなる改善が必要とお考えか伺う。</p> <p>2 行政改革・財政改革について</p> <p>(1) 急速な人口減少に伴って、定住策を町として現在取組んでおられるが、現在の定住策が十分であると考えておられるのか。又、定住策を進める上で、どのような目標を立てておられるのか伺う。</p>                    |
| 2   | (12)<br>新 改 秀 作 | <p>1 地域の活性化策について</p> <p>(1) 過疎高齢化の著しい地域の支援策として集落支援員、地域おこし協力隊等の導入は考えられないか。</p> <p>2 学校施設等の整備・管理について</p> <p>(1) 老朽化した校舎等の整備計画について</p> <p>(2) グラウンドの排水対策及び敷地整備の計画について</p> <p>(3) 夏場の高温に対する環境整備の状況と対策について</p> <p>(4) 校長住宅及び教頭住宅の整備管理について</p> |
| 3   | (14)<br>上久保 澄雄  | <p>1 町村合併の検証について</p> <p>(1) 合併 10 年を迎えるにあたり、合併効果（効果、課題等）を検証する考えはないか伺う。</p> <p>2 町有財産の管理と利活用策案について</p> <p>(1) 町有財産の有効な利活用策並びに町営住宅整備計画について、その取り組みと今後の対応策を問う。</p>                                                                           |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4   | (10)<br>川 口 憲 男 | <p>1 林業振興の更なる施策は</p> <p>(1) 森林の施業・保護に関する計画である森林経営計画は職員による作成を考慮しており、施業など維持管理業務については委託を視野に今後検討したいとの答弁が過去にあったが、その結果と進捗状況・効果の状況について伺う。</p> <p>(2) 森林の果たす役割は大きいことから、民有林等の維持管理に行政としての指導・育成対策が必要であり、また多面的機能を生かす更なる対策を進めるべきと考えるが、森林行政に対する考えを伺う。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 5   | (6)<br>東 哲 雄    | <p>1 無線放送施設について</p> <p>(1) 本事業は、通常5割、合併公民会は7割以内として補助金交付され、現在整備率が82%と聞く。町内の小規模の公民会にとっては整備が厳しいと思われる。合併後10年を節目に次年度より合併推進と併せ補助率の見直し等を行い、整備率を上げる考えはないか伺う。</p> <p>2 ダム公園跡地の活用策について</p> <p>(1) 18年度の豪雨による災害復旧工事により公園廃止となり、現在ダム再開発の為に用地として使用されているが、復旧、再開発が進む中、周辺の景観も大きく変化しつつある。</p> <p>今後、人々が集える場になればと思うが活用策について伺う。</p> <p>3 基盤整備について</p> <p>(1) 政府の来年度予算の概算要求は、過去最高となる見通しで、農林業の公共事業もその柱となっている。本町では大区画化した圃場が少なく機械化による規模拡大や省力化の為に基盤整備（大区画化）を進めるべきと思うが施策を伺う。</p> |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者  | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6   | ( 7 )<br>岩 元 涼 一 | <p>1 空き家対策について</p> <p>(1) 空き家の有効利用を目的にバンクが設立されているが、現在の登録状況とこれまでの利用状況及び今後の課題について伺う。</p> <p>また、空き家の中には周囲に危険を及ぼす状況と見受けられるものがある。適正な管理がなされるように指導することはできないか。</p> <p>2 集落営農組織の育成について</p> <p>(1) 将来の地域営農を維持していくための方策として営農組織の設立が進められ、町内にも3つの法人が組織されている。その他にも組織化を目指し話し合い活動が進められているものと考えてるが、現在の状況はどうか。</p> <p>組織を維持していくためには、作業機の導入や機械の更新など多くの課題がある。経営状況の分析指導を行ないながら、機械導入などの支援策を講じる考えはないか。</p> |
| 7   | (15)<br>柏 木 幸 平  | <p>1 道路維持管理について</p> <p>(1) 人口減や高齢化により、町道や農道、林道など道路の草払い作業や伐採作業など地域による道路維持管理が年々難しくなっている。今後の対策を伺う。</p> <p>2 ふるさと納税制度について</p> <p>(1) ふるさと納税の推進を図るため、各自治体ではさまざまな取り組みをされている。本町の取り組みと対策を伺う。</p>                                                                                                                                                                                           |

平成26年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成26年9月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 平八重 光輝 議員 | 2番 木下 敬子 議員   |
| 3番 宮之脇 尚美 議員 | 4番 桑園 憲一 議員   |
| 5番 森山 大 議員   | 6番 東 哲雄 議員    |
| 7番 岩元 涼一 議員  | 8番 新改 幸一 議員   |
| 9番 木下 賢治 議員  | 10番 川口 憲男 議員  |
| 11番 米丸 文武 議員 | 12番 新改 秀作 議員  |
| 13番 岸良 光廣 議員 | 14番 上久保 澄雄 議員 |
| 15番 柏木 幸平 議員 | 16番 舟倉 武則 議員  |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 事務局 長 中間 博巳 君  | 局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君 |
| 議事係 主任 神園 大士 君 |                   |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 町 長 日高 政勝 君       | 副町長 紺屋 一幸 君    |
| 教 育 長 東 修一 君      | 総務課長 湯下 吉郎 君   |
| 企画財政課長 崎野 裕二 君    | 財産管理課長 小永田 浩 君 |
| 福祉課長 王子野 建男 君     | 農政課長 平田 孝一 君   |
| 担い手育成支援室長 貴島 晃人 君 | 耕地林業課長 杉水流 博 君 |
| 商工観光課長 高橋 哲郎 君    | 建設課長 三浦 広幸 君   |
| 教育総務課長 上野 俊市 君    |                |

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、13番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。

まず、1番目に、子育て支援について。

現在、町として取り組んでおられる学童保育について、町長は十分であるとお考えか。あるいは、今後さらなる改善が必要とお考えかを伺う。

次に、行財政改革について。

前回、6月議会でも質問しましたとおり、今年度26年度で5カ年計画が終了し、来年度から新5カ年計画の作成に入っておるという町長の説明がありましたが、それに伴い、現在、急速な人口減少に伴って、定住策を町としても取り組んでおられるのですが、現在の定住策が十分であるとお考えであるか、また、定住策を進める上でどのような目標を立てておられるのか伺う。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。一般質問のトップバッターとして岸良光廣議員から御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、子育て支援についてということで、学童保育は子育て支援対策の一環として、保護者が労働等によりまして、昼間、家庭にいない小学校低学年の児童等に対しまして、適切な遊び、あるいは生活の場を与えまして、その健全な育成を図ることを目的として実施をしているものでございます。

町内では、えいしん児童クラブ、恵光学童クラブ、錦光少年クラブ、それぞれ法人に委託をしているほかに、永野学童クラブにありましては町の直営として運営に当たっているところでございます。この4クラブの平成25年度の利用実績を見ますと、年間約290日、延べ2万1,000人でございまして、1日平均87人の児童が利用をいたしております。学童クラブを利用されている保護者からは、夫婦共働きやひとり親であるために、土曜日や長期休業中に開設されることに対しまして、感謝の声が出ているところでございます。子育て支援を推し進める中で、その効果というのは大きいものがあると考えております。

今後におきましては、利用時間の延長の問題とか、あるいはまだ学童保育はしていない地域への開設、そういったことの検討をする必要がありますし、学校再編によります対象児童増加への対応等々、今回、さつま町の「子ども・子育て会議」ということで設置をいたしております。関係機関の皆さん方のいろんな幅広い御意見等を踏まえながら、こういった充実をしまっている必要が

あるかと思っているところでございます。また、これまでの事業の検証も行いながら、内容の充実を図っていく考えでございます。

次に、行政改革・財政改革についての定住対策の関係でございます。

このことにつきましては、以前もいろいろと御質問もいただいたところでございますが、総人口の減少社会、日本全体がそういう時代に入っているところでございますけれども、人口減をいかに食いとめるかという課題に向けまして、このことにつきましてはさまざまな取り組みというのが求められるところでございます。

医療・福祉分野におきましてはもちろんでございます。保育料の軽減の問題、あるいは中学生の医療費の助成まで拡大をしておりますけれども、そのほか、地元のところで安心して住めるための医師の確保対策、あるいは働く場、商工業、農業の振興ということもございますし、そういうことで後継者の育成とか、あるいは新規参入就農者への支援、企業立地に対する助成、あるいは企業誘致活動。

住環境の分野につきましては、そういった住みやすい環境づくりということで、現在では、新しい時代に向かって太陽光とか、あるいは浄化槽の設置に対する助成、あるいは住宅のリフォームの助成、分譲団地の販売、さまざまな分野にわたりまして、総合的な施策を講じながら定住に努めているところでございます。

ことしから、定住に関する新たな施策の展開としまして、周辺地域等の移住定住促進助成制度も創設をいたしまして町外からの移住を促進をしますとともに、町周辺地域への定住と活性化を図っていくとしたところでございます。制度がスタートをいたしまして、まだこの制度につきまして半年でございますけれども、これまで町外から7件、町内が7件、合計14件の申請がなされております、移住定住への一定の効果が現れつつあるところでございます。

これまで各分野で行っている定住対策につきましては、制度の見直しとか、あるいは拡充、新規施策の取り組みが必要ということで、やはり時代のニーズに対応した施策の推進が必要かと思っております。

ことし、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が出しました中で、非常にショッキングな人口減少があるということで、いわゆる「増田ショック」ということも言われておりますけれども、やはりこういうことを踏まえまして、私としましても庁内にプロジェクトチームを設置をいたしまして、この人口歯どめ対策について具体的な作業を進めてほしいということで指示をいたして、既に作業に着手をいたしているところでございます。短期的、中・長期的な視野に立って、この問題については取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

## ○岸良 光廣議員

今、町長からいろいろ説明がありましたが、まず、児童保育についてですが、実は、なぜ、私はこれを質問したかといいますと、私の孫も、実は児童保育に行っております。ただし、今、町長の説明のありましたえいしん児童クラブ、恵光クラブ、錦光保育園、永野保育園ではなくて、それ以外の児童保育に行っております。

その関係で、いろいろ気になりました点から、ちょっと、私なりに調べさせてもらったんですが、今、町が直営で運営している永野学童クラブ、これはさつま町が直営ちゅうことになっているみたいです。それから、えいしん児童クラブ、恵光学童クラブ、錦光保育園、これは町が委託をしているということなんですが、そこで非常に気になるのが、これはえいしん児童クラブ、これは盈進小学校の一部の施設を使って委託をしていると、これに25年度、実際の児童が101名参加しております。その中に、1年生が42名、2年生が35名、これ全体の76.2%

がえいしん児童クラブで児童保育を利用していると。

ただし、そこに、これは、放課後もなんですが、夏休み、夏期等の長期休み等もこれは当然入ってるんですが、えいしん児童クラブに職員の方が、正職員が2名、臨時職員が1名、計3名なんです。3名で、夏休み等も含めて約101人を見てると。1人当たり、どのぐらい見てるのかと見てみますと、えいしん児童クラブでは、職員1人当たり33.6人、約34人を見ているという計算になるんです。それから比較して、今度は恵光学童クラブ、これは全体で28名です。ここに、同じく職員が1名、臨時職員が2名、計3名、職員1人当たり9.3名です。錦光保育園、これは25名で、同じく職員は臨時職員3名、1人当たり8.3人。永野児童クラブ、これは29名で、臨時職員が1名、1人当たり29名という、1人の職員に対する児童を見なければならぬ数が、ものすごく大きな開きがあるんですよ。

特に、盈進小学校の場合、ちょっと聞いてみますと、この約101名の児童が1カ所に入る施設がないと。それで、その児童を1時間、もしくはどのぐらいか判りませんが、校庭を利用して時間を過ごす組と、室内において時間を過ごす組と分かれてやっているんだというのをちょっと聞いたんですが。そこで、この3名で本当に、1人当たり34名の目が届くんだろうかなと。

特に、ことし盈進小学校で悲惨な事故もありました。そういうのを考えた場合に、例えば、これは町が直営している永野クラブもですが、ほかの3つも町が委託をしているんですよ。ということは、これで、もし事故があった場合に、前回の悲しいそういう事故がありましたが、もし何らかの事故があった場合に、これは町が責任を問われるということになってくると思うんですが、その辺を、私が聞きたかったのは、本当に町長は、この今の職員の人数でえいしんと永野児童クラブの、町長がいつも言われます安心安全、特に、共働きのお母さん方が安心して子供を預けて仕事をして生活ができる、そういうのを町長がうたっておられますが、本当に今のこの現状を考えたときに、お母さん方が安心して子供を預けておれるような状況にあるとお考えなのか、その辺をちょっと伺います。

#### ○町長（日高 政勝君）

えいしん児童クラブの関係、確かに、今101名ですか、登録をされていらっしゃるところでございます。長期休業中につきましては69名という数字が出ておるところでございます。そういう中で、今おっしゃったとおり、正規職員が2人、臨時職員が1人ということで、3名の方で対応をしていただいているということでございます。

非常に学童保育の要望というのは、年々増加傾向にあるところでございます。こういう実態を踏まえまして、いわゆる保育期間中の安全面というのは、十分留意をしていく必要があろうかなと思っておるところでございますので、この辺につきましては、今後、やはり先ほど申し上げましたとおり、ちょうど今、その関係の機関の皆さん方と放課後学童のあり方についてを含めまして、今回の「子ども・子育て会議」の中で検討もしていただくようにしておりますので。

そしてまた、今、えいしん児童クラブは吉祥園の保育所のほうにお願いをいたしておりますので、この辺の関係は、そしてまた学校を利用する施設のことでありますので、こういった関係機関の皆さん方と十分、今後のあり方については検討をしてみたいと思っておるところでございます。

#### ○岸良 光廣議員

町長、私が質問しているのは、町長がどのようにお考えかちゅうことです。今のこの現状が、今後のことは今後のことで、町長の説明があられたわけですけど、今後のことに生かすために、町長が現状をどのように考えておるか、町長の考えを伺いたいちゅうことです。

それと、夏期の問題が出ましたけども、夏期はえいしん児童クラブが今年度登録されているの

が69名、これを3名で見ますと1人当たり29名、恵光学童クラブが夏期が21名、職員数ですと1人当たり7名、錦光保育園、これが29名で、職員1人当たりが9.6人、永野学童クラブが28名の登録で、職員1人当たり28名と。

要するに、えいしん児童クラブと永野クラブが、職員1人に対する子供を見なければならない数が、恵光学園と錦光保育園としますと、もう3倍ぐらいの児童数を見なきゃならん。これを町長がどのように、まずお考えなのか、町長の考えを伺いたいということです。お願いします。

○町長（日高 政勝君）

それはもう、今それぞれ、各クラブごとに1人当たりの児童数のことを言われましたとおり、1人で保育をする方々がかなり多いですから、それはもっと増やすということが必要かなと、本当に大変なところがあるかなと、それはもう、そういうふうにとめております。

○岸良 光廣議員

それでは、職員の数を増やしていくという受け取り方でよろしいんですか。お願いします。

○町長（日高 政勝君）

それは、実際、吉祥保育園とか、そういう皆さん方とお話をした上で、もうちょっと必要だなということであれば、また、それなりの対応は必要かと思えますけれども、その辺は、また今後、十分協議をさせていただきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

私が、一番ここで心配しているのは、この101名、夏期の69名とありますが、このうち盈進小学校の児童クラブは101名中77名、約76.2%が1年生と2年生なんです。1年生が42名、2年生が35名。非常にまだ低学年で、遊び始めるとどこまでも遊んでしまう、そういう年代だと思うんですが、その辺を考えたときに、これは本当に早急に、今後のことは、ただ、そういう委員会に任せるんじゃないくて、町長として、こうしなきゃならんとか、こうしたいとかいう意見を出してもらわなければ変わらないんじゃないかなと思います。

次に、えいしん児童クラブについてですが、盈進小学校の一部の建屋を利用されているんです。ここに、夏期の約70名、これが全員収容できない、それだけのスペースしかない、そういう状況で行われていると。これに対して、これは先ほどありましたように吉祥保育園が委託を受けてるんですが、小学校側はこれをどのように考えているのかなと。今回、先ほど申しましたとおり、盈進小学校で痛ましい事故が起きましたけども、その盈進小学校の学校側として、この職員と人数に対して本当に安全にできているのか、また、小学校側としてどのような意見を持たれているのか、その辺がありましたら、町長、説明願いたいと思うんです。

○町長（日高 政勝君）

えいしん児童クラブについては、現在、教育相談室を利用して実施をしているところでございます。そこが今まで空いているということでの、当初のスタートからずっと始まっているわけがありますので、これは確かに手狭といえば手狭という感じもしないまでもないわけでありまして。したがって、室内と室外と分けた形での利用になっているんじゃないかと思っておるところでございます。

今後のことについては、学校側との関係というのは、学校のいろんな教育の現場との関係がありますので、そこはまた、それなりの現場のことも聞かなきゃならないと思っておりますけど、現状はそういうスペースを利用してやってるということでありますので、ほかのところを拡充したりとかそういうようになりますと、将来的には、ここについては北部の3小学校が入るということもありますので、そういうところは総合的に判断をしなきゃならないというふうに考えております。

○岸良 光廣議員

今、町長が総合的に判断していきたいということなのですが、やはり、事故が起きてからでは遅いですよ。これは、いつどこで事故が起こるかわかりません。

特に、町長の方針でも「安心・安全な子育てができるまち」というのを町長はうたっておられます。それを考えたときに、普通、今の状況を見て、恵光学園、錦光保育園は1人の職員が7名もしくは10名を見ているそういう状況と、えいしんと永野クラブは29名、28名を1人が見るんだと。しかも、えいしんについてはスペースが本当に狭くて、屋外と屋内で分かれて、そのときに本当に子供一人一人に、この職員の目が届いているんだろうかと、そう考えたときに、もし事故が起きたら、町としてどういう責任を果たすのかなと。

そこ考えれば、やはり職員の数もですが、この児童保育というのは、今後もどんどんどんどん増えてくると思うんです。特に小学校の学校再編がきます。盈進小学校にも、またほかの小学校から児童が入ってきます。そうすると、こういう夏期の時期、あるいは放課後の時間を使って児童保育をお願いしたいという数が増えてくると思うんです。それを考えたときに、本当に「安心・安全な子育てのできるまち」、これを町長がうたっておられますけども、まず第一に、子供たちが安心して児童保育ができるスペース、建屋、これをまず第一に考えて、次に、子供たち一人一人に目が届くような適正な職員の拡充、これは町長として、やはり町民の安全を守るという立場から、まず第一にやらなきゃならない子供たちのための政策だと思うんですが、その辺を、町長、もう一回、お考えをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、町民の安全安心というのは最も根幹的なことなんです。子供たちにしろ、こういう環境の中で学童保育が行われる、あるいは小学生、中学生についてもですが、学校のそういう教育環境というのは、基本は安全であるということが大事でありますので、これは、今後もしそういう考え方に立って進めなければならないと思っています。

ただ、学校の教育の現場のところを使っているわけですから、例えば児童クラブについては放課後を利用してのことでございます。それなら、場所を、学校をかえたときにどこにするかという問題になると、また別途物色せにゃいかんちゅうことになりますので、やはり今ある施設の中でどのように有効活用していくかと、そして、おっしゃるとおり、安全な形で保育をしていくということ、そういう点で考えて、両面から考える必要があろうかと思っております。

○岸良 光廣議員

余り、これに時間をかけられないんですが。ただ一つだけ、先ほど町長に質問して、まだ回答をもらってないんですが、これは盈進小学校の一部の施設を、スペース的には狭い施設を吉祥保育園が借りて委託を受けてると。これに対して、本当に予期せぬ事故、想定外の事故というのが、今回、死亡事故が発生しました。そういう想定外の事故が起きてはならんわけですよね。そういう点から、今のこの現状で盈進小学校の校長もしくは教員の方々は、この今の盈進小学校の一部の施設を使っただけの学童保育に対してどのようにお考えなのか、好ましいと考えておられるのかどうか、その辺が、もしありましたら、ちょっと説明していただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

直接、そういう校長先生とか先生方のほうからはお伺いをしておりませんけども、現実にかこうして利用させていただいているわけですので、お互いにそういうのは共通理解のもとに、おっしゃる安全は最高に期してやらなければならないと思っております。

○岸良 光廣議員

できれば、小学校等にも確認をしていただきたいなと。なぜかといいますと、この盈進小学校

の問題については、町長も先ほどから説明されているとおり、盈進小学校内の施設を使っているんです。で、委託先が吉祥保育園なんです。これで、もし事故が起きたときに、どこが責任を持つのか、その辺をちょっと、町長、御説明願います。

○町長（日高 政勝君）

責任問題というのは、そういう想定を前提にしながらということよりも、まずはそういうことが起きないように最善を尽くしていく、これが行政の仕事です。

○岸良 光廣議員

それならば、事故が起きないように最善を尽くすということであれば、今回の小学生の転落事故、死亡事故、こういうものは起きなかったと思います。

やはり、行政として、本当に「安心・安全な子育てができるまち」を、町長が言われるとおり、そういう形をつくっていくのであれば、いろんなことを想定して事故が起きないように、スペースあるいは職員の人員、そこを適切に、町長、判断をしていただいて、みんなが安心して児童保育に預けられる、そういう状況をつくっていただきたいと、これは、もう要望しておきます。

次に、行財政改革についてですが、これも前回の6月議会で町長に質問しました。ことし、26年度で合併特例債が終わります。そうすると、来年度から5年間かけて、一番最高で12億、5年間で30億の普通交付税が削減されるんだという説明がありました。そこで私が、人口をこれ以上減らさないためには、さつま町外からさつま町に移り住んでいただく、それをやるべきではないですかというのを質問しました。

これに対して、私は0歳児から中学生もしくは高校生までの子育て世代、この子供を育てる世代の方々に町営住宅もしくは今後、廃校になる学校等をリフォームしてできれば月額1万円ぐらいで子育て世代に町外からさつま町に移住してもらい、そういうことはできませんかと質問しました。

なぜ、これを質問しているかといいますと、私が質問したときには、1回目の質問でも、町として定住策を進める上でいろんなことは進めておられるんですが、目標があるんですかという質問を、本日1回目にしたと思うんですよ。

なぜかといいますと、いろんな政策をつくるにしても、例えば、5年後に50人ぐらいの移住者を目指すんだとか、あるいは10年後に100人ぐらいの移住者を目指すんだとか、そういう目標を設定して専門機関をつくってやれば、それなりの効果は出てくると思うんですが、今、こういう対策もとっております、こういうこともやります、あるんですが、実際はそれに目標があるのかなと。

なぜこういうことを聞くかといいますと、前回も言いましたけど、県の、これは新聞にも出てきましたけども、2010年の若年女性、子供が生まれる世代、これが2010年にはさつま町で前回も説明しましたよ1,951人、現在おるわけです。ところが、これが2040年、約30年後には927名に減少すると、さつま町の場合は、子供が産める世代が52%減るんですよ。

そこを考えたときに、町長として、町長というのは、今の、現在の、現状の遂行していく町行政だけではなくて、やはり、町のトップとしてさつま町の未来を考えたときに、5年、10年、もしくは15年先のプランを掲げて、それをみんなで達成していく、そういう方向を得るためにも、目標がなければならぬと思うんですが、本日の1回目の質問で目標があるんですかという質問をしましたが、それについて目標があるのかなのか、もしあるとするならば、どのような目標を掲げておられるのか、お願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

目標を掲げることは簡単なんです。数値目標を持って、それに当たる。これは非常に簡単なことだと思いますけども、ただ、現実には、日本の総人口が２００８年、２０１１年からどんどん減る中で、増やしていくということは至難のことだと私は思います。ただ、この人口をいかに減らさないような工面をどうするかということが当面の大きな課題だと、私はそのように受けとめております。

したがって、まずはやっぱり、お子さんたちが産まれるような環境をどうしてつくっていくか。今おっしゃったとおり、統計データとして、さつま町も５２％、将来、子供さんを産む女性の数というのは減りますよというデータはしっかりと我々も把握して、それなりにまた、どう対応していくかということは大きな課題として受けとめているわけであります。

したがって、まずは人口を維持をしていくためには、産まれる子供さんが、できるだけ１人でも多く産まれる、そのためには若い女性、そしてまた若い女性が生まれてくるような環境をつくり上げていくということが大事かと思っております。

それと同時に、おっしゃるとおり、町外から、できるだけさつま町に入ってきていただく。例えば、ふるさとの出身の方が一旦出郷されて、それからまたふるさとにお帰りになる、そういう方。それとまた、さつま町の魅力を発信をして、さつま町に行ってみよう、そしてまた、ここはいいまちだということで住んでみたいと、そういう一つのＩターンの形の人口の確保。そしてまた一方では、若者ができるだけ町外に出ていかないような工面をしていく必要があろうかと思っております。それは、やっぱり働く場ですよ。大きく分ければ、そういうパターンにあるかと思っておりますので、そういったことを考えながら、この定住対策というのは進めていく必要があろうかと思っております。ただ、やみくもにいろんな手だてをやることじゃなくて、しっかりとした目標というのは、数値的な目標を立てることは、それは簡単です。今申し上げました、なかなかこれは難しいと思います。具体的に、なら、どうするかということを、そこから早くいろんな手だてを講じていくことが大事かと思っております。

おっしゃるとおり目標があって、それに向かって努力する、これも確かに大事でありますけども、かなわないような目標を立てたって意味がないと私は思います。現実の世界の中で何ができるかということをしっかりとやっていくことが、まずは大事なとそのように考えております。

#### ○岸良 光廣議員

まさか、町長から、目標が、つくるよりもという話がありましたが、それを町長が言われるならば、今の安倍政権は２０３０という目標を掲げております。２０年までに女性の登用を３０％までということで、今回の第２次安倍政権でも５人の女性閣僚が出ておられます。これは今までなかったことだと思うんです。

それと、なぜ私が、この定住策をしつこく質問するかといいますと、前回も一般質問したと思うんですが、このさつま町に在住している方々が通勤時間３０分、もしくは４０分かけて薩摩川内市、大口、あるいは出水、近隣のところにかなりの方が勤めておられると思うんです。それを考えたときに、今、町長が言われた説明では、働く場がなきゃ人が来んのだということを言われましたけども、今、さつま町の中で働く場としては非常に少ないです。

しかし、人口を増やすためにはさつま町をベッドタウン化するんだという考えがあれば、勤めは薩摩川内市でも、あるいは大口でも出水市でも、３０分、４０分かけて通勤できるところから。

なぜそういうことをいいますかという、薩摩川内市は、この前も説明しましたが約４万５、０００円くらいがアパートの平均賃料なんです。さつま町は若干高いんですけども、それが町営住宅もしくは廃校になる校舎などをリフォームをして、子育て世代に限って家賃１万円で受け入れますよというのを大々的にアピールした場合に、若い子供を育てる世帯ちゅうのは給料が

そんなに多くないんですよ、まだ。そこに、家賃が4万、4万5,000円払っているところに、1万円でこれだけのスペースで入れるんだということで定住策の促進として進めた場合に、勤めは薩摩川内市かもしれませんが、住居はさつま町に移ったと。始良ベッドタウンとかいろんなところありますけども、これはさつま町として人口を増やすというよりも、これ以上、人口を少なくさせないための方法として、やはり大胆なことをやらなければ、人口を減っていくこと、抑えることはできないと思うんです。

仮に、先ほど、私が目標と言ったのは、町長が、仮にそういう方策をとって専門の部署をつくって、さつま町に移住してもらい、そういう専門部署をつくって、例えば1年に10人の移住を目標しようとか、10年間で100人、目標しようとかいうことで進めた場合に、仮に10年間で100人の移住者が来たと、そうすると4人家族であれば400人ですよ。

今の現状、ここ2年間のさつま町の人口減少を見ていくと、年間に約400名近い人が減っていったるんです。10年間で3,000名ですけど、ここ二、三年のところで見ると、約、年間400名近い方、人口減が起きている。それをどうやって食い止めるかちゅうと、減っていくのを幾分かでも柔らかく、減っていく速度を遅くする、もしくは何とか食い止める。そうすることは、もう移住してもらいしかないんです。その辺を、もう一回、町長にお聞きしたいのは、そういう考えで取り組むお考えはないかどうか、お願いします。

#### ○町長（日高 政勝君）

先ほど岸良議員がおっしゃった、しっかりとした目標を持ってということなんですが、高度成長をする時代、振興計画をつくるときには一つの将来像として、例えば、さつま町の人口は将来人口としてここまで持っていけますよと、そういううたい方をしていったんです。高度成長のころは。いわゆる子供もどんどん産まれる時代、そういうのはありましたけど、今の日本は、先ほど言ったとおり減少社会に入っている。そしてまた、増える状況じゃない状況が、先ほど女性の人口が減って、産まれる子が減りますよという、そこもおっしゃったとおり、そういう時代になってるんです。そういう中で、なら、これ以上減らさないためにはどうするかと、そこが一番課題になってるということを申し上げたところです。

それで、おっしゃるとおり、少なくとも家賃にしましても、さつま町はどっちかというアパートの家賃が5万円とか、高いよねということは以前からずっとお聞きしております。したがって、やはり住みやすい環境となりますと、「住」というのが一番大事なことでありますし、衣食住というのは言われておるとおりであります。若い世代はそれだけの収入がないとなると、ある程度ふさわしいような家賃でもって住んでもらう、このことは非常に大事かと思っております。

したがって、公営住宅というものもありますけども、これもやっぱり収入基準というのがあって条件がありますので、なかなか、みんながみんな入れる状況ではない。戸数にも制限があるということでもありますから、できたら財政的なゆとりがあれば、全くそういうものに制限をされない若者が住んでいただく、子育て世代が住んでいただく、そのためにはそういった新しい町単独の住宅をつくり上げて入ってもらい、これも、私は考えの一つとは思っております。財政的な問題が許せばです。今も担当課のほうにも、そういうことをやりたいねということで、団地については公営住宅のほかに、そういう町独自の若者限定の入るようなことをやっていこうかということも話をしているところであります。

したがって、今後の住宅政策の一環としてはそのようにやっていきたいと思っておりますが、一つは人口が減る原因、さつま町の場合、高齢化が御存じのとおり36%ですから、とにかく高齢化の自然減、生まれる方の統計データは、毎月、広報誌を出しておりますけれども、いつも人口データを出しておりますが、生まれる方の大体3倍、平均して3倍、亡くなる。そういう自然

減で人口が減っていく実態です。それで、転入とか転出の割合というのは、そんなに大きくないです。場合によっては転入が多い月もあるんです。そういう社会増減っていうのは余り差はないですけど、要は自然減でうんと減っていく、そういう人口の実態になっておりますので、要は高齢者の皆様方が健康で長生きしていただく。今、平均寿命と健康寿命という言葉がありますけども、健康寿命でも世界一でありますけども、平均寿命との差というのが10歳あるんです、男女とも、大体。これを、とにかく健康でいらっしゃるときを、ずっと、1年でも長く、1歳でも長く生きてもらう。このことが人口の歯どめにもなっていく、そういう面もありますので、そういう手だても、今、一生懸命やっているんです。

町外から入られる、あるいは子供の数を増やす、そういう面と同時に、お年寄りの方が長生き、健康で、していただきたい。そういうことも人口の維持につながっていくわけでありますので、そういうあらゆる面から取り上げてやっていくわけであります。

#### ○岸良 光廣議員

今、町長が説明されたとおり、人口の減に歯どめがかからないと、これを目標を持ってどうこうちゅうのは非常に難しいというような説明なんですが、特に、町長が今説明された高齢者と若い世代の説明をされました。

私が、他町村から子育て世代を移住をしてもらうことを促進するために、低賃金の、さつま町独自の子育て世代の世帯に限って1万円くらいで町営住宅、もしくは今後、廃校になる学校等をリフォームをして、そこに移住してもらう、そういうことを進めるためにも、実際、数値的な目標を持っておられるのかなというふうなことで質問しましたが、目標数値はつくるのが難しいという説明ですが、これは普通、民間企業における人間からしたら、やる気がないんだなど。民間企業ちゅうのは数字だけの会社ではありませんけど、どんなに苦しい状況になればなるほど、自分たちが目標を達成するためには、いつぐらいまでに、1年後、2年後、5年後にはこういう形にしていこうよというふうな目標を立てて民間の企業ちゅうのは努力するわけですよ。

そう考えたときに、町長の説明が今もありましたけども、人口減をとめるためには町外から移住者を増やすしかないんですよ。さつま町の場合は、毎年約180名ぐらいの高校生が卒業していきますよね。そのうち、地元に残るのはほんのわずかですよ。だから、高齢者が自然減とともに、毎年、高校を3年生が卒業して大学進学もしくは就職で出ていきます。ということになりますと、毎年毎年400名、あるいは今後は400名以上の人口減がなってくるだろうと。

そうすると、さつま町の生産者数といいますか、これも町も出しておられますが、特に生産年齢人口、これが平成12年、さつま町では15歳から64歳、平成12年の時点で1万4,666人いるんだと。これは、さつま町が出しておられる統計です。それが、平成42年、約30年後には1万4,666人が8,655人まで減るんだと。ということは、人口減は高齢化社会になっていくにつれて、30年後は税金を納めてもらう年代が激減するんですよ。それを少しでも補うためには、やはり町外からさつま町に移住をしてもらうしか方法がないんだろうなど。毎年、さつま町は高校生が150名あるいは180名ぐらいが卒業して、そのうち何割が、町長、地元に残ると考えですか。もし、よろしかったらその辺のどこを教えてください。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに、新卒の方が町外に出て行かざるを得ないというのは、やっぱり働く場というのが限られているということであるかと思っております。

したがって、例えば、この役場にしてもですけども、できるだけ若い人が残っていただくように、優秀な職員として残っていただきたい。そのために、退職者があれば退職者に等しく採用をしたい、それはもう誰でも思っておりますけど、残念ながら、今、行政改革、行政改革というこ

とで、そういう時代でありますから、やむなく4分の1程度しか採用できないんですけども。それで、次の定員管理計画の中については、その辺も、やっぱり人口の関係もありますので、いろんな面から考えていく必要があるかなと思っております。

したがって、今、数字的に幾ら残るか、そこまではデータはつかんでおりませんが、やはり厳しい状況にあることは十分承知しておりますので、先ほどから言いますとおり、とにかくこの地元に残っていただくような手だてをどうするかということも、企業誘地の関係にしましても、町内の企業の地場産業の皆さん方も頑張ってください、あるいは農業の従事者の皆さん方も農業振興を図っていただく、そのことによって後継者が、まずは残っていただくことが大事かと思っておりますので、そしてまた、おっしゃるとおり町外からも魅力を感じて入ってきていただく、そういう手だてもいろいろと考えていく必要はあるかと思っております。

#### ○岸良 光廣議員

何回も何回も同じ質問と回答になってくるんですが、ここで1つだけ説明をしますと、先ほど生産年齢人口、平成12年は1万4,666人、これが平成42年には8,655人に減るんだという説明、これはさつま町が出している統計ですから。

ただし、高齢人口65歳以上、これが平成12年には8,819名、これが平成42年には7,425人、要するに高齢者の減少数と生産人口を見たときに、生産人口のほうが倍以上のスピードで人口減になっているということは、当然、一番最初この問題で質問したときに、ことしで合併特例債が終わって、5年間で、来年から普通交付税が約30億ぐらい縮減されると。そうすると6年目からは、今の普通交付税が平均約12億前後縮減された状態で町の運営をしなければならないと。

これについて、前回の6月の一般質問で町長にそのことを質問したときに町長の答えなんです、私が、ことしは約130億までいきますが、大体120億ぐらいのこれを維持できるんだかという質問をしたところ、町長は、規模的にはやっぱり120億を、決算では140億ということになりますけども、やっぱりスタート時点で、この120億をしっかりキープしていく、その辺の歳出削減をこれからやっていかないと厳しいんだろうなと考えていると。

また、町長は、判っているのは、交付税は、そういうことで合併を10年したら、10年後は減っていきますよと、縮減しますよと、5年間でゼロになりますよと、今の特例分はですねと。そういうことを想定をして、やっぱり歳出削減規模は圧縮せざるを得ないということを入れているわけですので、どの程度確実かと言われても、来年の予算編成というものは国も全く出てないし、我々もどこかつかみようなない状態ですというのを町長は説明されております。

これは、ただ、直近ですよ。来年、再来年、もしくは3年、この直近の問題ですよ。だから、私が町長に、この定住策で何回も何回も質問しているのは、町長が、5年もしくは10年先を想定して、もうさつま町としては、さつま町外から移住してもらうしか、人口減を少しでもスピードを遅くして、生産人口数を少しでも確保するためには、税収を少しでも確保するためには、他町村から移住してもらうしかないんですよ。これは町長が言うように、日本全国そうなります。

だから、さつま町独自の何らかのそういう定住策、もしくはほかの他町村がやっていないことを今からやって、10年後あるいは20年後には、ああ、日高町長がああときにああいう政策をとってくれたから、まだ何とかここまでできているんだなというような、町のトップとしての、現状だけではなくて、未来を見据えた感じでの政策、そういう定住策を、ぜひとっていただきたい。これは、さつま町が、20年後30年後、人口減で、町政が税金が流れ、どうにもならんのやということにならないように、長期的な展望で、町のトップとして責任を持って計画を組ん

でいただきたいし、なおかつそういう定住策といいますか、移住をしてもらえるような。今の若い子供を育てる世代は、食べることと着ることはあるんですよ。要は、どうやって少しでも安い住むところを確保するか、それによって移住してもらえるかどうかが決まると思うんです。

これには、やはりしっかりした計画目標を、町長が独自に目標を持って、それを各課のところ、もしくは定住策課という、もしそういう専門の部署ができますれば、そういうところに、そういう町長の意思をはっきり示してもらって、長期的な展望で立てていただきたいというふうに考えますが、町長、そのことについてはどうお考えでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

岸良議員がおっしゃることは、当面、非常に大きな喫緊として取り組むべき課題だと受けとめております。

これからも、このさつま町が、未来永劫的に発展をしていく、そのためには、やっぱり人あってこそでありますので、その中には、やはり支える形であります生産年齢人口がしっかりと分母としてたくさんいる、このことが将来を明るい展望にしていくなかというふうに受けとめておりますので。今ちょうど、この庁内にそういった人口減対策のプロジェクトを立ち上げたところでございますから、おっしゃるとおり、独自のいろんな施策が出てくる、そしていろんな方々の御意見を頂戴しながら、いいものができ上がるように努力をしていきたいと思っております。

#### ○岸良 光廣議員

最後に、1番目の質問であります児童保育、これも設備、スペース、それから人、そういうものを、やはり想定外の事故が起きないように、さつま町のトップとして責任あるそういう計画をつくって、スペース、人を何とか確保していただいて、また、定住策についても今申しましたとおり、長期的な展望に立っての何とか確実性を持った計画を練ってもらえますように、これは要望いたしまして、若干早いですが、私の質問を終わります。

#### ○議長（舟倉 武則議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、12番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

#### ○新改 秀作議員

私は、次の2点について質問いたします。

地域の活性化策について。

今まで何とか運営してきた集落も、過疎と加速する高齢化でコミュニティー機能を維持できなくなった集落の再生または統廃合が、今後においてどのようになっていくと予想されるのでしょうか。集落の機能の低下は町政に響く問題であります。また、農業、林業等の維持にも大きく響くこともあります。町政の基本的な単位の1つでもあります集落という観点から、これを維持すること、さらに今後、過疎と高齢化で限界集落の可能性のある集落を食い止めることを行う必要もあると思われます。

そこで、過疎・高齢化の著しい地域の支援策として、集落支援員、または地域おこし協力隊等の導入は考えられないか伺います。

2点目、学校施設等の整備・管理についてでございます。

近年、少子化の影響で学校運営も岐路に立ち、統廃合を余儀なくされている現状であります。それは我がまちに限ったことではありませんが、統廃合すれば、なおさらのこと子供たちがよりよい環境の中で勉学に、そして運動等精進できるよう、校舎の整備及び運動場を含めた敷地の整備が必要と思われます。

そこで、次のことについて質問を行います。

1 点目、老朽化した校舎等の整備計画はどのようになっているのか。

2 点目、グラウンドの排水対策及び敷地整備の計画についてどのように設定しているのか。

3 点目、近年は地球温暖化のため、著しく天候及び気温等の変化があります。夏場の高温に対する環境整備の状況と対策について伺います。

4 点目、校長住宅及び教頭住宅の整備管理についてはどうか伺います。

以上で、1 回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員のほうから2点について御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、地域の活性化対策ということでございますが、過疎高齢化の著しい地域の支援策として、集落支援員、地域おこし協力隊等の導入は考えられないかということでございます。

御案内のとおり、本町においても少子高齢化の進行が著しく、平成37年には人口も2万人を下回る推計も出ているところであります。このような状況から、ただいまもございましたとおり、人口減少に歯どめをかけるため、子育て支援策あるいは住宅のリフォーム助成、さまざまな取り組みを進めてきております。そして、本年度からは周辺地域活性化対策事業の新たな制度も創設をいたしましたところであります。

本町独自の取り組みとしまして集落の支援の対策としましては、地域元気再生事業ということで、町内20区全てに地域担当職員を配置をしております。全職員がこれに当たるという姿勢で臨んでいるところであります。地域づくりや各種イベント等のサポートを行っておりますけれども、その活動は先進的な取り組みといたしまして、それぞれの地域に定着し、一定の評価もいただいているところでございます。

地域おこし協力隊の導入につきましては、一部では定住に結びついた事例もあるようでございます。本町におきましても、地域おこし活動、あるいは農林業の支援、住民の生活支援、こういったことのために受け入れる業務があるかどうか、関係課で検討するように指示をいたしましたところではありますが、複数の業務で導入の可能性について意見が出てまいりましたので、導入につきまして具体的に進めるよう関係課に、さらに協議検討を進めるように指示をいたしているところでございます。

この地域おこし協力隊につきましては、どのような業務を担うかが重要となるわけであります。先進事例におきましては、地域に入って活動するケースが多くあります。本町におきましては、地域元気再生事業によりまして地域ぐるみの活動が活発でございます。地域内で、それぞれの役割を持って活動をされているところです。

この地域おこし協力隊員が地域に入り、今まで地域内の役割分担で行われていた分野をその主な業務としまして、そのあと3年後には転出ということになった場合、改めてこの地域内の役割分担で活動を展開できるのかどうかという一つのリスク面もありますけれども、地域行事への協力隊の導入については十分な検討をしながら進める必要があるかと考えております。

また、今回の地域おこし協力隊の制度は、都市部から地域に移住、定住することも目的の一つであります。したがって、従事期間終了後においては、いかに定住に結びつけていくかが特に重要だと考えております。そういった観点から、今後さらに検討を進めるように指示をいたしましたところです。

集落支援員につきましては、高齢化等の進行が著しい地域において、本町でも区公民館を単位としまして、高齢者お助け隊、いわゆるボランティアの活動であります。こういうものを結集をいたしまして、ごみ出しとか住宅内外の清掃、声かけなどを行っている地域もあります。やはり、地域の居住者で顔見知りであること、そこでプラス、高齢者の方々が安心して信頼をおけるとそういうことが大事かと思っておりますので、そうした取り組みを進める手段の一つとしまして、この地域元気再生事業の一般型ということで設けて進めております。現段階で、行政が直接、支援員を配置する方法ではなくて、地域の創意工夫による活動に期待をいたしているところであります。

そういうことで、現在も実際こういう取り組みをしている地域が出てきております。白男川地区とか、そういうところでも実際、室内外の除草とか植木の剪定、樹木の伐採、あるいは家財道具の整理とか室内の清掃、障子の張りかえ、そういった活動もやっていただいているようでございます。

2番目の学校施設等の整備・管理についてでありますけれども、まず、老朽化した校舎等の整備計画についてでございますが、町立の学校施設につきましては、老朽化の目安となります築後25年以上を経過した学校というのが、小学校では11校、中学校では3校ということになっております。全国的にも、昭和40年代後半から50年代にかけましての児童生徒が急増する時期に一齐に整備をされたというものでございますが、小中学校施設の保有面積の7割を占めております。老朽化の進捗が非常に深刻な状況になっているというのも事実であります。

このため国におきましては、老朽化した学校施設の対策を効率的、効果的に進めるための新しい補助制度、いわゆる長寿命化改良事業というのを25年度から新設をいたしております。本町におきましては、これまで耐震化工事を優先的に進めてまいりましたが、この耐震化工事の学校施設というのは、本年度で全て完了となるところでございます。

今後におきましては、学校再編、こういったことも視野に入れながら、できる限り多くの学校について、先ほどからもありますとおり安全面や機能面、こういったことを考えまして、改善を図っていく必要があるかと思っておりますので、国の補助制度もうまく活用しながら計画的な整備を進めてまいります。

次に、グラウンドの排水対策と敷地の整備であります。

町立学校のグラウンドの排水対策については、薩摩地域の4学校では全て排水対策工事は終わっているわけではありますが、ほかの学校においては部分的な、いわゆる対策はとられておりますけれども、全面的な排水対策までは至っていないというのが現状でございます。このため、近年、非常に異常な大雨が降りますと、翌日まで水がはけずにグラウンドが使用できないという状況もありますことから、グラウンドの排水対策も一つの課題と受けとめております。

現在、グラウンドの改修工事に対する国の補助制度はありますが、対象経費の事業費の割合ではなくて、対象の経費の3分の1ということでありますので、非常に限られた補助ということになります。全面的な改修工事となりますと多額の経費が必要ということでありますので、例えばその中でも学校によっては大きな巨木、センダンの木とか楠の木とかあるところもありますけれども、そういった巨木の根が支障になって、この暗渠排水がなかなか敷設できないという状況もございます。このようなことから、学校施設と同様に排水対策、敷地の整備についても、既存計画の見直しを進めながら、年次的に整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、夏場の高温に対する環境整備の状況と対策であります。

お尋ねの校長室等の管理諸室の全保有室数に占める冷房設備の設置率というのは16.6%であります。近年、地球温暖化の影響によりまして、夏場における温度も上昇傾向にありまして、

学校におきましては、管理諸室を含め、ほとんどの教室などに扇風機の設置、あるいはグリーンカーテンを設置をしていただくなど、さまざまな暑さ対策を講じていただいているところであります。

しかしながら、近年の夏場の暑さについては、異常とも思える状況にありますことから、風通しの悪い校長室などについては、空調設備の設置を検討していく必要があると考えております。ただ、設置あるいはランニングコストに多額の経費が必要でありますから、やはりスポットクーラー等、安価で対応できる方策等もあわせて検討しながら進めてまいりたいと思っております。

次に、校長住宅と教頭住宅の整備管理についてであります。町内のこういった住宅については、現在36戸管理をいたしております。建築から30年を経過した住宅が14戸、20年から30年経過した住宅が11棟ということで、20年未満が11棟となっております。これらの住宅については、毎年度、補修箇所の調査を行いまして、その改善に努めているところでありますが、建築から30年を超えた住宅の中には、今後、部分的な補修で対応できないというものも出てくると思いますので、これらについては全面的な改修、あるいは建て替えも必要になってくるかと思っているところであります。

また、教頭住宅については、学校からかなり離れている住宅等もありますので、立地場所の検討も必要かと思っております。今後におきましては、定期的に住宅等の状況を確認をしながら、随時改修を図るなど、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午前10時45分とします。

---

休憩 午前10時35分

---

再開 午前10時45分

---

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○新改 秀作議員

2回目の質問をします。

国では、過疎集落等における集落対策として、ノウハウ、そして識見を有した人材を委嘱し、市町村職員と連携し集落体制に取り組んでいくことを推奨しているわけですが、町の高齢化率を調べますと17の公民会で高齢化率50%以上であります。それに近づく集落というのはまたこの倍、30何個数あると思いますけども。当町では各地域で公民会組織が組織され、地域活動などによる共助が維持されていることなど、町民と行政との協議のあるまち作りとして、行政運営を行っている現状であります。

当町では、先ほど、町長のほうからありましたように、地域元気再生事業で20区に地域担当職員を配置しているというようなことでございました。この地域担当職員のこういう体制、私が申し上げています集落支援員制度の趣旨、機能が確保されていると判断されますか、それを町長に伺います。

○町長（日高 政勝君）

地域の活性化の一環としまして、役場の職員も地域の実態をしっかりと把握する。これが地方

公務員としての一番の大事なところだと思っておりますので、役場の机上だけで物事を判断して進めるんじゃないくて、地域の実態をしっかりと把握しながら、何が問題か、何をなすべきかということ判断をするためには、やっぱり地域に入ることも大事なと思ってこういう地域担当職員というのを配置をいたしております。

したがって、区の公民館におきまして、せっかくそういう職員を担当をいたしているわけがありますので、密接な連携をとっていただいて、いろんな地域の課題等について一緒に話し合っ、て、いろんな課題を解決していく、このことが大事かと思っております。

集落支援員については、こちらから担当職員はそれだけやっておりますけど、この集落の支援員というのは、また地域の細かな、いろんな、先ほどありました高齢者のお助け隊という形での日常のそういった支援ということになるかと思っておりますので、やはり地域が主体的になって、どなたか適当な方をお願いをしながら、そういう取り組みをしていただくことが大事かと思っております。

#### ○新改 秀作議員

集落の対策となりますと、集落の巡回あるいは状況把握、話し合いの支援、あるいはいろんなサポート、そういうのが地域窓口職員のほうで行われているわけですが、地域窓口職員でも細かいとこの集落の点検、あるいは話し合いをして、必要とある施策のそういう深いところになれば、なかなか担当職員では無理もあるのではないかと。そういうことで、町にも退職を迎えられる方、立派な有能な方も今からも出てくるし、そういうのを期待できるわけですが、町の職員でなくても会社を退職された方、あるいは県職などいろいろございますけども、そういう方を各旧市町村に1人とか、そういうことを、できるものなら集落体制の取り組み、いろんな取り組みができるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか、伺います。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに役場のOBの方、あるいはそのほか民間の会社をおやめになった方等をお願いして、そういう活動に御支援をしていただくということも非常に大事かと思っております。その辺については、地域のそういった役員の皆さま方がしっかりと話し合いをされて、そういう方が必要だなというようになれば、そういう形での自主的な取り組みをしながら体制を整えていくこのことが、まずは大事なと思っているところであります。

#### ○新改 秀作議員

私は、例ですけども、こういう体制が必要じゃないかなと思った例がございますので。例えば、何年前に閉校になったある学校ですけども、跡地の活用のことに対して、何も私たちにも議員にも聞こえてこないというような状態でございます。地域の方々に聞いても、住民で話し合いはしたんですけども、お金のこととか、いろいろ使うにも判らないというような感じで、そういう答えが返ってきたものですから、私はそういうところこそ、こういう支援員、あるいはアドバイザー、総務省の關係に地域協力隊の中に有識者を有する外部のアドバイザーとか、いろいろなそういうものがあるものですから、こういうのも一緒に話し合いを持つべきじゃなかったのかなと思うわけでございます。

今後、28年、小学校、31年、中学校ですかね、小学校で5校が廃校になるわけです。それと中学校が3校。そうした場合には、統廃合が進んでくると、ぜひともこういう外部の意見を聞いたり、支援員の意見を聞いたり、何か跡地活用検討委員会の中にメンバーに入れて、ぜひそういう活性化委員会、地域の住民の方が跡地をどうしようかと不安を招かないように、そういうのを入れるべきじゃないかと思うんですけども、この辺はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

地域おこし協力隊については先ほど申し上げましたとおり、県内でもそういう団体がありまして、実際受け入れをしながら地域のそういった支援にもやっていらっしゃるようでございますので、これについては、とにかく本町でも受け入れについて検討しようということで指示をいたしまして、現在でも、例えば商工観光課とか企業誘致対策とか健康増進課とか、そういうところでも受け入れて検討したいというような申し出もありますので、もっと具体的にその辺のところを進めるようにということで、再度また指示もいたしているところでございます。

そういう中で、こういった集落支援員的な、皆様方との連携を深めて、どういう形で集落の支援活動ができるのかということも、あわせて検討はする必要があるかと思っております。とにかくこれから行政が全て、ということは限られた職員でありますので、なかなか手の行き届かない面がありますので、こういった地域おこし協力隊の導入等を通じて一緒にになりながら、やはり共助の考え方で地域も一緒になって地域力を発揮しながら取り組んでいただく、このことが大事かと思っているところでございます。

もちろん、この学校再編についての学校の跡地の活用については、とにかく地元の皆さん方の御意見を拝聴した上で、より有効的な活用というのは大事なことでありますので、その中では当然いろんな方々の御意見を拝聴していくことはやぶさかでないと思っているところであります。

○新改 秀作議員

ぜひ、跡地の活用委員会の中にも誰か入れて意見を聞くべきだと思いますので、統廃合になる前も住民の方々が地域が疲弊するとかいろいろあったわけでございますので、住民の方々に不安を与えないような要請をしておきます。

もう一つですけれども、ある地域の事でございますけど、高齢化率が50%に近づいている地域に行く機会があったわけでございます。その地域も鳥獣被害対策によるメッシュ金網防護柵を設置してある中で、稲作を中心に作付けがされておりました。そういう中で従事される方が、来年、再来年の米の値段というのを非常に懸念されていたわけでございます。そうした中で、作物にかわるものを、米にかわるものをいろいろ心配されていらっしゃるようでございました。担い手も60歳以上であるということで、そして町内には担い手もないところももちろんございます。こういうところにこそ、この協力隊が必要ではないかと思うところでございます。

そのことを心配されていらっしゃるのは、今の中間管理機構ですか、そういうところでは農地は守れるわけでございますけれども、集落の維持となれば、やっぱりまた別問題でございます。この協力隊の移住定住を進めていかれたらと思うんですけれども、先ほど町長から、今職員に指示しているという回答をいただきましたので、こういうところを優先的に進めていかれたらと思います。

この集落支援員、あるいは協力隊、外部アドバイザーの設置、いろいろあるわけでございますけれども、地域の活性化を図るため、基盤産業である農林業の振興や担い手の育成初め地域資源を活用した高齢人口の増加や定住につなげる取り組みが、もちろん必要でございます。こういう取り組みを地域を設定して、もうそういう時期に来ていると思います。何か地域を設定して取り組まれたらと思うんですけれども、その辺をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

総務省の地域おこし協力隊を仮に導入をするとなりますと、全町的ということよりも、おっしゃるとおり、どこか地域を指定しながら、モデル的にこの活動を知っていただくということも大事かと思っておりますので、その辺も含めて今後検討させていただきたいと思っております。

○新改 秀作議員

先ほど町長のほうからはあったですけども、この地域おこし協力隊は3年間の何かあるみたいで、私も調べてみますと、ここにあるようでございます。3年間の期間限定があるようでございますけども。私が調べた資料によりますと、ある地域で10人募集をしたところ、200人の応募があったと。その10人のうち8人は移住しているというような地域もあるようでございます。

私が、ちょうど近隣の市町村がやっているところを、行く機会がありましたのでちょっと調べてみたら、ほとんど移住しておられる、そこでいろいろ自分で商売をされている方もいらっしやうございまして、ぜひその方向で進めていかれたらと思うところでございます。前向きに検討してみるということでございますので、いろいろ検討していただければと思うところでございます。

限界集落であるところは、また、その可能性のある集落には地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、地域の特産物の開発、あるいは農業、林業、さまざまな観点から、地域の活性化を図るために地域の人々と一緒にしながら定住促進を図り、地域を支えていくような政策を今からも要請いたしまして、一応この集落支援員、あるいは村おこし協力隊については終わりたいと思います。

続きまして、学校の関係でございますけども、老朽化した校舎等の整備計画でございますけども、25年以上というのが小学校で11校、中学校で3校、ほとんど25年以上、この近くの学校なんかは、私が小学校ですから50年経っている。その中には、耐震の関係で改築ですか、そういうのもあったと思いますけども、耐震工事はことしいっぱい完了するわけでございますけども、危険箇所の学校内に入ってみたりすると、梅雨の時期なんかは湿気が上がってきたりとか廊下の部分がめくれたり、いろいろしたりする部分も相当あるわけでございますけども、そういう検証はされているものか。このごろ、事故があつてから、毎月一遍のチェック体制はあるようでございますけども、こういう学校内部のチェックというのはされているものか、お伺いいたします。

#### ○教育長（東 修一君）

今回の盈進校の事故を受けまして、毎月1日を学校安全点検の日としまして、学校でいろんなところを点検をするようにしております。

これは、ただ学校でやるんじゃなくて、私どもが全ての学校からいろいろ点検した結果等を出してもらいまして、それをもう一回まとめまして、共通の点検事項を決めて、そしてそれをもう一回学校におろして、学校で、場合によっては見落とししたりするところもありますので、町全体としてこことここをチェックするようにというチェック表も作ってお渡ししております、今おっしゃるような梅雨期における廊下の滑るとか、あるいはタイルがはげるとか、そういうところも出てきておりまして、学校でできること、できないこと、それを含めまして、今、計画的に、まず一番危ないところからということで、今、改善修正を行っていつているというところでございます。

#### ○新改 秀作議員

今、行っている、チェックをしているということでございましたけども、非常に古いわけですよ。

この施設に、逐次、年次的に整備はしていかないといけないんじゃないかと思うんですけども。施設の中の、いろいろ私も見てはいるんですけども、今問題になっておりますトイレなんかの洋式化の問題ですけども、これなんかはどれぐらい進んでいるものか、全体的に、それが判ったら説明願いたいと思います。

#### ○教育総務課長（上野 俊市君）

トイレの関係等につきましてでございます。トイレの関係等につきましては、25年度におきましても、各小学校、ワンフロアに男女それぞれ最低1器は洋式のトイレをつけるということで、25年度におきましても25器整備をしたところでございます。

まだまだ全体に占める割合というのは少ないわけでございますけれども、ここあたりにつきましても年次的に改善を進めていきたいと思っているところでございます。

#### ○新改 秀作議員

今、どこも洋式化が進んでおりますので、段階的に、いろいろ予算の関係もありますけれども進めていかれたらと思うところでございます。

ちょっと飛びますけれども、体育館の関係ですけれども、中学校の体育館の問題でございますけれども、統廃合になった場合、あそこに3校、4校が集まってくるわけでございますけれども、その体育館は手狭というようなことはないものか、その辺をお伺いするわけでございますけれども。当然、今までだったら、あそこでできないクラブ活動でも、できない場合は総合体育館のほうにというような、今まではだったんですけれども。子供達の通学の関係、あるいはクラブ活動のそういう通学バスの関係になった場合に、ああいう今までのやり方でいいものか。体育館なんかは、やっぱり新しく改築の計画を立てておくべきじゃないかと思うんですけど、その辺を含めて答弁をお願いします。

#### ○教育総務課長（上野 俊市君）

体育館の回答の前に、先ほど、トイレの器数を25器と申しましたが、25年で、24器の誤りでございました。よろしくお願いします。

体育館の関係等につきましては、学校の統合の説明会の中でも「手狭ではないんじゃないか」とか、そういうふうな質問も出たところでございます。

今の施設自体は、前の宮之城高校時代の体育館と同じ規模でございまして、その当時の人数を考えますと可能かなという気はいたしているところでございますけれども、今後4校が統合となりますと、やはり、そこあたりの体育館の整備等につきましても、学校の校舎等がまず最優先して整備を進めなければなりませんので、その後、先ほどありましたように、計画的な整備ということで検討させていただきたいと思っております。

#### ○新改 秀作議員

計画的にと言われましたけれども、子供たちのそれがありますから、通学路のバスの関係からいろいろ出てくると思いますが、中学校の統廃合、まだ何年かありますけれども、計画的に整備するんだったら整備、増築するんだったら増築で、早く計画的なあれができますように要請しておきます。

グラウンドの排水対策でございますけれども、これもいろいろ、先ほどありましたように排水は悪いですよね。私もこの辺しか見てないんですけども。これも大きくすればそれだけの予算は必要となるわけでございますけれども、整備されているところは旧町ごとにばらつきがあるようでございます。この辺の中学校を見ても、その前の盈進校にしても非常に悪いようでございますので、どういう整備計画を立ててするのかそれもありますけれども、今はどのようなゲリラ豪雨が来るか、けさも北海道の辺には相当な雨も降っていたようでございますけれども、そういうことが起こり得るわけですので、なるべく計画を立てて、整備計画を立ててやっていただきたいと思うところでございます。

3番目のクーラー冷房設備の設置状況ですけれども、クーラー設置率16.6%ですね、これを、普通教室はついているところはないわけですかね。その辺を含めて、どこを中心にクーラーを設置してあるのか、その辺をお伺いいたします。

### ○教育総務課長（上野 俊市君）

クーラーの設置状況のことですけれども、先ほど答弁の中で管理諸室という表現で回答させていただいておりますけれども、これにつきましては校長室、それから事務室、用務員室、保健室、これなどを管理諸室の中の主なものとして捉えているところでございまして、今のところ普通教室には、どこの学校も設置をされていない状況でございます。

そのような中で、この普通教室と特別教室を除いた他の教室の保有室数に占める冷房設置をしてある箇所が16.6%ということでございまして、具体的に学校名を申し上げますと、山崎小学校、それから鶴田小学校、小学校ではこの2校が校長室、それから職員室等に、事務室も含めて設置をされている状況でございます。

それから、中学校の関係等につきましては、宮之城中学校が校長室、それから事務室、用務員室が設置をされているところでございます。

保健室については、全小・中学校設置、それからパソコン室につきましても全小・中学校に設置をしてあるところでございます。

### ○新改 秀作議員

設置場所もばらばらですよ。つけるんだったらつけるんだつたで、校長室とどこと、これはもう全部一緒につけましょとか、校長室、職員室、保健室はつけましょとか、そういう計画的に、聞いてみればばらばらやなと思って。普通教室でも、県内でもついているところが相当、30%ぐらいあるというのを聞きましたので、やっぱりそういうのも出てくるかなと。まずは、やはりそろえることですね。小学校、中学校、校長室と職員室だけは一応はつけて計画的にするとか、あるいは出てくると思いますが、中学校関係は環境問題が解決しないとクーラーが必要なと思うところでもありますので、これも計画的に、もう一回考えていかなければならないのじゃないかと思うところでございます。要請しておきます。

4番目の校長住宅及び教頭住宅の整備管理ですけれども、30年が経過しているところが14棟あるということでございますけれども、非常にこれもばらつきがあるようでございますけれども、私が見た感じでは相当古いのではないかなと思うところでございます。この辺も含めて、計画的にしてもらわなならんと、いずれにいたしましても、非常にこれはお金が要るので片づけてしまわれがちですよ。

町長にお伺いしますが、この整備計画をつくっても予算がつかないと。早くから、この教育予算なんかは補助率も少なかったわけでございますけれども、何か別枠で予算をつけて整備計画をつくって、そして全て教育委員会あるいはよく執行部と協議をして、そして優先順位を統廃合前までにくっつけて何かできないもんかと思うんですけども、この予算の関係をそういう別枠でつけるとか、できないもんですかね。町長にお伺いします。

### ○町長（日高 政勝君）

これまで14校、それから中学校4校ということで施設の数も多く、そしてまた先ほど申し上げましたとおり、経過年数に応じて老朽化も進んでいるというようなことでありますので、とにかくこれらの整備については何とかせんにやいかんなどとはっております。

当面、こういった統合をしなければならない学校の整備というのが、例えば盈進校のところに来るための盈進校の整備、そしてまた柏原小学校の増築とか、こういう、当面、急がなければならない統合校の整備というのがありますので、それは優先せざるを得ないと思っております。

今ありましたように、校舎の関係、グラウンド、夏場の環境整備、あるいは校長先生や教頭先生の住宅の整備、盛りだくさんの整備が必要になっておりますので、これらについては別途枠でいいにしても、なかなか財源にも限りがあるところでありますし、先ほどから議論になってい

ますとおり、合併してから10年経ちますと交付税も減るというような状況もあるわけでありますので、何から手をつけるか、おっしゃるとおり優先順位をしっかりと見きわめながらやっていく、整備計画を立てていく必要があるかと思っているところでございますので、この辺はまた、町の全体的な財政計画の中で、特に老朽化の著しい、いわゆる危険性の高いものを優先して整備をしていく、そのように取り組みをしていきたいと思うところでございます。

#### ○新改 秀作議員

整備計画を立てて、予算をつけて、年次的に計画。統廃合までには、あと何年かあるわけですが、子供たちにも心機一転で、町もそういう感じで新しい年を迎えたいと思いますので、計画的に、年次的に整備できるように要請しておきます。

最後になりますけども、近年は災害等も、今までとはその模様を変え、これまでに例を見なかったものと様子を変えているようでございます。災害が発生したときに住民の避難所となり得ることもあります。学校の施設整備は大事なことと思われましますので、子供たちが安心安全な環境の中で学校生活を送れますよう整備計画を要請いたしまして、質問を終わります。

#### ○議長（舟倉 武則議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

次は、14番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

#### ○上久保澄雄議員

それでは、通告を2項目いたしておりましたので、順次質問をさせていただきます。

まず、1番目の町村合併の検証についてでございます。

平成の大合併によりまして、本町におきましても平成17年の3月に近隣3町の合併により、新町さつま町が誕生いたしましたわけであります。間もなく10年を迎えようとしておりますが、合併に当たっては町政全般にわたり新たなまちの方針等が、当時の法定協議会で審議がなされ、その確認された事項を基本として現在まで町政運営が図られてきているところであります。合併に当たっては、町民の誰もが合併後の新町に大きな夢と希望を持ちながら、また、それぞれが思い思いに期待を持ってきたところであります。

これまで断片的ではありますが、合併の効果等についての報告等がなされてはきておりますけれども、改めてこれまでの間における効果等についてお伺いをいたします。

また、町政全般にわたる検証を、10年という一つの節目に当たり実施される考えはないかお伺いをいたします。

次は、町有財産の管理と利活用策案についてであります。町民サービスの向上と地域活性化の側面から指定管理者制度の導入や民間委託等を進めるとしてありますが、具体的な実績等についてお伺いいたします。

また、町営住宅については築50年経過という、建設以来、相当の年数を経過しているものもあるようでありまして、耐用年数経過はもとより、災害への耐久度もかなり低く、災害等発生時における事故も懸念されるところであります。町においては年次的な建て替え計画を立てられ、遂次進められてきておるとは思いますが、今後の計画等についてお尋ねをいたします。

また、その他、利用価値の低い箱物などや、利用目的が同様に集約したほうが効果的なものなど、土地を含め思い切った対策をとるべきと思いますが、これらの取り組みの状況もお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上久保澄雄議員のほうから２項目にわたりましたの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、町村合併の検証についてでございます。

合併１０年を迎えるに当たり、合併効果を検証する考えはないかとの御質問でございますが、来年には、いよいよ１０周年の記念の年を迎えまして、各種の記念事業も計画をいたしているところであります。

今回の平成の大合併につきましては、財政基盤を強化をするというのが一つの大きな目標になっておりますし、やはり地方分権時代にふさわしい基礎的自治体としての基盤の確立を図る、そういうことでもございました。私たちは３町による合併を行いまして、この１０年間、旧町域の一体化を図りまして、スケールメリットを生かした行政推進によりまして、新しいまちづくりに取り組んできたところでございます。

概要だけ申し上げますと、合併の効果としましては、まず財政の問題については、予算規模を縮小しながら適正な予算規模の確保と持続可能な財政運営を目指した取り組みを進めてまいりました。御案内のとおり、主要財政指標につきましては、合併からしますと好転をしてきております。

２つ目は、組織の問題であります。人口規模に見合います組織体制に向けた定員管理計画に基づきまして取り組みを進めてまいります。これには、議会を初め特別職、各種委員会、関係機関等の御理解等もいただきながらの作業でございましたが、職員数等も目標達成に向けて推移いたしているところでございます。

そしてまたあわせて組織の再編、人件費の削減、そういったことを進めてきております。

３つ目には、全町的な各種イベント等の実施によりまして、それぞれ旧町になかった新しい取り組みによりまして、町民の一体感の確保、あるいはホタル舟、梅といったような町独自の特徴的な取り組みによります新町のイメージアップが図られてきていることも、特色のあるまちづくりが進んでいるというふうに考えております。

一方で課題としましては、やはり公共施設の問題が挙げられるかと思っております。合併で、結果として人口規模以上の施設を保有することになったところでございます。この問題につきましては、公共施設、一くくりするには余りにも広範囲でありまして、面積が広がり延長が伸びてる町道等の管理の問題、最近取り組みを始めました学校再編等の問題、所在場所や学校の問題なども、結果的に課題となってきたものも一つと考えております。

これらの問題につきましては、それぞれ個別の計画を策定をしながら、今後も取り組みを進める計画でございます。

これらの合併の検証につきましては、これまでも前期及び後期の総合振興計画、あるいは行政改革大綱、そしてこれに付随しました各種の個別計画の策定、推進に当たりまして、それぞれの見直しの際に検証を進めてきておるところでございます。

また、平成２７年度におきましては第２次の総合振興計画の策定につきまして、現在、策定作業中でございますが、これらの策定をするに当たりましては、やはりこれまでの１０年間の検証なしには進められないと考えておりますので、総合的に検証することで、魅力あるさつま町づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、町有財産の管理と利活用策案についてでございます。

町が保有をしております公の施設につきましては、地方自治法の関連法令とか、あるいは町の例規等に基づきまして指定管理制度を導入いたしまして、これまでも３９施設を活用をしてきて

おります。このうち健康ふれあいセンターなど3件につきましては、公募による指定管理者の選定を行いまして、残りの施設につきましては、公民館、公園等が主な施設でありますことから、地元を中心とした指定管理制度を導入をいたしているところでございます。

現在の指定管理機関が議決をいただきましたとおり、平成23年度から平成27年度までという5カ年でございますので、現在、公の施設の今後の管理のあり方について、それぞれの施設ごとに平成28年度以降の管理方法について検討を重ねているところであります。

今後におきましては、場合によっては施設の譲渡、あるいは貸し付け、こういったことも視野に入れながら、当然、財政的な面からも健全な管理運営がなされるように、どうあるべきかということを具体的に検討をしているところでございます。

それから、町営住宅の整備計画についてでございますが、本町におきましては、快適な安全な住まいということで、長期にわたりまして、こういった目的を達成するために修繕とか建て替えなど、公営住宅等の活用手法を定めまして維持管理等に努めているところでございます。これにつきましても、公営住宅等の長寿命化計画というのを平成23年度に策定をいたしまして、計画的な取り組みを行っております。この実施方針としましては、建て替えの計画、あるいは用途の廃止、個別改善計画、こういうことを定めております。

この建て替え事業につきましては、現在、山崎団地が実施スケジュールどおりに、平成26年度、今年度で完了の見込みであります。次は五日町団地ということで計画をしております。適地等の物色を、総合的に検討を今進めているところであります。事業着手は、これらの一連の作業が終了してからと考えております。

個別の改善計画、いわゆる修繕事業であります。建て替え事業費の20%が補助対象ということでありますので、基幹事業であります建て替え事業とあわせて進めているところであります。現在のところ、この長寿命化計画の実施スケジュールに従って順調に進んでいると考えております。

先ほどから、るる、いろいろと議論もありますとおり、やはり、この公営住宅についても定住という一環も当然考えていく必要がありますので、あわせて福祉的な考え方、高齢者、障害者、子育て世帯、こういうことも考えながら、適層の建設もしてまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

## ○上久保澄雄議員

1回目の質問、1点目、2点目、それぞれ連動した内容という部分がございます、ただいまの町長の答弁で大半が網羅されておったような気がいたしますが、重ねて、2回目の質問をさせていただきますというふうに思います。

この町村合併の検証の件にかかわって、効果の面という面では財政的な部分、それから組織の管理再編、これは職員定数も含めての話でございますけれども。それから3点目が、大きく分けてイベント等による新町のイメージアップと、これを取り上げていらっしゃいました。

また、課題としては、点在する多くの公共施設の問題と、こういったのが大きな課題としてあるというようなことでもございます。これは、次期の総合振興計画の段階で検討しますというようなことでありました。

そこで、合併がもたらした効果等については、これも単に財政だけの問題ではなくて、農業あり、いろんな分野があると思います。町政の全般にわたる事項でありまして、分野別に必ずしも数値等で押さえることは困難だろうというふうには思います。そこで、どうしても効果をはかるという意味で手っ取り早いのが財政指数等でございます、これで一定の判定をせざるを得ない

わけでありましたが、平成17年から21年度までの行革大綱に基づいた総括で、それぞれ具体的な内容が報告をされておりました。一定の効果が上げられておりますが、また一方では、課題についても相当あるようであります。

国においては、合併を推進した前提には、先ほども申されましたが、何といたっても自治体の財政力の強化と、これが第一にうたわれておったわけでございます。合併の大きなメリットでありました財政支援措置につきましては、合併の算定がえの対象期間が終了しますと、本町においては単年度ベースで、今のところは12億円程度の減収が見込まれると試算がなされておるようであります。これは、町民税と固定資産税が約19億円ですので、いかに一般財源ベースで考えると大変な金額かなというのは、それぞれうかがえるところであります。

なお、交付税の減収に加えまして少子化に伴う労働力減少による、いわゆる生産人口の減少、これで税収への影響や、一方、各種の社会保障制度による扶助費等が、これは年々増加をしております。今後はますます厳しい時代に入っていくことが予想されるわけであります。このことから本町では、全国的な問題ではありますけれども、依然として、この依存財源からの脱却と、これは困難な状況には変わりはないというふうに捉えております。現在のところ、好転はしている財政運営上における各種の指数でありますけれども、これは一定の目安とはなりません。

しかしながら、永遠に継続する措置ではありませんので、このこと自体をもって決して安心できるものではないというふうに思っております。

先ほど、10年置きに検証することとございますので、検証結果で今後の町の取り組むべき事項、課題、あるいはまた進むべき方向等が、さらに明確になってくるものと期待はいたしておりますが、検証に当たっては広く町民の意見も聞いていただきたいと、それらも参考にしたいと思っておりますが、お伺いをいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

合併効果を見る一つの形としては、財政力指数とか、いろんな財政指標を見てということがあります。おっしゃるとおりだと思います。この平成の合併の主な狙いというのは、やはり先ほど申し上げたとおり、地方分権、そしてまた財政力を強くすると、いわゆる持続可能な行政を続けるためには、基本となるのは財政だということとありますので、そういう意味があったと思っております。

その点では、公債費比率にしましても、いろんな経常収支比率等におきましても、合併の当時からしますと好転をしてきている、このことは先ほど申し上げたとおりでございます。非常にいろんな問題を捉えながら進めてきておりますし、議会の皆さん方、自らも定数を減じながらやられた、そういった効果というのが現われてきていると思っております。

今後は、やはり人口がかなり厳しくなる、そしてまたおっしゃるとおり、先ほどから出ております生産年齢人口がなかなか厳しい状況がうかがえるということとありますし、一方では、高齢化に伴って社会保障費というのが増えざるを得ないという実態がございますので、そういったことを踏まえながら、今後の取り組みは必要かなと思っております。

国におきましても、人口が減少している地方の問題、あるいは財政的な問題も当然として視野に入れながら、今回、安倍の2次の内閣におきましては地方に重点を置きましょうということで、さまざまな取り組みがなされるかと期待もいたしております。そういう担当省もできたわけでありまして、これからが地方の意見をしっかり入れながら、本当に効果のあるような政策が出てくることを期待をいたしているところであります。

とにかく、こういった合併の検証に当たりましては、おっしゃるとおり、行政内部だけでなく町民の皆さん方の、いろんな関係機関の皆さん方の立場から見てどうだったのかということは、

しっかりと意見を聞いていきたいと思っておるところであります。

#### ○上久保澄雄議員

ぜひ、そういった幅広い意見を集約をして、そして10年目の一つの検証という形をとっていただきたいというふうに思います。

合併問題についての最後の質問でございますが、この合併によるスケールメリットとしての普通交付税の算定がえの措置、これは先ほどから出ておるんですけども、平成31年度をもって終了するわけであります。総額で大体30億ですかね、累計で。単年度ベースで12億ずつ、それ以降は減少していくという形が、これはもうはっきりしているわけありますので。この措置が継続している17年合併以来15年間の間ですね、特別措置は財政基盤強化を達成することが目標であったわけですが、今後5年間、漸減していく中で所期の目的が達成できるかは極めて厳しい状況にあるというふうに思います。

したがいまして、最も大事なことは検証の結果をもとに、真に町民の望む町まちを確立していくことにあるというふうに考えますので、ぜひそのような方向へと進むような取り組みをされるよう申し上げ、これはもう質問ではございませんので、この分については質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、町有財産の管理の利活用策案についてであります。公共施設の管理形態の見直しについてであります。指定管理者制度並びに民間委託について、民間のノウハウを十分に生かせることで利用価値が一層上がるものと考えますので、これについては引き続き積極的に進めていただきたいというふうに思います。

町営住宅の良好な管理については、年次計画に基づきまして、逐次建て替えを進めていくことが必要であります。施設が新しくなれば現行の家賃よりかなり高くなります。現在の入居者の中には、必ずしも歓迎されない向きもあるかというふうには思います。その辺の対応についてお伺いします。

また、高齢者向け住宅建設、あるいは整備の考え方はないものか。これほど人口の高齢化が進んでおりますので、やはりそういったバリアフリー型の住宅といったのも、今後は必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。考え方をお伺いをいたします。

なお、その他の公共施設につきましては、行政運営上どうしても必要なものと、そうでないものと、この仕分け作業を行いまして、未利用財産等については思い切って、もう処分をするというような方向で取り組んでいただきたいと。そうすることが管理経費の節減につながり、場合によっては町税収入という形でメリットにもつながる可能性もあるわけでございますので、その点、お伺いをいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

町営住宅の関係でございます。確かに建て替えをしますと、新しい公営住宅についてはそれだけのコストがかかってきますので、従来入居されておりました住宅の家賃からすると、必然的に高くならざるを得ないということがうかがえます。そのようなことから事前に、建て替え事業を実施することについては入居者に対しましてアンケートとか、あるいは説明会を実施しながら御理解をいただいているということでございます。現実問題として、御指摘をいただきましたとおり、現行の家賃よりも高くなると、どうしても家賃が払えなくなるという危惧も出てくるわけでございますので、そういう方々についてはどうするかという問題が出てくるわけですが、一つは従前の家賃から新しい家賃を5年間段階的に引き上げて調整するという、いわゆる激変緩和措置も弾力的に行える特例もございます。そしてまた、入居者の希望によっては、その家賃を希望する、ふさわしい別の公営住宅を、空き家があった場合は、そこにあっせんをする

ということもございます。そこ辺の取り扱いは、従来もそのような形で取り扱いをいたしているところでございます。

それから、高齢者の皆さん方の住宅の確保でありますけれども、現在まで、この建て替え計画の第1号で進めました東谷の公営住宅、そこにも高齢者向けの住宅もつくっているところでございます。そこはシルバーハウジングという形でやっておりますけれども、そこについては住宅政策と福祉政策との連携ということで、高齢者の生活特性に配慮したもの、バリアフリー化の形で、また、日常の生活のためのいわゆる生活援助員、ライフサポートアドバイザーという形で生活支援のサービスを提供を行う。例えば、高齢者の生活指導とか生活相談とか安否の確認、そういったサービスを行うようなシステムでございまして、そのような取り組みも現在までやっておりますので、今後やはり新たな建設に当たりまして、そういったことも一つは視野に入れながら進める必要もあるかと思っております。そういう場合は一定の枠を設けた老人世帯向けの公営住宅の建設制度というのがありますが、このシルバーハウジングについては、福祉部門との連携というのを最初で計画をしながら建設をしなければならないということがございます。やはりそういったサポートをしていただくような人たちがいて、ただいま申し上げましたような生活指導とか相談とか、見守りとかやっていただくような方々がいらっしゃるかということもありますので、そういった方々をお願いをしながら、住宅の整備をしていくということがございます。このつくり方に当たっては、バリアフリーというのは当然のこととして整備をする必要があろうかと思っております。

そのへんについては、また今後、十分検討はしてまいりたいと思いますが、いま一つは別の住宅として検討をしなければならないのは、定住の一環もありますけれども、空き家をどのように活用するかというのがあります。空き家住宅をうまく活用して、そこらに入っていただく。先ほどもありました家賃を安くしながら、あるいはリフォームをしながらという形もありますので、そういったことも考えていく必要もあろうかと思っております。

町有財産の管理と利活用でございますけれども、指定管理制度も当然今後もやっていきますけれども、未利用財産等についての処分の関係ですけれども、これにつきましては、また今後、今、公営住宅の管理のあり方ということで部内で十分、逐一点検をいたしておりますので、民間譲渡とか、無償貸し付けとか、あるいは有償貸し付け等々含めて、指定管理をするものと直営で行うものと、あるいは廃止をすべきもの、整理をしながら取り組みを進めていきたいと思っております。

## ○上久保澄雄議員

この未利用財産関係については、先ほども言いましたように、処分をしますと、その分、物件によっては町の税収という形でのメリットもあるわけでございますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、これはちょっと案件と外れるのかどうか分かりませんが、空き家の活用の問題も申されました。これには権利関係、いろいろ絡まってくるというふうには思います。また、空き家は空き家であっても非常に手が要ると、むしろ新築したほうが安くつくというような空き家等もあるだろうというふうには思いますが、こちらは私どもの地域においてもぼつぼつと出てきておる深刻な状況でございますので、同時にこちらのほうの対応も進めていただければというふうにも思います。

時間がちょっと押しまして、3回目を質問させていただきたいと思いますが、町営住宅については、いずれも耐用年数自体は相当経過をいたしまして、かなり危ない状況も見受けられるところであります。環境面においてもしかりというふうに思いますが。それだけにまた、いろんな修

理とかする場合、経費はかさんでいくわけでございますので、何とかこのほうの解決はしていただきたいと。

先ほど述べられましたように年次的な整備計画を立てておられますけれども、これが具体的な実施がなかなか計画どおりに進んでいないというのが実態であります。計画策定の段階では、各種の計画等との整合性といいますか相互調整といいますか、そういう部分で十分検討がなされた上での計画であったというふうには思っておりますが、これは特別、災害が発生したといったことなどで、大きな財源を要するというのはやむを得ませんけれども、やはり計画をつくった以上は、これはローリング計画ではなくて、単なる計画にならないように、あくまでも計画を基本に、これに沿った対応をされるべきというふうに考えております。期待をしている市民の思いも十分考慮をされまして、何といたっても計画は基本でありますので、それに基づいた取り組みを行うべきと考えますが、お伺いをいたします。

もう一つは、点在する団地の集約化も一つの方法かというふうには思いますけれども、これは今、全国で言われております一極集中の地方版になりかねませんので、やはり各自治組織運営上も、せっかあった住宅がまちの真ん中に集約をされてしまうと。これによって戸数は大分減ってしまうというようなこと等もありますので、これについては非常に難しいかなというふうに思います。検討の一つの材料とはなろうかと思いますが、参考までに余計なこと申し上げましたが、先ほどの計画どおりの実施についての質問にお答えをいただきたいというふうに思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

この公営住宅の建て替えの計画については、以前、住宅のマスタープランを策定した中で整備をしていまいしょうということになってるわけでありまして。かなり町営住宅については戸数も多い団地も多い、そしてまた合併してなおさらですけども経年劣化をしているというようなことがございます。そういうことで年次的に整備をしていまいしょうということになっております。これはあくまでも財政的な面との整合をとりながらということでありまして。現在まで建て替えをしてまいりましたのは、先ほど申し上げました東谷の公営住宅、そして今、山崎団地というのがことしまで、そしてまた次は五日町団地というふうに計画を立てております。団地によっては非常に戸数が多いところがありますので、一挙には進まないし、場合によっては用地の造成とか取得とか出てまいりますので、なかなか単年度では済ませ切れないという面もあります。

今後におきましても、当面、五日町団地についてを進めていくということで、先ほど申し上げましたとおり、適地をまた考えながらやっていきたいと思っております。

団地の集約化の問題、これはやっぱり、今、周辺地域の活性化ということで新たな制度も設けておりますけれども、それはそれとして、市街地の周辺にあります公営住宅については、高齢化はどんどん進むということになると当然買い物の難民が出る、あるいは通院の支障が出るというようなことがありますので、できれば、こういう市街地の一番利便性の高いところに集約することも考えております。将来的なことですけども。そうしないと、買い物が大変だ、あるいは通院も大変だという高齢者も年々増えてきているわけでありまして、場合によっては集約をしながら、そこに住んでいただく、そしてまた若者も場合によっては一部は入ってコミュニケーションを図っていく、お互いに支える社会をつくっていくことも大事なところが地域によってはあると、中心市街地によっては、そのように私は考えております。

ただし、周辺部については、今、均衡ある発展のためにということで新たな定住対策も出しておりますので、それはそれとして、今後でもできるところは町単でもできるところはやるとか、そういう方向は持ってはおります。まだ、いつそれをやるかどうかは別としまして、そのように考えているところであります。

○上久保澄雄議員

いろいろと申し上げましたけれども、この実施可能な分野については早急に取り組んでいただきますように、これは要望はだめですので、要請をいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で上久保澄雄議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後１時５分とします。

---

休憩 午前１１時５７分

---

再開 午後 １時０３分

---

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、１０番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました、林業のさらなる施策についてお聞きします。

町有林の維持管理業務については、まちの見守り人と高齢化で巡回作業が難しい、更新の難しい地区については林業事業体へ移行を考えていく。また、森林経営計画の作成を職員で、作成に必要な維持管理業務についても委託を視野に今後検討したいとの町長の答弁がありました。今日までのその結果と進捗状況、効果の状況について伺います。

２問目に、森林の果たす役割は非常に大きい。民有林等の維持管理に行政としての指導・育成対策が必要であり、また多面的機能を生かすさらなる対策を進めるべきではと考えます。森林行政に対する考えを伺います。１回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員からの林業振興のさらなる施策についてという御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、１点目の森林の施業・保護に関する森林経営計画についてでございますけれども、国におきましては平成２６年度に森林経営計画制度の見直しを図るように通達をされているところでございます。

これにつきましては、区域が１区域を３０ヘクタール以上の森林を対象として、団地を設定するということになっておるところでございます。

現在、森林施業の見直しを図りまして町内４区域、白男川区域、田原、広瀬、湯田、時吉地区を１区域、それから神子区域、永野区域のこの４区域であります。これらの森林経営計画の作成を進めているところでございます。

公有林の監視・巡視等の維持管理につきましては、平成２５年度まで２６名の地域の住民の方へ巡視をお願いしてまいりましたが、これらの皆様方が高齢化等に伴いまして見直しが必要ということでございまして、今年度からは専門的な森林制度を熟知しております北薩森林組合へ委託をお願いしたところでございまして、巡視を２カ月に１回、そしてまた報告もいただくよ

うにしております。森林の状況等を含め確認し、報告していただくことで施業計画に反映をしていきたいと考えているところであります。

施業につきましては、現在、職員で年次計画的に間伐の測量を直営で行いまして、補助申請事務ができています状況でございますので、もう当分の間は担当課で進めていきたいと考えております。

2点目の民有林の間伐につきましては、毎年約170ヘクタールの面積で実施をされているところでございます。森林の水源涵養、あるいは災害防止等が図られるように間伐の推進に努めているところでありまして、町におきましてこれらの間伐促進が図れますようにということで、10%の町単の上乗せをしながら支援を行っております。

このほか、鹿児島特用林産物総合対策事業の県単事業の導入をいたしまして、そしてまた、さらに町単の事業におきまして竹林改良、竹林改良管理路の整備を積極的に取り組んでいるところでございます。

なお、町内の竹林改良、竹林の保育管理を支援するためにパルプ用の竹林買い取りへの支援をするために、これまで1円上乗せをしておりましたけれども、今回さらに1円上乗せをして総額2円の上乗せで実施をすることで、補正のほうにも計上をさせていただいております。

これによりまして、キログラム当たり1円の上乗せで竹材の単価が8円70銭から9円70銭に上がるということでございますので、さらにこの竹林改良が進んで早掘りのタケノコの産地としての育成が図れると期待をいたしております。

昨今、森林を取り巻く情勢っていうのが、木材価格の低迷っていうのが依然と続いておりまして、林業の採算性っていうのが非常に厳しいところでございます。森林施業への意欲が減退しているのが実情でありますので、町といたしましてはやはりこの支援対策を通じまして、少しでも地域経済の浮揚につなげていきたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○川口 憲男議員

町長の答弁いただきました。ことしに森林組合に委託されまして2カ月に1回巡視、その報告書をいただいたということです。

そこで町長、もう1点お聞きいたしますが、現在の町有林1,170ヘクタールぐらいあるんですけれども、実質800ヘクタールの町有林を保有しているわけですが、そのところを今森林組合に委託されて計画を作成中であるというふうに聞いておりますけれども、800町歩にしまして現在の進捗状況でこれまでに大体どれぐらい経営管理が済んだものなのか。それと今後、その町有林に対してどのような方向性をもって取り組まれる考えなのかお聞きします。

#### ○町長（日高 政勝君）

直営林815ヘクタールということで、約2年間で815ヘクタールを森林組合のほうにお願いしているところでございます。あと、計画策定の進捗状況については一応課長のほうから答弁をさせます。

#### ○耕地林業課長（杉水流 博君）

森林経営計画につきましてでございますが、今、職員のほうで先ほどもありましたように、4区域におきまして今作成を進めているところでございます。面積の詳細につきましては資料を持ち合わせておりませんが、先ほどもありましたように白男川区域、田原、広瀬、湯田、時吉区域、神子区域、永野区域において今作成中ということで、これにつきましては職員のほうで、町有林につきましては職員のほうで作成をしているところでございます。以上でございます。

#### ○川口 憲男議員

計画制度については4地区で進めているということで納得いたしますが、やっぱり町長、800町歩ある町有林の利活用とすれば今後、年次的に計画されていくだろうとは考えられますけれども、やはり今、現に今、北薩森林組合のほうにこの調査委託をされて、その間伐時期のきているもの、あるいは何年後かにはこういうことを進めていかなきゃならないもの、そういうところも森林組合のほうから指摘されてくると思うんですが、たしか年2回、今のところ2回報告を求めて、済みません、2カ月に1回巡視報告書をいただいているということですね。管内の800町の町有林のところを考えたときに、この森林組合1社だけで、1事業体だけでその管理ができていくものなのか、あるいはさつま地区、鶴田地区、宮之城地区を挙げてこれを維持管理をその林業事業体に求められていく考えはないのか、そこをちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

今までこの各地区にそういった監視・巡視の方をお願いをしてきたわけでございますけれども、先ほどから申し上げますとおり、高齢化をしてなかなか巡視も大変だというようなお話を伺ってまいりましたので、それだったらこの専門的な機関であります森林組合のほうにお願いすることにしてきたわけでございますので、委託しただけで、まだこの期間も経ってないし、改めてこの815ヘクタールについて十分組合のほうでも対応できるというふうに考えているところであります。

○川口 憲男議員

町長、この町有林の維持管理、非常に町の資産として有効といいますか、大事なところであると思うんです。今いろんなところで財政的な問題は先ほども話が出ましたが、国の補助交付税等の削減とかいろんなところもあってきますけれども、まずは自分のところにある資源をいかに活用するかということがこれから大事であり、そこあたりはもうちょっと強くしていくことが将来にもつながるんじゃないかと思います。こういう町有林も今手入れしていかないと、例えば10年後にどうなるのか、そこあたりを考えたときに遅きにあらずじゃないかと思っております。

そういった意味で、この林業の活性化は経済効果あるいは林業所得にもつながっていくと考えます。それで町有林を、まず町有林をこういうふうに維持管理、あるいは除間伐等を推進されていくことによって町有林から出る益金といいますか、そんなに多くは望めないですけども、その得られた益金を、またそれを財源として、また次の林業の活用策に生かせるというようなこともできるんじゃないかと私は考えるんです。そういったところからいけば、今のその森林組合一辺倒の認定林業体ですか、ではなくしてちょっと広くさつまの地区、先ほど申し上げましたさつまの地区、鶴田の地区の町有林に対してももうちょっと広げてしていくことが山の活性化につながると思うんですが、町長、そういうところのところでまずそういう林業から出る益金、町有林から出た収入といいますか、そのところを特定種目といいますか、一般財源化せずに林業は林業でそこでまた活用していくという考え方の道筋もあると思うんですが、町長そういうところは考え方どうなんですか。

○町長（日高 政勝君）

町有林についても民有林についても、とにかく将来の収入源として大事なことでありますし、そういう意味でもこの除間伐をやっぱりしっかりやっていただく、山をしっかり育てるというのは大事なことであります。町としましても民有林につきましても、10%ほど、先ほど申し上げましたとおり、除間伐を推進していただくために上乘せまでやっているわけでありますので、そういう場合は民間の場合は、そういった林業事業体のほうにお願いをしてやっているわけでございます。

町有林については、先ほども申し上げましたとおり、職員がいろいろ森林組合の見回り等の状況をお伺いしながら適期伐採ということになるんですけれども、どちらかというと長期伐期を迎えてということになっておるようですので、今なかなかこの木材価格というのが御案内のとおり厳しいところがありますので、除間伐等については、ただ計画的に進めておりますけれども、その山を切って収入を得るという段階にまだあとしばらくかかるのかなあという感じはいたしております。長期伐期という時代に今入っておるようですので、そういう視点で、今は除間伐をしっかりやっていくというのが大事かなあと思っております。

#### ○川口 憲男議員

その長期伐期あるいは今間伐推進に、先ほどおっしゃいました10%上乗せをして推進を図っているということなんですが、その10%補助していただけて十分していただけるということは重々承知なんです、現在山を見たときに、その効果がどれほど出ているかということをお自分なりに考えてみますと、どうしても先ほどおっしゃいました答弁の中にありました、やっぱり森林に対する、施業に対する意欲の減退とか高齢化とかいろんなことがあって、なかなか山のほうに目が向いてないというところがあります。その中で、その10%がいかに生かされているのかなあと思うと、もう少しだなというふうに考えます。

そのところで、けさのテレビ放送でも今北海道で相当な雨が降っているし、岩国、広島あるいは伊豆大島の災害を見ますと、山の整備が整ってないからとかいうことではなくして、今ちょっと雨の降り方が以前と相当違うというところもあるんですけれども、うちのまちとしましてもそういう豪雨ですか、にしたときに山にどれほど力を注いで、それからその人工林の展開あるいは除間伐あるいは広葉樹の展開、こういうところにどういような力を注いで災害を防ぐ道筋をつくっているのかということを考えていきますと、地形的な面、それから土砂的な面もありますけれども、そこまで災害につながるようなことはないと思うんですけれども、今後を考えますと、森林が果たす多機能的な多面的機能を考えますと、どうしてもそういう除間伐、あるいは広葉樹の展開、こういうことを進めていかなければならないと考えるんですが。

町長、これは以前にもお答えいただきましたけれども再度、先ほど時間もかかるということでしたけれども、町有林を含めて民有林、こういうところの山に注ぐ考え方というのをお聞きしたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

山は単に木材を生産するという機能だけでなく、やはり今温暖化の問題というのがございますし、そしてまた水源涵養とか保健休養の場とか非常に多面的な機能を持ってるわけですので、そのためには山をしっかり手入れをしていくことでないと、今、山地崩壊、土砂災害の発生のおそれがあるということであり、例えば除間伐をしないで下草も生えない状態で大雨が降ったときには、全体が山崩れをしていくという事例も多々発生してるわけですので、やはりそういった手入れをして、やっぱり日の光が入って下草も生えて、健全な山として育てるといって、それが山の安全を守ることにもつながる、あるいはCO<sub>2</sub>の削減の問題についても、それだけ手入れをしないと6%削減はできないということがあるわけですので、そういう面でも多面的な機能を十分生かしていく、そのための整備というのは必要であろうかと思っておりますので、これからもやはり長い目が必要でありますけれども、そういう視点に立ってこの取り組みを進める必要があるかと思っております。

#### ○川口 憲男議員

今の答弁、非常に今後に期待を持たせていただける答弁かなとは思いますが、全くおっしゃるように、水源涵養あるいは経済的促進ですか、経済効果ですね、こういうことを考える

と森林というこの有効資源を活用することがうちのまちにとれば非常に大きいことだと私はつくづく感じております。800町歩もあって、それに民有林が1,400ヘクタール、ちょっと超えていますかね、そういう大きな資源体でございます。今のところ、中パの再生可能な発電所に行くチップとして多いのかなと、その何%かが住宅資材として動いておるという状態でございます。この森林から得るまちの行政資産として、先ほどから出ていますように若い人たちの活用策ですか、就職としてこれも必要じゃないかと思っております。

今、この認定林業者あるいは森林組合、ここで働く若い人たちのところに、昨年6月だったかと思いますが、プロセッサという間伐作業の機械も導入されて若いものがどんどんそういうふうに向いていくということも出ております。そういったところを考えると、雇用的にもこういう認定林業者が活躍する場ができてきたら、そこにまた雇用も生まれてくるんじゃないかと思っております。

そのこのところの点と、この川内川流域は昔から広葉樹のメッカと言われておったことは町長も御存じだと思います。こういうところで広葉樹の展開、広葉樹の除間伐になりますけれども、していくことによって仮にパルプだけでなくこれからこの広葉樹からいろんな資材ですか、例えば柱とかいろんなのに使えるところもあるということを聞いていったんですけれども、もう近ごろそういう話もなくなってきているような状況なんです。そういった面からもこういう除間伐、あるいは展開の推進をしていくことが必要だと思います。

ただし、広葉樹の展開、改良事業は県の事業で直接事業体のほうに入っている状態で、町の助成とか町の事業というのは全くないんです。そういう広葉樹のまちとして、そこあたりまで広葉樹の展開をされる助成をされるような考えがないのか。先ほども申し上げましたように、広葉樹のこの川内川流域沿い広葉樹のまちとして非常に高く評価された年数もあるんですけれども、現在はちょっとそれが薄れてきている状態なんです。しかし、山に行きますと非常にいい状況にはなっております。そこに手を入れていくことによって、先ほど町長が申されました山からの防災機能あるいは水源涵養、そういうのにも結びつけると思うんですが、そういう広葉樹の展開に対しての町の助成というのはないのか、町長、お聞きします。

#### ○町長（日高 政勝君）

今までの人工林の杉、ヒノキを中心とした山の造成がずっと続いておって、そしてまた日本的には木材がなかなか供給されないと、需要がないというようなことで外材がほとんどということになって、今の状態がこう続いておるわけでありまして、やはりせっかく植えた人工林として育てた杉、ヒノキを中心としたものが住宅材として、あるいはいろんな建設資材として需要が開かれていくということが一番望まれるわけでありまして、なかなか取引上値段がないということで動きがないところであります。

広葉樹については、確かにパルプ材とか買って今でも出ているようでありまして、過去には住宅の一つの骨材としても利用された経緯がありますけれども、やはりおっしゃるとおり景観的な面とかあるいはいろんな鳥獣の被害防止の面からも、やっぱり実のなる木の広葉樹を植えて山に鳥獣がその場でも生息できる環境を整備することもまた必要でありますし、今は広葉樹まで切ってなくなってしまったから餌場がなくなって里においてこざるを得ないという森林体系になってますので、そういう広葉樹の植樹というのは今後は皆伐が進めば、山によっては広葉樹の植栽というのは必要になるかなと。特に、山頂部を切った場合、広葉樹で杉の木じゃなくて広葉樹を植えてください、実のなる木を植えてくださいというのが私の考えで、例えば国有林の方も、今は私も県の国有林野の会長もさせていただいておりますけれども、できればそういう意見も申し述べているところでありますが、やっぱりそういう動植物の環境としましても、生態系を守るため

にもそういうことはまた一面的には大事な面でありますので、これからの造林の在り方というのは、そういう多面的な面も踏まえた上での計画が大事なかなあと思っているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

ちょっと私の質問からすればそのあとだったんですけども、町長がおっしゃるように、先日の南日本新聞に蒲生の猿の害が出ておりました。向こうのほうは猿が非常に出ていると、こっちのほうはちょっと少し落ち着いているのかなあということですけども、一部に聞きますとこっちも多いということなんです。だからこの鳥獣害対策では今町長の答弁にありましたように、山の深く、皆伐してもそのあたりに実のなる木、あるいはコウジとかドングリとか、そういうのを植えて鳥獣害対策を防ぐと。フェンス一辺倒であっても、フェンスを今、平川、柵野あるいは今度は泊野、ことしに至っては今度の補正でもちょっと出てきてるんですけど、紫尾の奥のほうも出てきておりますけれども、先ほどから話が出てますように高齢化が進めば、この維持管理もちょっとフェンスだけのところも問題が出てくると思うんです。そういった面からも考えますと、先ほど答弁いただきました広葉樹林の展開の促進を図ることがこっちにもつながっていくと私は重々感じております。

もちろん、もう1点に、水源涵養があるんですけども、鹿児島県でも少しは動き出しましたけれども、これも多国籍という言葉が適当かわかりませんけれども、国内でなくして国外からのその林野を買い取って水源涵養というような名目なんですけれども、そういうところの買い占めるところがあります。

先ほど国有林の話をしておってそこからこういう対策を進めるということでしたけれども、このあれとあわせて、この鳥獣、害獣対策の面から広葉樹の展開をどうするかということと、水源涵養と考えたところから市町村会あるいはいろんなところで、国、県を挙げてこの私たちのまち、あるいは鹿児島県内のところに、そういう買い占めが起らないような施策を、提案されていくべきじゃないかと思っておりますけれども、2点になりましたけれどちょっとお聞きします。

#### ○町長（日高 政勝君）

これまでも、外資、特に水の飲料水に困ってる国が日本の豊かな森林資源をいわゆる水源の場所として買い求めているところが数カ所あるということでございます。したがって過去水源の税金が500円ですか、ありましたけどそれをもとにしていわゆるこの水源の山を自治体買って、そういうよそからの買収を事前に食いとめようという動きもあるところもございます。したがって今後、やはりそういうところには十分目を光らせる必要もありますし、そういう山の下の方にはその辺の啓発についてはまた十分やっていく必要もあるかと思っております。

やはり、この水源という一つのそういう意味での大事な山でもありますので、今後はそういう面での理解を求めていくことも大事かと思っております。今、県の水源林造林のこれもまた係をさせていただいておりまして、そういう話もたびたび出ますし、そしてまた町村会の方でも知事と語る会でもそういう話題も出されて、県のほうでも何とかこの支援をしていただきたいという話も出てきております。過去のように独自の財源の確保をしてその中で買っていくということもありましたけれども、また新たな財源確保についても国のほうにも、そういうのは申し出を今までもしてきている状況であります。

#### ○川口 憲男議員

鹿児島県においてはちょっと微々たるということですか。ちょっと話がそこまで買い占めたという話を二、三聞いているんですけども、今後はそういうことが浸透してくるということが危惧されております。

前回、前々回でしたか、こういう海外投資のそういうところがうちのまちにも影響してくれば

大変なことになると思いますので、それこそ人工林あるいは広葉樹林の展開、こういうのに対しては今政策的には集約をしていく状況の中で海外のそこに資本といいますか、持ち主がおればそういうところは容易にできないところも出てくるわけですので、早めの対策が必要と私は考えております。ぜひ、県でもその支援をし、国へもちょっと要望されてるということでした。

ちょっと質問が前に返りますけど、先ほど町長が申し上げましたように、まず町有林の間伐、維持管理、ここを進めていく中で、一昨年だったと思いますか、そこから500万くらいの収入が得られたと、その明くる年が300万ぐらいだったと思うんですけども、こういうのを特定財源としてちょっとこれは全庁的にお考えいただければ、これをこっちに回すちゅうことはできないとは私も重々感じておりますけれども、そういう資源をもとにした町有林整備、あるいは民有林の整備を図っていくということが大事じゃないかと思っております。

先ほど、竹林につきましては平川の工場のほうに持っていきますと9円50銭の値で買っただけだと、それに町は2円上乗せしてもらって非常に地域の方も喜んでいらっしゃいますけれども、そういう施策を講じていく、農林業のまちですからそういうところから益金を得られるような方向性を地域にも示していただくということが大事じゃないかと思います。

まず、町有林のそういう人工林、あるいは広葉樹林もあると思うんですけども、そういうところからそれを生かし、そこに認定林業体あるいは製材所の方々の委託業務をしていただいて、そういうところをしていただくところによってまたその町内のそういう事業者が益金を得るわけですから経済効果にも上がるわけですので、そういうところからぜひこのところを、前回は検討するという事で森林組合に委託されたところがありますけれども、今回も、それを足がかりにしてぜひ、もう少し町有林そして民有林にまでそれを広げていただくということができないか、再度お聞きします。

#### ○町長（日高 政勝君）

認定事業体が数社、町内にもいらっしゃるところであります、今回のこの森林経営計画ですね、これについて林業事業体も独自でつくる必要がある、そうしないと国の補助金が受けられないということがありますので、将来的にはそういうところに委託ということになりますと、計画が作成できた認定事業体でなければならないということでありますので、まずはやっぱりそういう認定事業体も、そういう森林経営計画を作成していただきたいと思うところでございます。

それでまあ、いろいろこの事業としては、森林組合とかあるいは今までも林業事業体のほうにもお願いすることがございましたので、そういう公平な取り扱いを今後も変わりなくやっていきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

今町長がおっしゃる認定林業体、確実には4社ですけれどもそういうことを含めて、管内に6業者ぐらいいらっしゃいます。その方々はいろんな講習とかいろんなことを受けて、それと今の北薩森林組合の中にさつま町からの職員というのが、現場を行ける職員ちゅうのが私が承知しているところで全くないんです。6月か7月ごろまでおりましたけれども、それもやめて民間林業体のほうに移つとるということで、そういう森林組合でそういう計画とかいろんなことができる人が認定林業体のほうに職がえ、職がえじゃないですね、移つてるということでそこあたりのところもできる人たちがそういうふうにいるわけですので、そこはまた担当課なりそこらが、十分精査して使えるように、私の場合は町有林の維持管理を当面行政のほうが責任といいますか、あれを持つかないかなきゃいけないところがありますけれども、維持管理については認定事業体に任せていってそこからの報告を受けていくというところまで進めるようにというのが私の一つの狙いです。

それで、先ほど計画は当面職員の中でやっていくということでしたよね。町長の答弁の中に。町長、今、耕地林業課を見ますと、山の関係の職員ちゅうのは課長を含めて5名しかいないんですよ。その中に森林土木とかいろんなのはもう分けてあるちゅうことだったんですけども、今度みたいに災害が起きたり何かしたときにこういう森林計画までできるような状況なのか。それと800町歩です、800を超える町歩の町有林があるんですけども、これを5人でどういうふうにして管理していくのか、そしてそこからどういうふうな方向性をもって町有林の管理をしていくのか。私は非常に不満じゃないですけども、ちょっとできない面も多々あるんじゃないかと思ってます。そういった意味で認定事業体のほうに事業を任せていただいて、委託されてそしてそれを職員が管理していくという方法のほうがベターじゃないかと思っております。

今後、継続的にはそういうことをもっていかれると思うんですけども、さつま町としても広い土地の町有林ですのでそういうところを考えたときに再度ですけども、認定林産事業体にそういうような6社くらいいらっしゃいますので、そういう管理委託ができる方向性があるのかどうか、町長のその考え方をお示し願いたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

職員は林業担当職員ということで、過去も専門的な立場で二、三人おりまして、その人が退職をして、あと100%その専門的な育成ができてるかという点と必ずしもそういうことにはなっていないんですけども、ただ町有林が815ヘクタールもある中でやはり山の担当者、まずはやはり職員がしっかり山をどこにあるか、どういう山の状態になってるか、どういう樹種があって何年、樹齢が幾らとか、除間伐が必要なところはようになってるかということまで、ある程度は、山の職員としてはしっかり把握すべきだと、まずは職員がやらないとただ委託ばかりしちよつても任せきりじゃ、なかなか育成っていうのはうまくいかんかなあと思っておりますので、今後やはりこの山の専門職員の育成というものも、あわせてやっていく必要があるかなあとも思っているところです。

それで今のところ、そういう体制の中で自分たちで測量を行ってそういった施業計画をつくりながらやれる体制になっておりますので、これがまあなかなか将来的に難しくなると、一部においてはそういう林業事業体のほうにお願いするとか、森林組合にお願いするとか、そういうこともあり得るかもわかりませんが、基本的には職員がまずは町有林のことは知ってるよと、それでまた民有林のことについても指導ができるよというのが当たり前の姿じゃないかと思っておりますので、そういった指導体制づくりはまたしっかりとやっていきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

答弁のとおり、まさにそのとおりなんです。町長の答弁どおり、私もそういうふうと思うんですけども、今の体制でそれができますか。そして、町有林、あるいは民有林に対してその意気込み、あるいはそれが、当然職員の方はそういう気持ちを持って進んでらっしゃると思うんですけども、現実には山を見たときにそれが進んでないからこういうふうにして提案を申し上げているわけです。ですから今後、答弁の中にもありましたけれども、収入源としての山が大事であると、現在は職員でやれる体制であるということを答弁いただきましたけれども、ぜひ、私は今の有害鳥獣の対策を考えましても、多機能に森林が果たす役割ちゅうのは大きいと思っております。

ただ、竹林の整備のところ、10%上乗せしていただいて、価格ですか、価格のほうに9円50銭ですけども上乗せしていただき非常に竹林整備も進んでおります。こういったことが人工林、広葉樹林にも展開していただけるような施策が必要と強く感じとるものですからこういう質問をしております。

最後にはなりますけれども、再度、山に対する町長の思い、先ほどから述べてらっしゃいますけれども、農林業のまちとして町長もそれなりに山に対する愛着はあると思うんですけれども、山に対する政策といいますか、さらに伸ばす必要があると私は考えて質問しています。

町長、最後にこのところをもう一回お聞かせ願いたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

山の資源というのはもう本当木材の供給とかございますが、今、非常に木材価格の低迷の中で厳しいところがありますけども、やはり将来的に考えてもこれだけ過去歴史的に山を整備してきたこれが、いつかは目の目を見る時期があるのかなあと期待もいたしておりますので、それを見越して除間伐もしっかりやっていきたいと思いますということで、いろんな変わらずそういった予算措置も行ってきたおかげでございます。

これからもやはり、山のそういう育成のためには、やっぱり山については一つの専門職でありますから、そういう専門職も育成をしながら対応をしていく必要があるかと思っております。もちろん森林組合とか、あるいは林業事業体の皆さん方との連携ということも非常に大事なことでございますので、山の振興がさらに本当に、皆さん方がやっぱり山に入っていく、そういう時代ができるように期待をしながら今後を努めてまいりたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

多種同じようなことを何回も質問しましたがけれども、ぜひ、この町有林の除間伐あるいは人工林の除間伐、ここあたりに先ほども申し上げましたように、町有林の除間伐を推進し、その余剰金といいますか、収益金でもってその目的、そのお金を目的の使用の使い方として、民有林を整備していかれるような方向性ができたらまだ伸びていくんじゃないかと思っております。

町長の答弁にありましたように、非常に山に入られる方が少なくなっております。竹林で上乗せされた分、そういうふうにして、非常にいい流れをつくっているわけですから、それを、人工林、広葉樹林のほうにも差し向けていただけるように、私は要請します。

終わります。

#### ○議長（舟倉 武則議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、6番、東哲雄議員の発言を許します。

〔東 哲雄議員登壇〕

#### ○東 哲雄議員

通告に基づき、次の3点について質問をいたします。

まず、1点目は、無線放送施設についてであります。

本事業は、通常5割、合併公民会は7割以内として補助金交付され、現在、整備率が82%と聞きます。町内の小規模の公民会にとっては、整備が厳しいと思われます。

合併後10年を節目に次年度より、合併推進とあわせて、補助率の見直し等を行い、整備率を上げる考えはないか伺いたい。

2点目に、ダム公園跡地の活用についてであります。

18年度の豪雨による災害復旧工事により、公園廃止となり、現在、ダム再開発のための用地として使用されているが、復旧再開発が進む中、周辺の景観も大きく変化しつつあります。

今後、人々が集える場になればと思うが、活性策について伺いたい。

3点目に、基盤整備についてであります。

政府の来年度予算は、過去最高になる見通しで、農林業の公共事業もその柱となっています。

本町では、大区画化した圃場が少なく、機械化による規模拡大や、省力化のためにも、基盤整

備、大区画化を進めるべきと思いますが、施策を伺いたい。

〔東 哲雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

東哲雄議員から、3項目についての御質問でございます。お答えをさせていただきます。

1点目の無線放送施設についてであります。町内の小規模の公民会にとっては、整備が厳しいと思われます。合併後10年を節目にいたしまして、次年度より、合併推進とあわせて補助率の見直しを行い、整備率を上げる考えはないかということでありますが、高齢化、人口減少により有線の維持管理経費、作業負担の軽減を図る観点からも、平成18年度、無線化への補助金交付要綱を制定をして、その助成と公民会の努力によりまして、整備が進められてきております。

現在では、議員、仰せのとおり、無線化率が82%のところまで上がってきているところでございます。

この無線放送設備の助成につきましては、従来から対象事業の5割の補助金を交付をいたしております。この中で、公民会合併が成立をした公民会につきましては、それだけの合併効果と申しましょうか、そういう意味で、7割まで補助率をかさ上げをしております。

なお、無線放送の関係につきましても、やはり、高齢化の率が40%を超える公民会などについては、有線という形で取り扱いをさせていただいております。

経費の個人負担部分につきまして、公民会の規模でも負担に差異が生じているということについては、認識をいたしているところでございまして、小規模になるほど、この負担率というのは高くなると思っております。

このようなことから、こういった無線化をするに当たりましては、公民会の皆さん方に、事前に、やはり、便利になる半面、コストがかかりますよということで、積み立て等を行っていただくよう、お願いもいたしてきているところでございます。

既に、整備をされた公民会の実績等もございまして、まずは、地域活力とか組織力の維持、増強とか、あるいはコミュニティの活性化をするためには、公民会合併を進めていくということを基本にいたしております。そうしますと、やはり、7割ということになるわけでございまして、できたら、そういう方向でお考えいただければありがたいと思っております。

ただ、地形的とかいろいろ問題もあるかと思ひますし、また、近年の異常気象、非常にこういう状況を見たときに、やはり、安全を期するための確実な伝達方法、そしてまた高齢化率の高い地域、そういうことを考えますと、やはり、無線の必要性というのは十分、認識をいたしております。

ちょうど、合併して10年を迎えますので、この辺もあわせて、今後、検討をする時期に来たのかなあと思うところでございます。

次に、ダム公園跡地の活用策についてでございますけれども、鶴田ダムの再開発工事につきましては、平成19年度に事業着手をされまして、2年間延長になって、平成29年度で、全て事業が完了するということになっておりまして、現在、ダム再開発工事の敷地としまして、国に有償で貸し付けております鶴田ダムのふれあいパーク公園跡地、これにつきましても、再開発工事終了後におきまして、国による整備を実施したあとに、町に返還をされるというふうを考えております。

今後、同じく国に貸し付けておりますヘラブナ岬の公園等も含めまして、ダム周辺地域の整備構想を、関係機関とか、NPO等々の民間団体とか、あるいは地元の皆さん方の御意見を集約をしながら、来年度中に策定をしまして、国、県に要望していきたいと考えております。

ダムのこういった工事が終わる段階には、地元の意見として要望していく考えでございます。

なお、ダムのふれあいパーク公園跡地につきましては、春の桜と秋のもみじを植栽し、家族連れが、森林浴の楽しめる公園としまして整備し、ダムを下から眺めるような展望施設など、将来的に維持管理のかからない範囲での整備をお願いしようと、現段階では考えているところでございます。

それから、基盤整備の問題についてでございますが、規模拡大とか省力化のためにも、基盤整備、いわゆる大区画化を進めるべきではないかということでの施策を伺うということでございます。

本町の水田面積は、2,270ヘクタールでございます。このうち、整備目標面積というのは、1,871ヘクタールでありまして、25年度までの整備済み面積というのは、1,638ヘクタール、整備率が87.5%ということになっております。

これまで、整備をされました1区画当たりの面積というのは、10アールから30アール程度でございまして、50アール以上の大区画の整備面積というのは、わずか13ヘクタールであります。

近年、耕作者の高齢化等が進行しまして、認定農業者等の、いわゆる担い手の農家、集落営農組織で進めるとなりますと、これらの皆さん方に耕作は委ねるということが増えてくるんじゃないかと思っております。

委ねられた方々にとっては、やっぱり、効率化を図るために大型機械が入れられるような区画でという必要性は、十分理解をいたしているところでございます。

例えば、大区画化をする手法としましては、再度、圃場整備をする方法と、今ある畦畔を外して、その区域内で整地して大区画にする方法があると考えております。

経費的には、後者のほうが安くなると思いますが、いずれにいたしましても、地元合意というのが大事でございますので、地権者の皆さんを含めて、地元の皆さん方のこういった整備要望については、合意を得るように、そういう地域については説明会を実施して、そしてまた、有利な事業等の導入についても研究をしていきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○東 哲雄議員

ただいま答弁をいただいたところでございますけれども、今後も、合併公民会については7割、小規模については検討する余地もあるということでございましたけれども、今、平成25年度で134公民会ということで、82%ということですので、単純に残りは25公民会ということになるわけですが、この25の中の公民会の戸数、その辺の中身がわかっておれば、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○総務課長（湯下 吉郎君）

134公民会の未整備が24の公民会でございまして、宮之城地区が10公民会、戸数が763戸であります。鶴田地区が10公民会、もとい、宮之城地区は78のうち10の公民会が未整備、鶴田地区が31の公民会のうち10の公民会が未整備で、戸数が198戸でございます。薩摩地区が25の公民会の中で未整備が4公民会、戸数が47戸でございます。

#### ○東 哲雄議員

今、お聞きする中で、やはり、未整備地区は戸数が少ない公民会が多いというふうに見ております。小さな公民会が、やはり、未整備ということは、それなりに財政負担の問題も含めて、やはり、そこには何らかの問題があって整備に至らない、そういう現状じゃないかというふうに思います。

合併を機に、無線放送施設の整備も進んできたわけですが、7割の補助をもらってされたところ、それから、単独、それは自分のところに積立金とかそういうのがあって、高齢化率も高いわけですから早目に整備をして、やはり、高齢者の方にも、やはり、還元をすべきじゃないかと、そういう意味合いもあって進んできたというふうに思っております。

それで、さっきもありましたけれども、小規模の公民会、以前から予算の審査等でもありましたけれども、設置に向けて、やはり、積み立てをしてくださいよという、そういう答弁がずっと続いてきたと思っております。

私の身近なところで、最近整備された小さな公民会ですけれども、5割補助でされたところがあります。これは、電話回線ではなかったわけですが、ただ、集落が公民会から周囲をも見渡せるぐらいの狭い範囲であったということもありまして、全体で120万円程度かかったということで、負担が60万円程度であったと。たまたま、財源が、ちょうど何かのあれで発生をして、だからそれを充当したからできたんだということでございまして、やはり、80歳を超えた高齢者の方々に積み立てをお願いしていただきたいということは、ちょっと言えないということで、その財源があったからできたけど、これがなかったら設置はできなかったと、このようなことを話されていたところでございます。

この小規模の公民会に限って、高齢化率が非常に高いという現状がございまして。それぞれの校区におきましても、再編可能な公民会ごとの話し合い協議、そういうものを年間の行事として掲げて進められていると思いますけれども、高齢化率が50%を超える公民会と、隣接する公民会で高齢化率が低い公民会、なかなか話し合い活動が進まない、そういうのも現状にございます。あわせて、隣接する公民会が、ある程度の人口があるということで無線化を先にされて、そういうことで、合併による7割の無線化はできないと、いわゆる取り残されてしまっている。戸数が十数戸しかない、そして、単独じゃとてもできないという、そういうところが、24の公民会の中、全部があるとは思いませんけれども、やはり、そういう公民会が多いんじゃないかと、このように思っております。

合併して10年経ちますけれども、その辺をやはり、再認識しながら、そういう無線施設の設置、そういうものを考えていかなければならないというふうに思うんですけれども、そういう現状も町長も十分御承知のはずだと思いますけれども、再度、お聞きいたしたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

残された公民会24ございますが、中には、地域的にまとまって有線で十分対応できるんだというところもあるようでございますし、なかなか地域が隣同士であっても合併が進まないとかいろんな事情があって、結果的にこういう戸数が残っているのかなあと思っております。

基本的には、合併ができるところは合併をしてもらうというのが、一番よろしいわけですが、なかなかその辺もお互いの話し合いが十分いかないと、ちょっとしばらく期間をおく必要がありますけれども、ただ、小規模で合併もちょっとできない、あるいは、高齢化が非常に高くなっていう、必要な整備の積み立ても望めないというところ等については、先ほど申し上げましたとおり、こういう気象条件の変化の著しい時代を迎えておりますし、何かこれ条件つきで、そのようなところを見直しをかけていくのかなあということも、今、内部では検討いたしておりますけれども、ちょっとまた、補助率を7割をちょっとまだ8割に上げるとか、あるいはこの5割を6割にするとか、あるいはまた何とかちゅうこともありますけれども、ただ、今までの補助規則にのっとって実施をされたところとの公民会の公平感というのがありますので、その辺のバランスをどうとっていくかというのがあります。単純に、すぐ引き上げてなると、今までないやったとかということになりますので、その辺が無いように、やはり、残された地区の、どうしても

これはもうやむを得んなあというところは、何らかの条件を付してやっていくということにしていかないと、なかなか難しい面もあるかなあと思っているところであります。

基本的には、先ほど申し上げましたように、合併ができるところは合併をする、それはもう、行政のほうからもそういった勧めはやっていきたいと思っております。

残された、どうしてもというところも、公民会のあれを見たときにありますので、高齢化の問題とか、これだけはもうやむを得ないなあと対外的に皆さんが見たとき、客観的に見たときに、もうやむを得んでやなあという一つの条件的なことも考えていくことも、必要かなという面もありますので、今後、さらにまた詰めをさせていただきたいと思います。

#### ○東 哲雄議員

条件をつけてということでしたが、本当に10戸も満たないような、そういうところは、なかなか条件も厳しいんじゃないかと思います。

さっきは、その一つの例で申し上げましたけれども、隣接する公民会で、まだ無線化をしていない、そういうところがあれば、そこは、何かの話し合いで可能じゃないかと思えますけれども、既に、隣接する公民会が、そういう状況であれば、なかなかまず、合併の話にもなかなか入っていけないという、そういう現状もございますので、それと、私は、さっきも言われましたけれども、次年度までそういう形で交付をして、助成をして不公平だということでございますけれども、そういう町民に対しての助成というのは、やはり、公平でなければならないというふうには思っております。

ただ、私が、今回の質問は、高齢化の高い小規模の公民会、どうにも合併もなかなかできないって、自立で施設も設置できない、そういうところを何とかしてほしいという、そういう質問でございます。

そういうことですので、今後、また、合併推進もあわせて、積極的な支援をされるとともに、無線放送施設の補助見直し、そういうことも次年度から、何とか検討をしていくということでございますので、そのことを要請をしておきたいというふうに思います。

それから、公園跡地の件でございますけれども、公園跡地については、展望施設、森林浴的な公園として整備し、将来的に維持管理のかからない整備をしたいということでございまして、私も、それについては、箱物とかじゃなくても、維持管理に費用を要しない、そういうのでいいんじゃないかと、このように思っているところでございます。

また、ダム周辺につきましては、本会議初日、行政報告の中でも、奥薩摩水と緑の里づくり推進協議会中央要望ということで、ダム周辺整備、それらを含めたいろんな要望等もされているようでございます。

また、先の答弁では、ヘラブナ岬公園ですか、そういうことも27年度中に整備構想を策定して、国、県に要望していきたいと、そういうことでございます。

今回のこのダムの開発、再開発を機に、新しい支援整備が図られればいいなというふうに希望するわけでございますけれども、昭和40年に鶴田ダムが竣工いたしまして、旧町時代でございましたが、これまで、公園の開園、それから駐車場整備、ダム展望場、大鶴ゆうゆう館、それからふれあいパーク公園など、ここには、多くの予算を投じてきた経緯もございます。そういうことから、再開発後、何とかこう活用できればという、そういう思いがあって、今回、質問をさせていただいたところでございます。

このパークゾーン跡地でございますけれども、そこは、3段になっておりまして、段差がついておりまして、どの程度の用地確保ができるかということもございますけれども、家族連れが森林浴の楽しめる公園として整備ということでございしますが、できれば、公園の一部にグラウンド

ゴルフ場でもできないかと、そういう思いも持っております。と申しますのは、以前、これは神子区からの要望であったと思いますけれども、宇津良迫という地区がありますけれども、そこに、ダムのいろんな工事の土砂捨て場ということで、公園、埋立地ができていますけれども、神子区からその一部をグラウンドゴルフ場にしてほしいというような要望、内容であったと思いますけれども、その後、神子区のコミセンのグラウンドの排水工事をされまして、現在、そこでもうグラウンドゴルフをされているという状況でございます。

宇津良迫の神子から出た要望、一部、グラウンドゴルフ場、この件については、その後、どうなったのか、これについて、ちょっと、町長の考えをお聞かせいたしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

ダム公園の関連の中で、宇津良迫については、非常に広大な残地を土砂捨て場に利用させていただいておりますが、ここについては、当初は、そういうお話がございましたけれども、神子のコミュニティーセンターのグラウンドを排水対策をしたことによって、向こうで、実際、グラウンドゴルフはやられていらっしゃるようです。したがって、ここの宇津良迫については、町のいろんな防災の機具ってんですかね、そういった置き場に変えるということにしたり、一部はまだ、余地があるかと思うんですけども、今のところ、もしものときの避難場所的な広場にもなるかと思っておりますので、そういう使い方しか今のところは、考えていないところでございます。

○東 哲雄議員

このパークゾーン跡地、さっきも言いましたように、段差がついておりますので、その面積がどれぐらい確保できるかわかりませんが、今後、一部にグラウンドゴルフ場設置、そういうものは、今後、検討してもらえないものか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

ふれあいパークの公園跡地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、桜とかもみじ等植栽をしまして、そういった森林浴が楽しめるような公園ということで考えているところでございます。

今、具体的にそこまで詰めはいたしておりませんが、結果的にグラウンドゴルフができるような芝生にするか、そういう面積がとれるかどうか、ちょっと、わかりませんが、とにかく、そういう自然的な感じの公園にしていきたいというような、今の段階での計画でございます。これからまだ、さらに詰めはさせていただきたいと思うところです。

○東 哲雄議員

もし、面積等の確保ができればということでございます。道路も随分、改良されて近くなっておりますし、非常に、景観も非常にいいということもございますので、やはり、人々が日々集える場に、そういうことがつながっていくんじゃないかと、このように思っておるところでございます。

今後、検討していくということでございますので、次に、展望施設をということでございますけれども、町長は、どの程度の展望場といいますか、維持管理のかからない展望場ということでございますけれども、どういうふうに考えておられるか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

この鶴田ダムの周辺については、先ほどもへラブナ岬と同様に、ふれあいパークの公園、今後、具体的にどんな利用をしていくかということは、今の、先ほど申し上げました、概略的な考え方をもとにお示しをしたところですけど、具体的に、まだ、詰めをいたしておりませんので、今後、27年度中には、一緒になって、この辺も検討はしていきたいと思っております。

展望施設とか、こういった、ダムを見れるようなものができたらなあということでも考えております。まだ、具体的にどのようなところまでというところは、考えておりません。

#### ○東 哲雄議員

現在、再開発中でございますけれども、下のほうから、本当、展望が開けてすばらしい景観になっております。

ダムの再開発は、類を見ない工事であったわけでございますので、国としても、やはり、そういう展望場の設置の要望をすれば、私は、してもらえるんじゃないかと、このように思っております。

ですから、国のほうに、設計もそれから設置もお願いしたほうが、向こうのほうがある程度グレードの高い、そういう展望場を設置してもらえるんじゃないかなと、このようにも思っているところでございます。

今後、いろんな周辺の内容を検討して、国、県、要望をしていくということでございますので、そういう中で、やはり、本町への交流人口、そういうものが、さらに増大すればというふうに思っておりますので、この件についても、今後、要望活動として、積極的に努力されるように要請をしておきたいというふうに思います。

それから、大区画化の件でございますけれども、さっきの答弁で、50アール以上の大区画の整備面積は、13ヘクタールということでございまして、今後、耕作を委ねる方、そして、それを担っていく方、そういうことからすれば、大区画化というのは、大きな課題の一つではないかと、こういうふうにとめていただいているところでございます。

今回、27年度の農水関連予算で、生産基盤整備として、やはり、農業農村整備事業それによる大区画化や汎用化などの推進をさらに進めるということでありましたので、やはり、本町も将来的、将来のためにも、乗りおくれられないようにという思いで、今回、質問をさせていただいたところでございます。

二、三質問いたしますが、農地の大区画化の推進ということでは、農地の中間管理機構による農地の借り受け、貸し付けとの連携による、農地の大区画化、汎用化等を推進するとありますが、農地中間管理事業については、こういうチラシが、町内、みんな、戸数、もらっているわけですが、説明も各区ありましたけれども、これは、農地等の斡旋をするというふうにとめておりまして、これは、借り受け、貸し付けとの連携をするが、その事業については、耕地のほうで進めていくと、そういうことで理解してよろしいわけですか。

#### ○担い手育成支援室長（貴島 晃人君）

今年度より、農地中間管理事業が始まっておりまして、県に、鹿児島県に1つ、農地中間管理機構というのができております。その中で、農地を集積しまして、借り手に貸すと、中間的な役割を、機構はするわけですが、借り手に出す前に、簡易な条件整備ができるということになっております。例えば、あぜを外して大区画化する、あるいは暗渠排水なんかの整備をすると、簡易な条件整備でございますが、ただ、この事業実施については、中間管理機構が、恐らく本町の耕地林業課に委託といいますか、することになるかと思っております。あるいは中間管理機構が、土地改良団体連合会に委託するということも可能かと思っておりますが、ただ、土地改良団体連合会に委託しますと、また、それだけ経費がかかるということもあるかと思っております。その基盤整備の経費につきましては、補助金を差し引いたものについて、借り手が負担するということになりますので、借り手としては、賃貸料とそういう基盤整備の補助残分を出すということになりますので、なかなかちょっと厳しいのかなというふうには考えております。

#### ○東 哲雄議員

現在、中山間総合整備事業が、宮之城地区、柏原地区、一部、紫尾のほうも含んでいますけれども、今回のこの事業の中では、大区画化をしたという例はないわけですか。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

今の、中山間の柏原地区、宮之城地区では大区画化は行ってはおりません。  
以上でございます。

○東 哲雄議員

現在の、宮之城地区、柏原地区が終了しますと、実施地区の予定もあるというふうにも聞いておりますけれども、従来、この事業を導入するに当たっては、この基盤整備、それがあ程度ないと、なかなか採択をされないというふうにも聞いているわけでございますけれども、さっきの答弁でもありましたけれども、畦畔を外す形で大区画化するということで、事業の対象となるものか、総合整備事業の。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

今、畦畔外しの大区画化につきましては、圃場整備面積にカウントできるというふうになっておりますので、今後、そういう地区がありましたら、その中で採択といいますか、検討して中に入れ込んでいけると考えているところではございます。

○東 哲雄議員

圃場整備は、希望すればですけれども、なかなか山間地は段差があって厳しいということが考えられますので、やはり、平地の部分何とか大区画できればというふうにも思うわけですが、この中山間総合整備事業等の実施されていく地区外で、そういう畦畔を外して大区画をしたいという、そういう希望等があった場合は、別に対象となる事業があるものかですね。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

事業につきましては、中山間地域総合整備事業の、今、さつま北部ちゅう仮、仮ちゅうわけじゃないんですけど、そういう地区で、もう一本ちゅうことで、前々から計画がありましたけれども、先ほどありましたように、メイン工事がなかなか出てこないということで、ちょっと今、とまっているような状況でございます。

今、実際、地区につきましては、一応、北部ですので、鶴田から求名にかけてを考えているところでございますけど、そこにまた、入れられるかちゅうのは、今のところ私、ここではちょっと、答えることはできませんが、ほかにも経営体育成基盤整備事業とか、農業基盤整備促進事業とかいう事業がございます。地区に仮に外れても、そういう御要望がございますれば、そういう事業がありますので、そういうことで皆さんには推進していただければと思います。

以上です。

○東 哲雄議員

今後、中山間管理機構による事業等もスタートいたしますし、農地の集約、そういうものも、また進んでいくというふうにも考えられます。

効率的な利用が、さらに図られるためにも、この大区画、これは必要なことではないかと思っております。

担い手確保もですけれども、機械化による労力削減、それも含めて、やはり、5年、10年後、やはり、今から取り組んでいく必要があるんじゃないかと、このようにも思っておりますので、再度ですが、町長にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

これだけ、農村の地域におきましても高齢化が進むということで、どうしても担い手の確保ということになりますと、効率化を図っていくためには、大区画の整備というのは、必然的に出て

くるかと思っております。農地中間管理機構でも、そういう取り上げ方をしておりますけれども、今後、そういう機構を通じてやる、あるいはまた、独自でやるかということもあるかと思うんですけども、そういう事態が出ましたら、積極的に対応はしてまいりたいと思っているところであります。

○東 哲雄議員

ただ、事業に向けて負担が伴いますので、なかなか、今の農業情勢といいますか、中では、厳しい面も出てくると思いますが、特にこの平地の部分、さっきから出ておりますあぜを外した形で大区画化を図っていくと、このことは、進めていけるんじゃないかという、そういうふうにも思っておりますので、今後、事業推進に向けて、さらに努力をされるように要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、東哲雄議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午後２時４５分とします。

---

休憩 午後２時３２分

---

再開 午後２時４４分

---

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は７番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告いたしました２点について質問をいたします。

まず、空き家対策についてであります。空き家の有効活用を目的に、情報提供に主眼を置いた空き家バンクが設立され、これまで賃貸や売買の仲介に取り組まれているところであります。

自分の持ち家を持ちたいと思うのは、人間だれしもが持つ希望ではないかと思いますが、その希望を現実のものとするには、多額の資金が必要であります。その点から考えますと、空き家は賃貸にしても売買するにしても、価格的には低く抑えられることから、需要があるのではないかと考えておりましたが、マイホームとなるとやはり新築の家に住みたいというのが皆さんの希望であるようです。

町としては売買などに直接関与することができないことから、町内の民間業者に仲介する方法で活用を図ってこれましたが、思うように進んでいないのが現実ではないでしょうか。

これまでの仲介実績、現在の登録状況、及びこれまでの事業状況を検証されたときに考えられる今後の課題をどのように捉えられているか伺います。

一方で見受けられるのは、管理がなされず廃屋となっている空き家についてであります。人口の自然現象により空き家は増加する傾向にありますが、管理がなされない放置家屋も増加しています。軒先が落ちていたり、柱が折れることにより倒壊したものや、樹木が成長して周囲に影響を及ぼしている家屋も多く存在しています。その大部分は、経済的価値がなくなったことにより見捨てられた物と考えられますが、周囲に住む住民にしてみれば、大きな問題となっています。火災発生の危険性はもちろん、強風により建物が崩壊、飛散し、周囲の家屋に損害を与えること

も否定できません。

本県においては、幸いにしてここしばらく台風の直撃は免れているところでありますが、近年の地球温暖化により台風の勢力もこれまで以上に超大型のものが発生する危険性が高くなっているという気象分析もなされております。現地調査を実施しながら、適正な管理がなされるように、指導することはできないか伺いいたします。

次に、集落営農組織の育成についてであります。地域農業の継続を目指して話し合い活動からの発展による営農組織が組織され、町内に3つの農事組合法人が誕生しているところであります。これは、担い手支援室の昼夜を問わない支援活動の成果であると大いに評価すると同時に、心から敬意を評するものであります。高齢化や、後継者の減少により地域農業の継続が危惧されていることから、農業者による営農組合の組織化の必要性は、私が申すまでもなく町政においても取り組むべき課題の一つとなっているところであります。

意欲のある大型農家の育成支援は必然であります。これまで地域を支えてきた小規模の生産者を維持するためには、地域が協力して推進する地域営農組織で対応せざるを得ない状況であると認識しております。既に設立されている3つの法人のほかにも、話し合い活動を行いながら、組織の設立へ向けて活動されている団体があるのではないかと思います。現在どのような状況であるか伺いいたします。

一方、組織を設立する時点での必要経費についての支援策はあるとのことですが、実際組織を運営していくためには機械導入や作業機の更新など資金面を中心に解決しなければならない課題があるのが現実であります。個人の営農でも、過大な機械投資が経営を圧迫している事例が見受けられるところですが、営農組織を設立しても新たな機械設備投資は必要であります。国や県の事業などを導入しながら対応されているところですが、機械自体の値上がりや、消費税の引き上げにより導入価格が高騰していることから、組織の経営を圧迫していくことが予想されます。組織化を考えておられる団体が取り組みやすくなるように、また既存組織の運営負担が軽減されるように、機械導入等における支援策を講じる考えがないか伺いをいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員のほうから2項目の御質問でございます。お答えをそれぞれいたします。

まずは、空き家対策でございますが、空き家バンクの登録状況とこれまでの利用状況、今後の課題ということ、それから適正な管理指導についてということでございます。

空き家情報バンク制度につきましては、さつま町空き家情報バンク制度要綱によりまして、町内6社の不動産事業者と協力事業者として登録をしていただき、町内の空き家物件の持ち主と、居住を希望される方とのマッチングを行う事業としまして、平成23年度から実施を行っております。現在までに、賃貸13件、売買15件、合計28件を登録をしていただきました。うち、賃貸物件が7件、町外からもこのうち3件はございます。それから、売買が8件、このうち町外からは2件、合計15件でございます。町外からは5件ございまして、そういう契約の成立をいたしております。本町在住者、町外居住者に対しまして、本町への定住促進を図っているところでございます。

空き家バンクの課題としましては、空き家となっている住居に所有者や親族の方々の家財が処分されていないというのが多く見られます。家財の処分に多くの手間とか費用を要することから、所有者からの積極的な登録が行われていないという状況にあります。

平成19年度に実施いたしました空き家調査では、各公民会長に御協力をいただきまして、

町内で719件の空き家を確認しております。その中で、廃屋となっている状態のものが125件でありました。町におきましては、平成24年度から危険廃屋解体撤去費補助制度を創設をいたしまして、危険廃屋の解消に努めております。これまでに、この8月現在では81件の実績となっております。空き家の中には所有者が遠方に居住している等の理由で、管理ができずに老朽化しているものもあります。倒壊の危険性、防災、防犯機能の低下、あるいはこの風景とか景観の悪化、ごみなどの不法投棄を誘発する、こういった悪影響も懸念されているところでもあります。これまで、空き家に関する苦情というのが寄せられた場合は、個人財産でありますことから所有者に連絡するなどして状況に応じた対応を図っているところでもあります。

鹿児島県におきましては、今年度から空き家対策の強化を図っていくこととしておりまして、市町村向けの対策マニュアルの作成、あるいは管理条例制定のサポートも行うとしております。また、政府におきましても全国的に空き家が急増しているということを受けまして、住宅用地の固定資産税を軽減する特例措置を見直す方向で検討に入るということで、2015年度税制改正への反映を目指しているとお聞きしております。

これは住宅につきましては、住宅の戸数の増を図るという意味合いから固定資産税については、6分の1ですか、住宅の場合は宅地はそういうふうに評価をして課税がしてありますけれども、廃屋として、住めないような状況をそのまま放置していると、こういった問題が出るので、国としましては来年度から特例措置をもうやめますというような考え方に立っているようであります。それをしますと税金が上がることによって、もう解体撤去せんにやいかんと家主さんがそう思っただく、そういう狙いもあるようであります。今後、ますますこの空き家っていうのが増えていく予想がございますが、関係部局との連携強化とか情報の共有化を図りまして空き家の実態把握に努めていきたいと思っております。

改めて、そういった調査をする必要があるかと思っているところで、その上で利活用できる空き家に対しては、空き家バンクへの登録を促進するための制度の周知とか、新たな施策の検討というのも必要じゃないかと思っております。今後、国とか県の動きを注視しながら、検討をしていきたいと思っております。国におきましては、さきほど申し上げましたとおり、次の通常国会にこの法案の提案をしていきたいということになっておるようでございます。

次に、集落営農組織の育成についてでございますけれども、現状と組織維持のための支援策についてでございます。組織化につきましては担い手育成支援室におきまして、JAとか県の協力をいただきながら、現在23の組織が集落営農としての組織ができておるところでございます。このうち農事組合法人については、永野むら、農事組合法人ひとつき、農事組合法人夢希耕あながわなどの3法人が設立をされております。このほか1つの特定農業団体が、法人化へ向けての話し合いを継続されているところでもあります。

町内の集落営農組織の多くというのは、農作業の受託を行う組織でありまして、地域の営農に大きく寄与されております。これらの組織の法人化に向け、推進を図っているところでございますが、やはり構成員の方々が高齢化しているとか、経営規模が零細なこととか、法人の成立をしたときの経営の状況がどうなるかということで、まだ踏み切られていない状況もあるということでございます。また、農作業を受託するオペレーターの高齢化とか、オペレーターの不足、活動に支障が出ている組織もあると聞いております。

町におきましては、毎年農作業受託組合と農用地利用改善組合との合同検討会を開催しておりますが、やはり組織の活性化を推進するためのいろんな話をしておりますけれども、そういったところが一つの課題となっております。現在、人農地プランの見直しを進めておりますけれども、話し合いの中で担い手の不足が原因で耕作放棄地が出てくる地区もございます。このような地区

においては集落営農の組織化についても同時に推進をしていくこととしております。

次に、組織を継続、維持していくための経営指導とか、あるいは機械導入、購入などの御支援策を講じる考えはないかとのことでございますが、法人につきましては定例会へ参加をしながら、決算時の経営分析を通じまして経営指導を実施しております。また、その他の営農組織においても、定例会とか総会の折に参加をいたしまして指導、助言を行っております。

農業機械等の購入に対する支援策につきましては、認定農業者あるいは法人において、国の経営体育成支援事業というのがございます。また、県の農業農村活性化推進施設整備事業、こういったことがございますので、こういった国・県の補助金を活用していただきたいと思うところでございます。町としましては、いろんな情報収集を行いながら関係の皆さん方には情報提供をしていくということにいたしております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○岩元 涼一議員

空き家バンクについてですけれども、この制度は平成23年度から開始されたということでございまして、現在まで28件が登録され、町外5件を含む15件の契約が成立しているとのことでございます。これは、定住促進に向けて一定の効果があるのではないかとということが認められているところでございますが、残りの13件につきましては希望者とのマッチングが不調であったということでございますが、その要因というのは、先ほど町長も答弁の中でふれておられますけれども、空き家の中に、昔といたしますか、そういう処理されないといいますか、そういう家財が処分されていない、多くの手間や費用が要することから所有者の積極的な登録が行われていない。しかし、この13件の登録されている中にも、そのような状態があつてできなかったのか、別に何か要因が13件というものにあったのか、そこら辺について分析されておられれば、お伺いしたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

残り13件の関係につきましては、登録中で未契約物件というのが今まで契約がなされていないのが6件ありまして、そのほかの登録をされた方からいわゆる取り下げというのが7件ございました。取り下げの理由としましては、このバンクを通さずに友人とか知人などの方々からの媒介があつたり、震災関連の期間限定1年間という物件とか、建物が老朽化してきたことなどによって、このような取り下げになっておるようでございます。

#### ○岩元 涼一議員

有効活用という面から見ますと、空き家バンク制度、町内の不動産業者との仲介制度というのは非常に有効活用されるってことでありますけれども、この制度自体の存在がまだわからずに登録されていないことも町民の中にはあるかと思いますが、これに対する周知に努めていきたいというようなことでございますけれども、遠方に居住し管理ができないような所有者につきましては、バンク制度をお知らせすると同時に危険廃屋の解体撤去費の補助制度というものもございますので、再利用といいますかそういうものができるものについては、解体撤去費用の案内をして解体の方向へ進めていただくというような誘導策というか、そういうものは考えておられないか、周知することはできないのかお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

この空き家バンク制度の周知方法につきましては、これまで広報紙とか、お知らせ板、町のホームページ、そういうものを通じまして周知を図っております。また、遠方に居住している方に限らず、固定資産税の納入の通知書にバンク制度のチラシも同封をしながら、周知に努めているところでございます。実際、町外からの皆さんからのお問い合わせとか、物件の登録に至ったケ

ースもあるところでございまして、あわせてこの危険廃屋補助制度につきましては、広報紙とかホームページ、また事業を実施する町内業者を通じて説明をいたしておりますので、利用の周知についてはある程度なされているというふうに理解をいたしております。

○岩元 涼一議員

前回の調査、平成19年度に調査されてからも空き家は相当増えている方向にあるのではないかなと思うところでございますが、前回の調査で廃屋となっているものが125件で、撤去費補助制度が活用された件数が81件、差し引き44件があるということですが、これについてはまだまだ老朽化が進んでいるのではないかなと思うところでございます。

今度また空き家の実態がどうされているか把握していくとのことですので、再度調査を行われたあと適正に管理されるように、その補助金制度が26年度までの期限がある制度であるということも周知して、先ほど町長のほうから答弁がありましたけれども、その中でも26年度までの期限があるから少しでも補助があるうちに解体されたらどうですかというふうに誘導することはできないのかなと考えますが、その点について伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

空き家につきましては前回、空き家バンクの登録とか危険廃屋撤去費の補助制度、利活用されたり撤去されてる分もありますけど、前回の調査から7年経過しております。したがって、高齢者の皆さん方がお亡くなりになる、その度合いがずっと続いておりますので、昔の隠居だったところなんかが相当空き家になっているのかなと思って、恐らく推計では700件から1,000件を超えるところまできているのかなと推測はいたしております。

これは改めて空き家の調査をやり直してみても、本当に使えるもの、あるいは廃屋として解体が必要なもの、いろいろあるかと思っております。その辺のところを調査をしてみたいと考えております。この辺の周知については、今回の9月号の広報さつま、申し込みについてのお知らせをしたところでございます。その後9月申請で4件、現場確認済みの未申請が3件、現場確認依頼が1件、8件あります。

○岩元 涼一議員

先ほど、空き家に関する苦情が寄せられた場合は個人財産であることから、所有者に連絡するなどして状況に応じた対応を図っているところであるというようなことでございましたが、私どもが見てみましても、明らかに隣に影響を及ぼすのではないかなというような状況で見受けられる家屋もございまして、樹木が家の周囲を覆ってしまうような状況の家屋というのもございます。一見、ぽつんと離れたようなところならまだそれほど影響がないのかもしれませんが、隣接する家とか農地とかそういうところからの苦情などがあつたのではないかなと思っておりますが、この所有者に連絡されているということでございますけれども、そのときの相手方の反応というかそういうものはどのようなものなのか、ちょっと伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

住民からのそのへんの苦情ですけれども、相談そういったものを含めると、過去1件ほどありました。私有地のこの所有者に対して指導するという法的な根拠がないものですから、現場を確認した上で所有者を特定しまして、文書でお知らせをするという形をとっているわけでありまして。この件につきましては建物の所有者とは実際連絡はとれずに住所に送りましてけれど、住所が特定できずに不明ということで文書のほうは返ってきておりますけれども、幸いにもこの土地所有者の理解が得られたために、今回の解体撤去の事業を使われて解体をされております。

今のところ、私有地の所有者に対して指導するという法的な根拠がないために、文書でお願いするしかないと考えておりまして、やはり限界というものが今の段階ではありますので、例えば

この今先ほども申し上げましたとおり、国の法律改正に基づいて、町としても例えば条例をつくってそのところの指導なり、勧告、あるいはどうしても聞かない場合は行政代執行とかのいろんな手だてがありますけれども、それは今後の国の法律の制定を見ながら対応していく必要があるかなと思っているところであります。

#### ○岩元 涼一議員

条例制定は現時点では難しいというか、私も条例はある程度条例を制定して指導をするべきではないかと、条例という根拠をつくってということで、申し上げようかなと思っていましたけれども、今町長がおっしゃったように個人財産というかそういう面から、まだ行政がそこまで踏み込んだ対応ができないというようなことであるようでございますので、それは今後、さきの霧島市の市議会でもこの質問が出て当局とされては、今町長が答弁されたことしか現時点では答えることができないというような状況であったようなことでございますので、その点については理解いたします。

今後、国がそういう動きを見せるようであれば、早急に条例を制定し、そして対応していただきたい。そうじゃないと、隣接する迷惑を被っておられる、苦情として町のほうには届いていないかもしれませんが、泣き寝入りじゃないですけどもそういう形で迷惑を被っておられる方が実際にいらっしゃいますので、先ほど申し上げましたように、町長の答弁にもありましたように、火災の危険性とか不法投棄があつたりとか直接被害が出てくるおそれが十分ございます。台風などの強風によって飛ばされた家屋で自分の財産が傷つけられたというような、そういうことも十分想定されますので、その点については、鋭意努力をしていただきたいと考えているところでございます。

それと、先ほど、2015年度税制、国が反映させたいというようなことで目指しているとのことでしたが、本町の危険廃屋解体撤去費補助は26年度までの期限つきであるということでした。25年度税制が改正されて、その土地の評価に対する見直しが進めば、また新たな解体したいというような希望が出てくるのではないかなと思いますが、その時点では本町のこのまま予定でいきますとその撤去費補助制度は終了したあとということになるかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

国のほうが今考えていらっしゃるものは、解体をしましたら今まで家が建つところまで6分の1の軽減をされております。それを解体をしたら結局もとに戻ってしまう、土地の評価が6倍。例えば、1万円のときだったら、6万円になりますよというくらい返ってしまいますので、家が建っていないということになると、そうなりますと場合によっては解体することにちゅうちょされる場合もあります。そういうことで、国としましては、そういう住宅として使えないような廃屋については、今まではこういう軽減措置をしてきましてけれどももうやめますよと軽減措置は、税金が高くなりますから早く解体してくださいと。しかし、解体したときは、ならまた改めて軽減をしますからというような考え方をされているようです。

それで、町としまして今後どういう手だてを講じていくかと、先ほど住宅政策の一環として定住の関係もありますが、空き家がこれだけ増えて地域の人口を維持をしていくためには、空き家の活用についても当然また考えていく必要があると、そのためにはリフォームをしたり、リフォームの助成もやっておりますけれども、その中でやっぱり家財が入ってってだめだぞっていうときには家財の撤去をする費用をみてやるとかですね、ある程度。いろいろまだ景観上・防犯上・防災上おっしゃるとおりそういうものについては解体をする助成を引き続きやるかどうかについては、しばらく国の法の整備の内容等を見た上で対処していきたいと思っております。

## ○岩元 涼一議員

条例を制定するといいますが、国の動向も見ながら、そして今町長のほうから答弁がありましたように税制の改正についても国の動向を見ながらということでございますので、町が独自にやるわけにも、補助制度につきましては町がやることですけれども、その根拠となる税制改正とかそういうものについては、国の動向を見らざるを得ないということは十分理解いたしますので、とにかく管理指導ですね、そういうところではできるような形で、今までやってらっしゃるということですが、相手が個人の財産でございますので立ち入った指導ができないということは理解いたしますが、それによって迷惑を被られる住民もいらっしゃるということは事実でございますので、その点についてはまたいろいろ協議をしていただきたいと思います。

2点目の集落営農組織の育成ということでございますが、いろいろ法人化へ向けての話し合いが行われている、実際それをされている、話し合いがされている組織もたくさんあるようでございますが、その過程で農業者の高齢化、経営規模が零細なこと、またオペレーターの高齢化とオペレーター不足などがそういう組織の設立が進まない課題であるというようなことでございましたが、この点についてはそれこそこの地域についても同じようなことであるかと思いますが、やはりその経理面ですね、法人化へ向けて経理などの事務作業、これも農業者にとりましては大変な負担といいますが、専門外の分野であるというようなことでございます。実際そういう組織が立ち上がってるところには、例えば役場OB、JA OBとか、その方面にある程度明るい方がいらっしゃいますので、その方々をお願いしながら進められているというのが現実ではないかなと思いますが、今先ほど1つ法人化へ向けて話し合いがなされているというようなところもございましたけれども、その辺についても経理面とか、それから先ほど私が質問の中にも申し上げました機械導入の原資をどうするか、そういうところで非常に悩んでいらっしゃるのではないかなというふうに思うわけですが、その点についてはいかがお考えですか。どのように捉えていらっしゃいますか。

## ○町長（日高 政勝君）

集落営農を進めるに当たって、組織の運営・経営のためにどうしても経理面というのが1つの課題になっているようであります。そういう専門的な人がなかなかいないというようなことで、役場のOBとか農協のOBとか、そういう人たちがいるところの組織はある程度慣れた感じではありますけれども、なかなか経理関係をやっている人材が見つからないというようなことで、特に問題視されているところもあるようでございます。

そういうことで、いろいろ普及センターのほうも、それについては専門的な経理ができるような講習会とかそういう機会もつくっていらっしゃるようでございますので、できるだけそういう機会に参加をして習得をしていただくことが必要かなと思っております。そういうソフト的な活動に対しても何らか、これまでも段階的にいろいろ組織を立ち上げる段階で町からも支援をしておりますので、今後十分話し合いをさせていただきたいと思うところです。機械導入の関係も先ほど申し上げました国・県の事業というのがありますけれども、またそれぞれ基準がありますのでなかなかそれに合致をするようなところまでいかないという面もありますけれども、いろいろまた関係機関でそういう支援体制を持っておりますので、いろんな情報を提供していただきまして、お互いに研究をさせていただきたいと思うところであります。

## ○岩元 涼一議員

法人の設立に向けましては、振興局あるいは担い手の担当課そういうところが、話し合いの場とか定例会、そういったところに積極的に出席をされまして、いろいろな指導・助言をされているというのは私も十分承知しているところでございます。その中で、営農組織といいますが、そ

れから営農組織につきましては、一応任意団体ということでみなし法人みたいなところもございまして、税制の面についても課税していくというようなことから法人化したほうがいいんではないかというような指導もこれまでもあったわけですが、そういうところの法人に移行する前と移行後の状況、そういうところをどのようなふうに分けられているのか、明らかに法人にしたほうがよかったといえますか、そういう捉え方ができるものかどうか、その点について伺います。

#### ○担い手育成支援室長（貴島 晃人君）

法人前と法人後の比較といいますか、会計の方式がちょっと法人前と法人後について違います。法人後について複式簿記というのになっておりますので、比較をしたことはないところでございます。ただ、法人後につきましてはそういう県のさつま駐在等々と協力しまして、経営分析をしてその法人にお知らせをするというふうにはしております。

#### ○岩元 涼一議員

町長のほうからもございましたように、農業機械の購入等につきましては国の経営体育成支援事業、国の農業農村活性化推進整備事業などを活用をしていただきたいというようなことでございますが、これも予算に限りがあったりポイント制であったりということで、承認・採択されにくい状況というようなこともございまして、今、国が進めておりますこのリース事業制度が割と活用しやすいのかなというようなことがあるんですけれども、これにつきましても補助率が低く抑えられていたり、いろいろございます。かといって単独で融資を受けてということも考えられるわけですが、単独で融資を受けてその融資残について助成をしていただいても、その融資額自体が相当大きくなって、先ほど同僚議員の大区画の中でもございましたけれども、町長もそういうふうに進めていきたいということでございますが、そうなれば当然それに対応する高性能の農業機械といいますか、そういうものが要ります。それを導入するということになりますと、先ほど言いましたようにその制度とかそういうものについて、うまくいかない事例がたくさんあるわけです。たまたま国が緊急的に出す、言葉は悪いですけど予算消化じゃないですが、そういう側面で駆け込みでこれまで、そういう制度があった事例もありますが、そこに乗ればいいですけども、それに乗れない以上はそれだけの高価な買い物をするときに負担が大きいと、それを組織法人等が当然自前でしていかないとはいえないわけですが、それに対して相当な負担が生じてくるということでございます。それを少しでも軽減するために、国・県の事業を導入しながら、それにまた若干の上乗せとかそういうもので支援していくという考えはないか、伺います。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに、この機械導入という整備を行うとなりますと多額になる関係からいろんな助成を活用していくということになるわけですが、やはりその規模がまだ小さい段階でありますし、経営的にも難しい面があるかと思っております。いろんな制度がありますので、うまくこの情報を入れながら、一番有利なほうの事業の導入っていうのが必要かと思っております。今後、今度国のほうで、農林水産業活力創造プランというのを打ち出しておりますし、自民党のほうでもいわゆる農業農村所得倍増10カ年戦略と、いろんなことを力を入れていきますよということで出しておりますので、今後、地域営農のこういう地方の活力のためにいろんなことが出てくるのかなと思っております。

特にTPPの問題がこれから具体化するとありますと、そういう農家の担い手に対する支援策というのは、恐らくいろんなところから政策が出てくるのかなと期待もいたしておりますので、そういった情報を、早くつかみながら自分たちの地方において、地域において適する事業を早く

マッチをして適応していくということが大事かと思っておりますので、その辺は今後とも国・県の情報等をしっかりとつかんでまいりたいと思っております。

#### ○岩元 涼一議員

当然、事業導入をされる団体におきましては、事業を活用せざるを得ない、活用しないことにはとてもじゃないですけども、事業の運営はできていかないのが現実でございます。町長がおっしゃいますように国が第2次安倍政権のほうも地方創生担当相でしたか、新たな部門を設けて、地方の活力を盛り上げていくんだっていう錦の御旗みたいなものを掲げられましたけど、それが実際どういう形で行くのか、聞くところによりますと地方の中でも核を設けてそこを中心にとというような、安倍総理は全国津々浦々まで経済の恩恵が及ぶようにというようなことも申されていますが、実際のところそういうのが来ているのかなというのが現実であるようであります。

この地方創生にいたしましても、先ほど言いましたように、途中でとまってしまうおそれもありますし、その辺は将来を見据えていかなければならないところでございますが、それとは別に町長のほうでも、先ほど言いましたように国の制度は当然ですけども、こういう法人とか集落営農組織、そういうものに今後この答弁の中にも大きく寄与しているというようなところがございまして、そういったところに事業費の何%かというような上乘せとか、そういったところも考えていくべきではないかなということでこういうふう質問しているんですが、きょうのこれまでの我々議員の質問、そしてあしたも2名の同僚議員がおりますけれども、その意見を全部吸い上げることにすれば当初予算で足りないぐらいの予算が必要ではないかなという気はしますが、しかしこの選択と集中も町長も言っておりますので、一方で協力をお願いしますと言っている以上は幾ばくかの今度は町の考え方というのも上乘せ支援をするべきではないかなと思いますが、その点について再度伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

もう財政の関係については、いろいろと論議のあるところでございまして、とにかくこれから第2次の総合振興計画も策定するところでございますので、そういう中でどうしても将来を見たときに、さつま町としてどういうものに重点を置いてやるべきかということでやはりおっしゃるとおり、選択と集中をしながらメリハリをしっかりとつけていく。その中には伸ばすところは伸ばしていく、そのことが大事かと思っておりますので、その辺は十分見極めながら予算の配分も詰めてまいりたいと思っております。

#### ○岩元 涼一議員

いろんな予算を伴う事業も町もたくさん抱えておりますし、全部を網羅するというわけにも当然いかないわけでございますが、やはり集中するところには、そういう方針で臨んでいただきたいと、また、来年度の予算編成へ向けての考え方も持っていただきたいと思うところでございます。先ほど、町長からも出ましたけれどもTPP、これは国際情勢がどうなるのかも全然わかりませんし、国が示す農業政策の方向というのも今後どうなっていくのか、見通しが全然つかないところでは農家サイドの将来に不安を感じるというのが我々農家サイドの心境ではないかと思うところでございます。個人、法人を問わず、生産収量自体が増えることは大変喜ばしいことなんですが、その反面では需要と供給のバランス、市場原理主義によりまして価格が当然引き下げられます。もうそうなりますと、経営がそれこそ立ちいかなくなると、現時点でことしの米価についても、相当な下落をするのではないかなというような情報も入っているようですけれども、そういう情報が先走りしますと、それこそ農家の生産意欲というのも失われますし、実際そういう価格下落を招きますと将来に対する耕作放棄そういう点にもつながってまいります。そういうところを引き受け売りではないですけども、そういうところに生産現場が移っていくと

ということになりますと、先ほど申し上げましたように、そういう組織をお願いしていかざるを得ない時代が近い将来出てきますし、そこでとまればいいんですけども、それこそ高齢化がまだ進んできますと維持するのも大変というようなことが現実起こってくるかと思います。

生産現場におきましては、天候に左右される作業や適期作業に期間が集中する作業については、作業機も大型化、高性能化して、委託者の要望に対応していかざるを得ないところであります。短期間ではありましたが、日本型の所得補償政策として評価があった戸別所得補償政策も平成29年度をもって事業廃止とすることが示されており、生産現場に及ぼす影響も大きなものがあります。それを補完する政策として、町の支援策を講じることにより、これから先、組織化を目指す団体にとって、その支援策がメリットになり、組織化や法人化に向けての話し合いも進みやすくなるのではないかなと考えるところであります。組織の設立はできても、その組織を運営していくためには、作業機それに付随する施設整備の経費が必要となってきます。当然のことながら人件費などの経常経費は組織の経営によって生みだされるものでなければなりませんけれども、機械に対する投資額が多額になればなるほど経営が苦しくなるのは自明の理であります。

特に、集落営農組織や法人は土地利用型の経営が中心であることから、その設備投資額も大きいものになります。話し合いを重ねながら、ようやく設立された組織の運営が頓挫するようなことがあってはなりません。将来の地域農業を支えていく受け皿としての立場を明確にするためにも、機械導入あるいは施設整備などに対する支援策を今後、講じていただけるように申し上げまして私の質問を終わります。

#### ○議長（舟倉 武則議員）

以上で岩元諒一議員の質問を終わります。

次は、15番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

#### ○柏木 幸平議員

本日最後の質問者であります。最初に、道路維持管理について質問をいたします。

人口減、過疎化、少子高齢化などの影響で、先ほどもありました廃屋や空き家、空き地の増加、共同墓地では管理者のいない無縁墓や個人で撤去された墓の跡など墓地も年々さま変わりしております。また、商店街や個店の衰退、そして農業においては担い手不足による耕作放棄地の増加とそれに関係する有害鳥獣の被害などもあります。一方では少子化による学校再編も今後行われます。

このように人口減や高齢化に伴い、町内の景観形成も変わってきておりますが、各公民館単位等で行われている道路清掃も同じで、参加者の減少や若年層の減少による労働力不足により作業の範囲が狭まったり、回数が減ったり、年々管理が難しくなってきております。町道、農道、林道それぞれ道路の管理体制は違いますが、町とされては、それぞれどのような道路維持管理をされているのか伺いいたします。

次に、ふるさと納税制度についてですが、8月30日の南日本新聞にふるさと納税急増、伊佐市、7月で前年度を上回る、とのタイトルで、ふるさと納税の記事が掲載されておりました。先日、伊佐市の交流館にある同市の伊佐PR課交流PR第1係にアポなしで行きましたら、担当のさつま町の出身の方が、ふるさと納税先進地の宮崎県綾町に出張されているとのことで、同じ係の方にお伺いいたしました。伊佐市も最初は地味な活動でふるさと納税の推進をされていたようですが、特典の贈り物がメディアに取り上げられたことから、寄附金が急増したようで、やはり魅力ある特典も大事とのことでありました。

一方、政府は、7月8日のこれは読売新聞でしたけど、政府の方針として、ふるさと納税制度

を27年度から税金が軽減される寄附の上限を2倍に引き上げる記事が掲載されておりました。これは、地方の活性化を進めるための地方創生を促進するという狙いとのことであります。

ふるさと納税については、財政難で苦しむ自治体を支える効果が期待できる一方で、寄附のお礼として自治体の特産品を提供する競争が過熱するなどの懸念も浮上しているとのことでありますが、本町も自主財源の少ない自治体ですので、このふるさと納税に今後期待を持って推進すべきと考えますが、まず、本町の現在の取り組みについて伺いたいします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

本日最後の質問者の柏木幸平議員のほうから、2点ほど出されましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、道路の維持管理についてということですが、道路の中の町道であります。町道の草刈り作業とかあるいは伐採作業につきましては、道路管理者が道路整備班などで対応いたしております。現在の管理延長というのは1,170路線、延長にいたしまして、775キロメートルと膨大な距離になっております。及び道路管理上、管理者として管理すべき箇所については、児童生徒等の通学路あるいは幹線道路を中心に実施をいたしているところであります。これ以外につきましては、基本的に日常の生活道路であるために、地域で自主活動としまして、いわゆる自主活動の一環としまして実施をしていただいているところであります。これについては、本当に感謝を申し上げているところでございます。どこの自治体においても同様でございますが、道路沿いの草木の伐採要望というのが年々多くなっております。限られた予算とかあるいは人員のもとでは、どうしても優先順位をつけざるを得ないというのが実情でございます。児童生徒を含みます通勤通学路等の歩行者の安全確保あるいは通行車両が多くて草の繁茂等によっては事故の発生が懸念される道路については、一般的に優先をいたしまして伐採の要望に素早く応えるということにしておりますけれども、これもなかなか現実には難しい状況がございます。

今後の対策でございますが、1点目としましては、町道として管理する道路路線数が非常に多いところから、公の施設管理と同様にインフラ管理能力とか財政力に見合った道路管理のあり方とか、農村地域においては今年度から農道等の維持管理に農地維持支払交付金というのが創設をされましたことから、既存の町道が町道認定基準に合致しているかどうかの見直しも必要になってくるのかなと思っております。

2点目としまして、道路の伐採については、主に道路整備班で行っておりますけれども、予算とか人員などに限界があるため、地域の自主的な活動を促進する報奨金制度などの助成金の創設も必要になるかなと思っております。

また、3点目としましては、機動性があり作業効率が高く、建設機械等の取り扱いに熟練した建設業者のほうに民間委託をする、そういう活用も今後、視野に入れていく必要があるのかなと思っております。現実には過去、道路整備班については建設業が行うようなある程度の維持の整備については整備班もやっておりましたけれども、今後については、これだけ道路整備のいわゆる伐採の要望が多くなれば、そういった建設業ができるところの建設業にお任せして道路整備のほうに主眼を置いた形でやっていく、そのように切り替えをいたしてきております。そのようなことでございますが、まだまだ整備班だけでは追いつかないという現状がございます。地域も高齢化がなかなか進んでおりますので、こういった実態を踏まえまして、ただいま申し上げましたような新たな方策というのを検討をする時期にきているのかなと思っております。

あと、林道の関係とか、ございます。農道の関係とかございますが、これについても、ちよっ

と触れさせていただきますけれども、農道の関係につきましては、4メートル以上の幅員については127路線、54キロメートルということで整備されたものは登録をいたしております。現在、広域農道以外の耕作道の草刈り等は地元の方々をお願いしているところでありますが、近年やはり、これも高齢化とか人口の減少等によりまして支障が出ている現実がございます。そこで国が今年度から先ほど申し上げましたとおり、農地水保全管理支払交付金にかわりまして、多面的な機能支払交付金というのが創設をされたところでありますので、こういった交付金を活用しながら日当を支給をするとか、そういった形での運営とか、あるいは地元で作業困難な箇所は業者委託をするということになろうかと思っております。

また、林道の関係につきましては、現在54路線、125キロメートルございます。このうちが約50%に当たる60キロメートルが舗装済みであります。未舗装の箇所につきましては集中豪雨時の路面流出とか土砂の側溝への流入などが多くありますので、この対策に苦慮をしているところでございます。草刈りの作業につきましても地元でしていただいている線もありますけれども、ほとんどが手つかずの状態ということで町が対応せざるを得ないということになっているところでございます。年次的に路面の整備については草刈り等についても進めているところでございます。今回も何らかの補正予算も計上させていただいております。

次のふるさと納税制度についてでありますけれども、さつま町の推進方法といたしましては、各地域のふるさとさつま会、それぞれ関西、関東あります。そういうところに行った際に、納税の呼びかけをいたしております。そのほかの企業誘致懇話会の際での協力依頼、あるいはホームページ、広報紙を活用してPRに努めているところであります。毎年継続して納めていただく方などもございまして、その善意に対しまして改めて感謝をするところでございます。

このふるさと納税制度につきましては、寄附金ということでございますが、やはり地方税的な性格を有する収入金であります。地方で育って都会で働き、退職後は地方に戻るという、人の循環システムを踏まえまして、地方が子供を育むのに費やした行政コストというのを都市から回収する手段はないかというような問題意識からの発想ではなかったかと思っております。その後、識者のさまざまな議論を踏まえまして税控除を含めた地方税的なシステムとして導入に至った経緯がございます。また、税の控除というのが途中、緩和をされてきております。当初の都道府県の状況として分析をされている資料によりますと、当時、最も成功している団体というのが鹿児島県だということでございます。これは、制度創設当初から県内でふるさと納税の奪い合いをするのは、非生産的であるという考え方のもとで県と市町村で協議会を設立をしまして、ふるさと納税に関するPR活動を一元的に行ったことが挙げられます。

また、県においては強力に推進するために東京、大阪、こういった県の事務所に専門スタッフを配置して、企業誘致活動などとあわせて積極的なPR活動に努めた成果であるというふうに考えております。

昨年度、この協議会を中心にしまして、県で収入した各市町村の実績データによりますと、上位の二、三の団体が特別に大きいですが、さつま町も県内の団体の中では寄附金、金額など中間的な位置にございます。20位ぐらいでしょうか。市町村で独自に収入した実績につきましては割と上位、14位に位置しているところでございます。ただ、創設から数年を経過いたしておりますので、幾つかの自治体でふるさと納税の確保のために地場産品の提供などを織りまぜた、それぞれ議員がおっしゃったとおりですが、大がかりな地場産品を差し上げて寄附金を募るということもあるようです。もちろん、ふるさと納税よりも特産品のほうが大幅に多いと、逆転をしているというところも実際あるようでございます。制度の趣旨からいって、謝礼は適正な金額の範囲内にすべきだと総務省も苦言を呈しておりましたけれども、最近こういった地方の動

きに反映して、やはり、ちょっと控除の見直しをしたいと、2倍ぐらいに引き上げたいというような思いも次の税制改正で考えていきたいということも申されておるようであります。

本町も今後さらに応援隊の善意会員数をふやすために見やすいホームページの編集とか納付方法など幾つかの課題について検討の余地がございますので、研究をしてまいりたいと思っております。納税者の皆さんからは、わずかばかりの寄附に特産品をいただいて大変恐縮しております。こういったお礼の声も寄せられておりますけれども、こうした特産品とは連動していない納税者の御意向にも十分配慮しながら、別枠として地場産品と連携した特産品型納税システムにつきましては税控除の動向等も踏まえまして、研究する余地はあると考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○柏木 幸平議員

まず、道路維持管理のほうについてですが、今の町長の答弁で新たなこの方策を考える時期でもあるということでありました。地域の方、これまで日常利用して恩恵を受けている道路でもあり、道路をお互い安全に利用するためにも地元の道路は、共助の精神でボランティアで清掃作業を行っておられます。しかし、今後は先ほども申したとおり、公民館単位でできない地区も出てきそうです。ますます町に頼る地域も多くなると考えます。

町の作業班について、先ほど町長もちょっと触れられましたが、17年度の合併当時は5班体制で31人従事していたのが、昨年平成25年度は緊急雇用の通学路班、1班の4人を加えて、総体で4人体制の22人に減った中で作業されています。それが、本年度はさらに、3班体制の12人まで減っている状況であります。道路の草払いや高所作業車での伐採など、地域からの依頼は多くなってきている中で、担当課は個人の方や公民会長、公民館館長そして我々議員からの要望を聞いても要望に応えきれず、現状との板挟みの状況に見えております。今後の作業班の体制については、先ほど町長は余り触れられなかったと思うんですが、今後どのように考えておられるのか伺いたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

道路整備班につきましては、少しずつ減らしてきておりますけれども、やはり、増やしたときにどの程度対応できるか、増やしてもやはり限りがあると私は思っております。したがって適正な数というのをやっぱりキープする必要があるかと思っております。その辺のところは、やっぱり先ほど申し上げましたとおり、これからの高齢化が進む中で、いつまでも道路整備班だけで対応していくのかというのがあるかと思っております。もちろん、先ほど申し上げました生活道路、身近なところについては自治公民会の活動の一環としてやっていただくのが、本当にありがたいわけでございますが、それも、いろいろこれまでも議論をいただいておりますとおり、非常に高齢化が進んで難しい状況もきている公民会もあります。そういうことを踏まえますと、新たな体制のあり方というのを検討をする時期にきているのかなと思っております。先ほど申し上げましたとおり、やはり年に2回、3回やっているその中で、1回はもう建設の業者にお任せするとかあるいは地域の元気な方に報奨金をやってやるとか、いろいろあるかと思っておりますので、それは、今後どのような形が一番適切かというのは、今後、詰めをさせていただきたいと思うところでございます。したがって、道路整備班についても増やすということではなくて、やはり道路整備班もどちらかというと若い人たちがおってですね、ただ、収入の年収というのは本当に200万そこもいかないあるいはちょっと超えるぐらい、そういう中でずっとこの仕事をやっていただくとかっていうのは非常に心苦しいわけですね、もっとほかに若い人たちは職を選択をして、そちらのほうできちんと安定した生活を送っていただきたい、そう思っておりますので、やっぱり道路整備班については自分で何か農業でもしながらあるいは別に仕事があって臨時的にも

こちらに来て十分やっていけるよ、とやってそういう形のほうに切りかえていかないとどんなものかなと思っております。それで適正な数をして、あとはそういう専門的な方をお願いをしていくことも、建設業もだんだん仕事なくなっているという中で、私どもにやっていただけませんかという要望もつい最近いただいておりますのでそういう面の検討も必要かなと思っているところであります。

#### ○柏木 幸平議員

私が今から質問しようかと思っていたところ、町長が今、答えていただいたような感じであります。私もその維持管理に関しては今後、高齢化で集落でできないところは、その中での元気な方たちに報奨金なりやって、そういう管理をしていただく方、それとまた、建設業の方にも聞いたわけですけど、やはり年間を通してそういう維持管理等の仕事もあったりしたら、従業員を安定して雇用もできて、そういう面ではそういう建設業のほうにもそういう仕事をいただければ助かるというような声を聞いております。近ごろでは建設業者におかれてもなかなか短期の契約で多くの仕事が出て従業員が安定して雇用できないものだから取れないという状況やらあるとも聞いております。そのような先ほど町長がやっぱり言われたように何回かの1回でも建設業の方々に仕事を分けてやるということで従業員の方も、安定して雇用ができたり、また、本当にとってもそういう協定をしている災害時のその緊急のときの応援態勢ですね、そういうときなんかやはり、従業員がいらっしゃるということで協力も得られるんじゃないかと思っております。今後、どのように年間委託の契約はできないものかというお尋ねを考えていたわけですが、さきに町長からのそういう答弁でありましたので、今後また、そういう方向で協議をしていただいて、ぜひ、地域の環境も、守っていただければと思っております。

あと、先ほどから出ておりましたが、政府においても人口減少問題や地方活性化に取り組む政府の、まち・ひと・しごと創生本部が本格的な検討に入ったということでありますので、そちらのほうからもやっぱり情報もとっていただきまして、そういう活用策がありましたら利用していただきたいと思います。1問目については、町長も前向きな答弁と捉えまして質問を終わります。

2番目のふるさと納税制度についてですが、これにつきましては本当に県内においては、伊佐市それと近隣では、ネットを見た感じじゃ、長島町がネットに特典の商品を出していらっしゃるようですが、伊佐市では1万円の寄附金のお礼として特典が4点あるようです。1番の人气が、伊佐美が入った焼酎3本セット、これは4合、5合の3本セットであります。それと、2番目は、「幻の黒」伊佐の贅沢黒豚セット、これは大口に何か沖田黒豚牧場という有名な牧場があって、その何か人気な黒豚だそうです。3番目が「伊佐の至宝」伊佐米10キログラム、それから4番目が特産品が詰まったがらっぱセットだそうです。このふるさと納税のサイトのほうも、幾つかありますが、その1つの中の特典カテゴリーランキングは、8月や夏期部門によると、1位が果物、2位が牛肉、そして3位が米らしいですけど、そうした産物がさつま町にもたくさんあるわけです。果物はイチゴ、マンゴー、ブドウ、梨、ミカン類とあるわけですが、牛肉は地元産の黒毛和牛を成熟させて焼き肉店で出されている店もあります。それで、そこでの提携をして焼き肉用やステーキ用にパックをしていただければ魅力あるものになろうと思っております。また、米は伊佐市に近い人気のある狩宿米もあります。焼酎は地元焼酎会社3社もあり、ほかにも温泉や農産物それからお菓子など製造品など魅力ある特典品につながるとは思います。これを生かして先ほどの全額を、そのお礼と送料に充てているところもありますが、そういう過度なのじゃなくして、適当な範囲で、さつま町もこの公式ネットでの特典紹介をしたらと思っております。そこあたりはどのようにお考えかお聞きいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

ふるさと納税の関係ですけれども、さつま町もこれまで年に1回おいしいお米が採れる産地ということで、新米、それから町の特産の加工品等を寄附の金額に応じてお送りをいたしておりました。しかし、本年度から年に1回というところから早めに取り組みをしようということで、四半期に1回送るようにいたしております。それも最近は特産品、おっしゃるとおり、町の特産品ということ、ブドウとか梨、季節に応じたものを送るようにはいたしているところでございます。例えば、5,000円から1万円については2,000円程度、1万円以上から10万円までは3,500円程度、10万円以上30万円までは5,000円程度、30万円以上は1万円程度と、そのような段階に応じて、それに、今のこの金額に応じたような特産品をお送りするというようなことでございます。やはり全国の今までの例を見ますと、本当、特典、特産品を目当てにして寄附をする、これも一つの特産品のPRになるというようなことで、それなりの意義も確かにあるかと思っておりますが、今、寄附金と特産品が、先ほどから言いますとおり、逆転をしまして、特産品のお金が出るほうがたくさんになってると、それに対して皆さん寄附をされる、それも確かに皆さん楽しまれて寄附をされるということもあるようでございます。先ほど申し上げました国のほうも、そういったふるさと納税の控除の関係も今までよりか2倍ぐらいしようという考え方もあって税制改正をしようという話も出ておるようではありますが、この辺をどこまでですね、ふるさと納税の趣旨というのがありますので、どこまでやるかというのは、また検討の余地もあるかと思っておりますけど、今はさつま町の場合、このような形で取り扱っております。

#### ○柏木 幸平議員

現在も地域の果物等とか米をやったこともあるとかでしたが、やはり相手にも選べるそういう贈答の仕方もあると思います。そのほうが相手のほうも自分の欲しい物がいただけるというメリットがありますので、今後はぜひ、そのようなネットを使って商品を、寄附をしたただけですよというような、寄付をされる方が選べる、そういう方法も必要かと思っております。もう一つ紹介しますと、宮崎県の高原町の特典ですけど、それまで一律に絵葉書セットだったそうです。幾ら額があっても、一律に絵葉書セット、それを今回、100万円の寄附に対し、高原の温泉郷の旅とか50万円で田んぼ一反分の掛け干し米とか宮崎牛1年分とかかれて、ここは高原の場合は寄附額の5割程度を還元するということで、種類が45種類ぐらいそろえてあるそうです。それで、私もこの内容は全部は見ませんでしたが、今年度の目標として1,000万円の寄附を見込んでいるとのことでもあります。それで、町長の、高原町の日高光浩町長という方ですけど、町の特産品を知ってもらうことで地場産業を活性化できれば、全国に高原の応援団を増やしたいとのことで、我がまちにとってもこのふるさと納税は今後も貴重な財源になると思います。また、特産品のお返しに使う、特産品の宣伝効果とか地元の経済効果を兼ねた宝物だと私は思っております。今後の担当課の取り組みで、ふるさとさつま応援基金が広がることを期待するわけですが、担当課としては、どのように考えておられるのか伺います。

#### ○企画財政課長（崎野 裕二君）

今後の取り組みについてのお尋ねでございましたが、PRの仕方、先ほどもありましたけれども、それとか納付の仕方とか、私達が抱えている課題も若干ございますのでそういったものも検討しながら、それから、先ほどありましたとおり、ホームページ等でのそういった特産品を限定した、あるいは選択性のある、選択しての謝礼の受け取り方といいますか、そういったものまで含めまして今後、検討していきたいというふうに考えているところであります。

一方で、根強いファンといいますか、純粋に寄附をいただく方々もいらっしゃいますので、そういった方々への配慮というのもやっぱり必要だろうと思っておりますので、そういったところとの

兼ね合いもありますので、総体的に調整しながら検討していきたいと考えているところであります。

○柏木 幸平議員

この全国の取り組みを見てみますと、ふるさと納税の成果はやはり首長の思いが強いところが成果を出していると思われます。そのようなことで、先ほども町長が言われましたとおり、関西、関東のさつま会など、そういうところでPR活動をしてるということでありますので、今後、また、さらに寄附金の活用はどのようにしましたとか、やはり町民のために役立ってますよというようなのも添えて、さらにPR活動していただければと思っております。最後に、ふるさと納税に対する町長の思いを聞きまして質問を全部終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

このふるさと納税につきましては、今月号の広報紙にもコラムでちょっと触れておりますけども、とにかくやっぱり、今、地方財政というのが厳しくなっております。このふるさとで育った方々が、やっぱり、まだ、おふくろさんとか親御さんたちが残っていらっしゃる、そういう形で何らか、ふるさとの活性化のために寄附をしたいと、そういう思いがあって始まったことだと思っておりますが、やっぱり都市の税収と地方の税収では、かなりの差がありますので、そういう発想のところから生まれたことでありますけれども、やはり一方では、収入源を求める新たな方策として出たことでもありますので、たくさんですね、できれば収入を確保するという意味合いでは、特産品をまたいろいろと対外的にPRをする絶好の機会でもありますので、うまくその辺がかみ合うような手だてをやっていききたいと思うところでございます。今後、ホームページとか新たにリニューアルをしますし、その中でも大いにPRをして両面、生かせる形の取り組みをやっていききたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

---

△延 会

○議長（舟倉 武則議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって本日の会議は延会することに決定しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会時刻 午後4時10分



平成26年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

平成26年9月12日



平成 26 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問  
平成 26 年 9 月 12 日（第 3 日）

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8   | ( 5 )<br>森 山 大  | <p>1 公共施設の管理・運営・整備について</p> <p>(1) 平成 25 年 3 月に策定した公の施設の管理計画について進捗状況を伺う。</p> <p>(2) 上記計画を見直す考えはないか伺う。</p> <p>(3) 現在の公共施設の整備状況について伺う。</p> <p>(4) かぐや姫グラウンドの整備について伺う。</p> <p>2 高齢者等の見守り活動の一策として取り組んでいる「暮らし安心・地域支え合い推進事業」について</p> <p>(1) この事業のこれまでの現状と課題、評価を伺う。</p> <p>(2) 26 年度で県の助成が廃止されたときに、町単独でも実施すべきと思うが、事業を継続する考えはないか伺う。</p>                                                                              |
| 9   | ( 3 )<br>宮之脇 尚美 | <p>1 27 年度からの財政運営について</p> <p>(1) 平成 27 年度から地方交付税が減額される見通しとなっているが、これにともなう中・長期財政計画の策定状況はどのようなになっているのか伺う。</p> <p>(2) 国民健康保険事業特別会計は、26 年度当初予算編成で基金が枯渇しているが、今後必要な財源をどのように確保されていくのか伺う。</p> <p>(3) 上水道事業、簡易水道事業は平成 28 年度から使用料金統一化と事業統合が見込まれているが、これに対する基本的な方針を伺う。</p> <p>2 行財政改革について</p> <p>(1) 新たな行財政改革計画策定についての進捗状況と、併せて新計画の中で最も大きな改革（経費節減等）となるものは何か伺う。</p> <p>(2) 土地開発公社のあり方についても、今後検討すべきではないかと思うが、町長の所信を伺う。</p> |

平成26年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成26年9月12日 午前9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 平八重 光輝 議員 | 2番 木下 敬子 議員   |
| 3番 宮之脇 尚美 議員 | 4番 桑園 憲一 議員   |
| 5番 森山 大 議員   | 6番 東 哲雄 議員    |
| 7番 岩元 涼一 議員  | 8番 新改 幸一 議員   |
| 9番 木下 賢治 議員  | 10番 川口 憲男 議員  |
| 11番 米丸 文武 議員 | 12番 新改 秀作 議員  |
| 13番 岸良 光廣 議員 | 14番 上久保 澄雄 議員 |
| 15番 柏木 幸平 議員 | 16番 舟倉 武則 議員  |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 事務局 長 中間 博巳 君  | 局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君 |
| 議事係 主任 神園 大士 君 |                   |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 町 長 日高 政勝 君      | 副町長 紺屋 一幸 君     |
| 教 育 長 東 修一 君     | 総務課長 湯下 吉郎 君    |
| 企画財政課長 崎野 裕二 君   | 財産管理課長 小永田 浩 君  |
| 税務課長 松尾 英行 君     | 町民環境課長 前田 淳三 君  |
| 福祉課長 王子野 建男 君    | 介護保険課長 中村 慎一 君  |
| 健康増進課長 四位 良和 君   | 農政課長 平田 孝一 君    |
| 耕地林業課長 杉水流 博 君   | 商工観光課長 高橋 哲郎 君  |
| 企業誘致対策室長 高橋 哲郎 君 | 建設課長 三浦 広幸 君    |
| 水道課長 岩元 義治 君     | 教育総務課長 上野 俊市 君  |
| 学校教育課長 藤崎 毅 君    | 社会教育課長 橋ノ口 賢二 君 |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 47 号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について
- 第 3 議案第 48 号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 4 議案第 49 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第 50 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 51 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第 52 号 平成 26 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 議案第 53 号 平成 26 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 54 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 10 議案第 55 号 土地改良事業の施行について

## 議 案 付 託 表

| 委員会              | 議案番号 | 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務厚生<br>(第1委員会室) | 4 8  | さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                                                                                                                                                                                                                          |
|                  | 4 9  | さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について                                                                                                                                                                                                                                 |
|                  | 5 0  | さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                                                                                                                                                                                                                      |
|                  | 5 1  | さつま町手数料徴収条例の一部改正について                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 5 2  | 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳 入<br>1 4 款 国庫支出金（関係分）<br>1 5 款 県支出金（関係分）<br>1 8 款 繰入金<br>1 9 款 繰越金<br>2 0 款 諸収入（関係分）<br>2 1 款 町債<br>歳 出<br>1 款 議会費<br>2 款 総務費（関係分）<br>3 款 民生費<br>4 款 衛生費<br>8 款 土木費（関係分）<br>9 款 消防費<br>人件費全部<br>第2条 債務負担行為の補正<br>第3条 地方債の補正 |
|                  | 5 3  | 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                                                                                                                                                                                                                                                |
|                  | 5 4  | 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | 4 7  | さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                  | 5 2  | 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳 入<br>1 2 款 分担金及び負担金<br>1 4 款 国庫支出金（関係分）<br>1 5 款 県支出金（関係分）<br>2 0 款 諸収入（関係分）<br>人件費全部<br>歳 出                                                                                                                                |
|                  |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 文教経済<br>(第2委員会室) |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 委員会 | 議案番号 | 件名                                                                                                 |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 5 5  | 2 款 総務費（関係分）<br>6 款 農林水産業費<br>7 款 商工費<br>8 款 土木費（関係分）<br>1 0 款 教育費<br>1 1 款 災害復旧費<br>土地改良事業の施行について |

△開 議 午前9時31分

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまから平成26年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。  
2番、木下敬子議員から遅刻する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△日程第1 「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1、第2日目に引き続き、「一般質問」を行います。質問通告に従って発言を許可します。

まず、5番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。通告に従いまして、質問をいたします。

1点目は、さつま町の公の公共施設の管理・運営・整備について、4点伺います。

1番目は、平成25年3月に策定した公の施設の管理計画についての進捗状況であります。その計画の中には、民間への譲渡が3施設、無償貸し付けが3施設、返還が3施設、普通財産にして一般管理するのが7施設、そのほかにもいろいろな計画をされておりますが、これらは現在どのようなになっているのか、その施設の運営方針ごとに、どのような状況なのか、進捗状況をお伺いいたします。

2番目は、そういう中で、これを見ると非常に厳しい財政の中で、見直しをしないといけないというのは理解いたしますが、例えばお隣の薩摩川内市では、甕島館、ゆったり館、竜宮の郷という3施設を無償譲渡へということをして8月19日の南日本新聞で、10月に公募に入るというような、すごく思い切ったことをされていると。私が聞いているところでは、ゆったり館はかなり収益も出ているのではないかなというような施設でも、無償譲渡をするというような方針も出されているが、我がまちのこの計画の中には、あび〜る館、滝の宿についてはまだ指定管理という方向であるが、お隣の薩摩川内市のそういう動きも踏まえて、我がまちでは先ほどの2施設も含めて、全体の施設の今後のあり方というものについて、見直しをする考えはないかお伺いをいたします。

3番目は、現在の公共施設のトイレの洋式化の整備計画の中では、あまり細かいことはちょっとわからないのですが、私もいろいろ見て回ってみると、トイレの洋式化とか水洗化とかおくられているものもあるということで、ネガティブなマイナス思考の整理だけではなくて、重点的にすると、整備しなくてはならない部分はきちっとするという意味での整備の考え方はないかお伺いをいたします。

4番目のかぐや姫グラウンドの整備について。かぐや姫グラウンドはいろいろこうして、日高町長の決断で、県立のも含めて、天然芝3面のコートが1カ所にできて、非常に合宿等にぎわっておりますが、また一方では、鹿児島市の中山に県のラグビーサッカー専用球場ができたりしていくと、今のかぐや姫グラウンドもまたさらに充実をしていかないと、なかなか合宿とか大会等の誘致というのも難しくなるのではないかと考えます。

そういう意味でいろいろ関係者に聞くと、今関係者が一番望んでいるのは、観覧席、クラブハウス、ミーティングルーム、会議室、更衣室にシャワー等が欲しいと、そういうのが欲しいと聞くのですが、やはり戦略的に整備をするためには、そういうものの整備というのも私は必要だと、重点的に投資をする部分もあってもいいと考えるのですが、町長はどのように考えておられるの

かお伺いをいたします。

2点目の、高齢者の見守り活動の一策として取り組んでいる「暮らし安心・地域支え合い推進事業」についてお伺いをいたします。もうすぐ敬老行事も近づいてきておりますが、福祉課の調べでは、さつま町の高齢化率は36.2%。1%増えるたびに二百四、五十人ぐらい増えていくわけで、全国平均よりも10年、20年先駆けて高齢化が進んでいる我がまちにおいて、高齢化対策、地域で支え合うシステムというのは本当に大事な大きな課題になっているというのは、皆さん共通の課題だというふうに思います。

そういう中で、平成24年度から鹿児島県の「暮らし安心・地域支え合い推進事業」を展開されて、我がまちでも平成25年度から紫尾地区の3公民会、26年度は柊野地区の2公民会、佐志地区の3公民会、柏原地区の1公民会がこういう事業をされておられます。そこでお伺いをいたします。

1つ目は、この事業のこれまでの現状と課題、評価を伺います。

2つ目は、これが聞けば26年度で県の補助事業は終わりというふうに聞いておりますが、町はこの事業についてどのように進めようというふうに考えているのかお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

皆さん、おはようございます。一般質問も2日目になりまして、ただいまの森山大議員から2項目にわたりましての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、公共施設の管理・運営・整備についての御質問でございます。平成25年3月にこの策定をいたしましたさつま町公の施設の管理計画、これの進捗状況についてのお尋ねでございますが、この管理計画につきましては、平成17年の合併により旧3町がそれぞれ設置、管理をいたしてきました施設を一元的に管理・運営をしていくことが、昨今の厳しい行財政状況の中、本来の設置目的が薄れた施設、あるいは民間と競合する施設、これらにつきまして、施設のあり方や効率的な管理のあり方を模索する必要から、第二次のさつま町行政改革大綱を策定をいたしまして、施設の譲渡、廃止、これらも含めた具体的な施設の管理のあり方についての方針を定めたとところでございます。

策定をいたしましてから、1年半が経過をいたしておりますけれども、施設の廃止と位置づけた施設が16施設あります。現在、その用途を廃止した施設につきましては、折小野の児童遊園地と柏原の高齢者ふれあい館の2施設であります。残りの施設につきましては、現在、廃止に向けての各関係部署において検討を進めておるところであります。

また、新たに指定管理制度の導入する施設としまして、9つの施設を計画いたしておりましたけれども、そのうち求名、永野、中津川、3つの交流館の施設を指定管理施設として指定をいたしたところでございます。平成28年度からの新たな指定管理期間に向けまして、現在、公の施設の管理のあり方に関する検討委員会において、あらゆる方向性を模索し、検討をいたしております。具体的な方向性が示せる状況になりましたら、改めて御説明をいたします。

次に、この計画を見直す考えはないかと。薩摩川内市の例も挙げられたところでございますけれども、私どものまちについても、大きな課題として残っております施設がございます。そういうことで、それも含めまして、現在そういう話を進めているところでございます。

策定時に本計画の計画期間を平成33年度までの10年間と定めておりますので、そのうちの平成28年度までを前期5カ年といたしておりますので、少なくとも平成28年度までは現計画

をもとにして、公の施設の管理・運営について検討をまいります。

ただし、その後におきましては、時代の情勢変化とさまざまな要因等も発生し得ることから、必要によっては計画の見直しも出てくるものと考えております。あび〜る館、滝の宿、そういうことも含めて今検討をいたしているところでございます。

次に、現在の公共施設の整備状況の一つとしまして、トイレの洋式化についてでございます。公共施設の実態調査を平成24年11月に実施をいたしまして、公共施設141施設のうち、洋式トイレのある施設数は73施設でございまして、普及率は51.8%となっております。それと設置基数から見ますと、915基ございますので、洋式トイレは、今のところ213基ということでありますので、普及率は23.3%でございます。

平成25年度から、随時、改修工事を行っておりますところではありますが、まずは小中学校の12校の既存のトイレを洋式化することといたしまして、もう設置がすべて完了をいたしましたところでもあります。

また、新庁舎のトイレにおきましても、各階のトイレに洋式トイレを設置をしております。今年度は鶴田支所の1階トイレに男女1基ずつの洋式トイレの設置が完了をいたしました。今後、かぐや姫グラウンドと包括支援センターのトイレの洋式化を実施することといたしております。

これらの改修工事が完了しますと、施設の普及率が4.2%上がりまして、56%となることになります。基数からいきますと、4.9%の増加で28.2%になります。計画で洋式トイレのこの必要性というのをうたっている基数は114基ありますので、今年度の改修工事で49基が完了し、残り65基となっておりますので、進捗率は43%になります。今後におきましても、財政的な状況を勘案をしながら、特に高齢者の方々の利用が多い施設、あるいは要望の高い施設を優先的にトイレの洋式化に努めてまいります。

次に、かぐや姫グラウンドの整備についてでございます。現在、コインシャワー施設、いわゆるシャワーヘッドが4基ついております。グラウンド横に設置をいたしておるところであります。申し込み時に希望があれば、ガスボンベを取りつけて、温水対応も可能となっているところで。今までのところ、申込みの要望は少なく、利用実績はここ3年間では、女性のチームが更衣室の利用があっただけで、シャワーの利用実績はございません。

ミーティングルームにつきましては、県立公園の多目的ホールで対応可能ということでございます。グラウンド使用と同様に、県施設と町施設を相互に有効活用し、指定管理者による計画的な運用を行うことによりまして、利用者のニーズに対応をいたしているところでございます。

また、今のところ、大会等で複数のチームが訪れる場合は、各団体がテント等を持ち込みまして、講義やミーティングを行っております。特に、クラブハウス等の設置要望は町のほうには特に出ておりません。

今後、地域高規格道路、北薩横断道路の全線開通、県立北薩広域公園の全面開園、川内川流域の今進めております川まちづくり事業等、こういったハードソフトの整備、そして最高のおもてなしの対応ができる宿泊・合宿施設などの整備が進みますと、総合的な条件整備がこういうことで整うということになりますと、さらに交流人口は増えていくものと考えております。

こういったことから、コンベンションクラブハウス等の施設整備については、利用者の今後の要望等をお聞きしながら、設置の必要性を検討をまいります。

次に、高齢者等の見守り活動の一策として取り組んでいる「暮らし安心・地域支え合い推進事業」についてでございます。これまでの現状と課題、評価を伺うということでございます。

「暮らし安心・地域支え合い推進事業」につきましては、高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを推進するために、ボランティア活動等により、地域全体で高齢者等を支える仕組みを構築

をいたしまして、地域支え合い体制の強化を図ることを目的に、2カ年の継続事業として平成24年度からスタートしております。

本町におきましては、平成25年度からの2カ年事業でございますが、昨年度は紫尾地区の実施でありました。本年度は公民会単位も増えまして、10地区を目標に推進をしております。既に3地区6公民会で、御近所福祉座談会という名称で話し合いを重ねていただきまして、支え合いのマップづくりをしていただいているところでもあります。これは町の社会福祉協議会と連携をいたしまして、取り組んでおりますが、事業推進に当たりましては、地域の民生委員や在宅福祉アドバイザー等に御参集をいただきまして、ひとり暮らしの高齢者等をリストアップをしていただき、近所の支援の状況等を確認しながら、地図に記入をして、見守りの空白が生じないように支援体制について話し合いを実施するものであります。

このように、地域を熟知した方々が集まって話し合いをすることで、情報を共有でき、認識が深まり、地域のつながりが高まるということが大きな特徴となっております。

この事業につきましては、支え合いマップをつくることがゴールではなくて、あくまでも高齢者の皆さん方の見守りについて、地域の皆様方が、引き続き定期的な話し合いを実施をしていただくということが、大きな効果を生むというふうに考えております。昨年度実施をいたしました紫尾地区においては、今年度も話し合いを続けていただいております、見守り体制の強化を図ってもらっております。

今後の課題としましては、フォロー体制を確立をしまして、見守り活動を継続していくための取り組みが必要であると考えております。これまで実施をいたしました5地区の関係者に一堂に集まっていただきまして、再点検の研修会を来年1月に開催をする計画にしております。今後におきましても、フォロー体制をしっかりと支援をすることにしております。

次に、26年度で県の助成が廃止されたときに、町の単独でも実施すべきと思うがと、事業の継続をする考えはないかということでございます。見守り活動の取り組みとしましては、これまでも県単事業であります「高齢者等の暮らし安心ネットワーク事業」としまして、平成19年度から地域のネットワークづくりを推進してきておりますが、本年度から「地域見守りネットワーク支援事業」という名称に変更をされておりますので、それによって継続をいたしておるところでございます。

ただし、この事業も県単事業としましては3年程度とされておりますので、町の社会福祉協議会と連携を図りながら、支え合いマップづくりも含めたネットワークづくりをこの3年間の間に広く推進をしてまいりたいと考えております。

あわせまして、福祉部の設置を日ごろから各公民館に呼びかけておりますけれども、平成22年度からこれは推進しておりますけれども、それぞれの地区での話し合いが支え合いが強化できますように、そしてそういう中でマップづくりの事例も紹介をしていきたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

## ○森山 大議員

ただいまいろいろと答弁をいただきました。具体的に個々の施設についてお伺いをいたします。

まず、神の湯ふれあい館については、計画では民間へ譲渡する施設になっておりますが、区湯も一緒に受託をされていると。私から見ると、お客さんもたくさんあって、経営的には順調にいついて、利益を出している施設であると思います。だから、利益を出しているうちに早く処分をするべきではないのかという、薩摩川内市などのそういう発想にならないといけないのに、譲渡の計画がなされているのですが、現在まで合意に達していないというのは、何がネックなのか、

どうしてもできないのかお尋ねをいたします。

○財産管理課長（小永田 浩君）

現在、神の湯ふれあい館につきましては、地元と協議中です。担当課に聞きましたところ、順調にいつて27年度で指定管理が切れますので、民間に譲渡という形で今進んでいる状況でございます。

○森山 大議員

ぜひ、今答弁があったみたいに、ただいま協議中であって、27年度に指定管理を解除するというようなことでございました。こういった施設は、ぜひ収益が出ているうちにいろんな協議をしていただいて、そして出された計画に向かって、ぜひ実現をしていただきますよう要請をしておきます。

2つ目に、大野活性化センター、尾原活性化センターの集会施設についても同じように民間に譲渡すると。地域の集落の自治公民会の公民館と一緒にと思いますが、譲渡を計画されて方針が出されているのにもかかわらず、できてないということですが、なぜできないのかお伺いをいたします。

○財産管理課長（小永田 浩君）

済みません、さっきの神の湯ふれあい館ですが、27年度まで指定管理がありますので、28年度以降ということをお願いいたします。

活性化センターの、大野活性化センターと尾原の活性化センターが2つあるんですけれども、これは中山間総合整備事業で建設した施設であります。一応、大野活性化センターにつきましては、地元と協議をして、もう廃止ということで、もう協議がなされているようでございます。尾原の活性化センターにつきましては、現在地元と協議をしている状況であります。28年度でもう一回地元と協議をして、28年度からは廃止をするということで、今進んでいる状況だということでございます。

以上です。

○森山 大議員

ただいま課長のほうから説明をいただきました。要するに、県の事業でつくった施設を町が管理しているという流れになっているということで、県の事業でつくった施設だからできないんだというようなこれまでの考えだったのではないかなと、そういうところに思っております。そういったところで、その本当の設置の利用の実態を変えないのであれば、あえて譲渡もいいのではないかという、そういうような県の話も私はちょっと聞いたことがございます。そして、そういうことで町が譲渡を計画されたということであるだろうと思います。今検討して、28年度から、これを廃止する方向であるということでもございましたので、ぜひ、こう出された計画の方針に沿って実現されることを要請をいたします。

次に、無償貸し付けする施設、所有者へ返還する施設は、協議をされたのかしなかったのかお伺いをいたします。

○財産管理課長（小永田 浩君）

無償譲渡をする3施設につきましては、グラウンドが2グラウンド、あと文化社会教育施設が1カ所あります。その中で、柏原グラウンドと柵野農村広場があるんですけれども、柵野農村広場につきましては、今地元と協議をしておりますが、地元からいろいろな要望が出ているようでございます。それについて主管課で協議をしているところですが、まだ合意に至っていないということでございます。

柏原グラウンドにつきましては、まだ地元と協議をしていないということと、あと文化社会教

育施設について、郷土文化保存伝習館があるんですけれども、これもまだ今後地元と協議をしていくということで主管課から聞いております。

以上です。

**○森山 大議員**

所有者へ返還するこの施設についても、御説明をお願いします。

**○財産管理課長（小永田 浩君）**

所有者へ返還という施設が3施設あります。1つは、先ほど町長も申しましたけれども、折小野児童遊園地なんですけれども、これについてはもう廃止をされているところでございます。あとキャンプ場、紫尾山のふれあいの森、紫尾山のきららの里キャンプ場がございます。その施設につきましては、今、国と県といろいろ協議をしておりますが、どうしても補助金の関係で、ふれあいの森のほうは28年度以降、それときららの里キャンプ場が30年以降でないと廃止ができないということで聞いております。

以上です。

**○森山 大議員**

今、説明をいただきました。ぜひ、この方向に沿った形で実現するように努力をしていただきたいと思います。

次に、この見直しをするということで、あび〜る館と滝の宿のことをお尋ねをしたところ、町長のほうから平成28年3月31日が期限が来ますと。この2年間の間に、計画の見直しをしているんだと、そして検討をしているという答弁でございましたので、ぜひ実現できるように要請をいたします。

次に、本町の公共施設のトイレの洋式化に取り組まれているようですが、利用者の立場に立った施設の維持、点検、整備というのをぜひ考えていただきたい。担当課も見回りをされて、調査をされていると思いますが、そのときも利用者の立場に立って、これでいいのかという発想に立って、もう一回見直しをしていただきたい。

例えば、かぐや姫グラウンドは洋式化の計画もあるようですが、帝釈天公園も現状のままでは、非常に厳しいものがあると思うのですが、そういう意味で、ただここだけをということではなくて、私が言いたいのは利用者の立場に立って、利用の多いところ、そういうところを重点的に整備すべきではないかと考えますが、町長はどう考えますか。お伺いをいたします。

**○町長（日高 政勝君）**

確かに公共施設、多種多様ございまして、たくさん御利用いただいているところ、あるいはそうでないところ、もう本当さまざまです。確かに利用が多くて、そういう施設の整備がまずいかなというところもあると思っておりますので、その辺は重点的に、快適な環境になるような整備については取り組んでまいります。

**○森山 大議員**

今、町長から説明をいただきました。高齢化が非常に進んでまいりますので、ぜひこういったところは優先的に、利用者の立場に立って、そしてまた多いところに重点を整備をして、今度からぜひ取り組んでいただきたいと要請をしておきます。

4番目のかぐや姫グラウンドについて、町長がいろいろと答弁をいただきました。私はスポーツコンベンションで今、交流人口のいろいろということで受け入れ延べ人数とか宿泊数では毎年増えたり減ったりと、極端な数字は出ていないんですが、県外からの宿泊数を見れば、昨年より800人近く増え、さつま町は県内4位です。

しかし、特筆すべきは昨年25年度には、鹿屋市の次に鹿児島市が第2位に躍進してきており

ます。関係者に聞きますと、県のラグビーサッカー場ができたことが大いに関係をすると言われました。今後、我がまちにどのように影響が出てくるのか非常に危惧するところでございます。

これまでは、天然芝が3面あるということで、さつま町しかなかったので活用されていたんですが、県のラグビーサッカー場は、1面が人工芝で2面が天然芝に整備されてできたことにより、近場のよいところで、交通の便もインターの近くですばらしく、いろんなものが便利になります。そうなれば、さつま町も遠くになります。設備も余りよくないということで、自然にあらに行くという形になりますから、施設を整備されて、そういういろいろなものがそろっていて、こういうことで来てくださるとアピールができるのではないかと思います。また9月27日に、2030年の国体ラグビーの日本協会のメンバーが、太陽国体施設の点検にさつま町へまいります。グラウンドはすばらしいんですが、設備を見て感じられるのが非常に心配でございますが、このことについて町長の考えをお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

県立のこの芝公園に合わせて、町立も芝公園に2面ともなって、あそこにも一段的にこの3面が整備をされて、県内でも余り、余りというかめったにない施設になって、県内外から多くのスポーツマンがお集まりいただいて、合宿もやっていただくということになっております。鹿児島のほうに、一番中山のいいところに、あれだけの立派なラグビーができるのであれば、当然その類似として、おっしゃるとおり交通の利便もいいところですので、競合するなという感じは持っております。

これまでも高校ラグビーについても、ここでこの九州管内のラグビーの大会をやっていただいたり、あるいは私もいろんなスポーツの監督の皆さん方と合宿の際に、懇談をしながらいろんな意見を聞くんですけども、直接的に、設備の問題をこうしてくれっていうのは、あんまり受けてないんです。

先ほど申しましたとおり、ちゃんとシャワー室もつくってあるんですけども、更衣室にしても、なかなかその利用度がないと。あそこに表示もしてありますし、冬場の場合はちゃんとプロパンガスも据えて、使えるようにしてありますけど、なかなか合宿をされて、温泉等の合宿ですから、温泉に入ったほうがいいという思いなのかわかりませんが、そういった特段の申し出もいただいてなかったものですから、それなりのことはしておりますけども、今後はやはり国体があるというようなことでありますし、国体の場合も、うちでは子ども達のラグビーも会場になっておりますので、いろんな関係の皆さん方の御意見をいただきながら、ちょうどまだ整備をする必要があるかなという設備があれば、前向きに対応はしていきたいと思っております。

#### ○森山 大議員

ぜひ、さつま町が県内・県外にアピールできるような施設が実現されるように要請をいたします。

2回目の「暮らし安心・地域支え合い推進事業」についての説明を先ほどいただきました。県の事業を取り入れて、一定の成果というか効果も出ているというような答弁であります。私が一番思うのは、例えば平成25年度は紫尾区、26年度は柊野、佐志、柏原区と、県はこれをこういう事業をするということは、本当はさつま町で言えば、こういう高齢化支え合いシステムというのは、全地域によって必要なわけけれども、限られた財源があつて、県はこういう何カ所を入れて、ミーティングプロジェクト、パイロットプロジェクトみたいな形で補助を出しているわけだけど、我がまちにおいては、やはりこれを受けて、全地域で取り組めるようなことをしないといけないのではないかというふうに私は思います。そういう意味で、ここでの取り組みが非常に具体的にいい取り組みとか、すばらしい、これはやっぱりこの事業の効果だというような

ものは何かないのかどうか、多分ここにいらっしゃる同僚議員の皆さんもわからないと思いますので、もっとこの具体的にこの成果として、25年度は紫尾区をされて、これがよかったというのはどういうのがあったのか、具体的にどういう活動内容であったのか、取り組み内容を具体的に教えていただきたい。

#### ○福祉課長（王子野建男君）

ただいまこの支え合いマップづくり事業、御指摘のとおり紫尾地区、昨年度実施をしてございます。本年度も数カ所の公民会、あるいは公民館単位で事業を実施しているところでございます。この事業にありましては、議員御指摘のとおり支え合いマップづくりという、こうした手法を活用いたしまして、地域住民の助け合いの現状を把握するというのが一つの大きな目的として取り組んでいるものでございます。住民主体で考える手法の一つであるということでございます。

この支え合いマップということで一言で申し上げますけれども、この地図上に、地域住民のさまざまな地域の課題、問題点、困りごと、そういうもの等を地図上に落とし込んでいくわけございまして、そうした協議の中で意見交換がなされていくということでございます。こうした機会はなかなか地域においても、なかなかそうした機会がないようございまして、こうして近所で把握している状況を整理をいたしまして、地域で支援が不足している部分に対しまして、地域で何ができるか、どうした施策が必要か、どうした対策が必要なのかということをこの地図上に落として、話し合い活動を進めていくということでございます。

この効果といたしまして、先ほどから申し上げておりますが、たかがマップづくりでございすけれども、地域住民のそうした情報というものをとにかくその出席している方々で共有できるということが大きなメリットがございす。例えば、この個人情報等も非常に大きな問題になるわけございすが、その場で地域内に認知症の方がいらっしゃる、例えばこうした情報を知らないことによって、その認知症の方が地域内に出向いたときに、その家庭のほうにお宅の誰々さんが出てらっしゃいますよというのは、そうしたお互いの連携というものがとれてきて、そうした支援が可能になるというような、そうしたメリットもあるところでございす。とにかく地域住民の意識の変化というものが生まれてくるということでございす。

そのほかに、助け合いの実態と課題を把握するわけございすが、今度はよりよい地域づくりに向けた、何と言いましようか、目標というものを定めることができるということで、福祉分野のみならず、例えば子供さんのいらっしゃる地域にあっても、児童の見守りというものにも役立っているというようなことございす。

往々にして、地域内にいても、地域内に子供さんがどこにいらっしゃるのか、そういうことすらわからないというような、そうした世相の中で、こうしたマップづくりは非常に役立っているというような声があるようございす。

繰り返しますけれども、自分では気づかなかった地域の問題点、そういうもの等もこのマップづくりの中で、発言があるということで、こうした参加された一人一人の小さな意識、あるいは意見というものが大きな効果につながるということでございす。まさにこの地域福祉の推進に役立っているということでございす。

以上でございす。

#### ○森山 大議員

そうしたときに私が考えるのは、そういう地域の支え合いシステムは本当に大事、公的サービスだけでは限界があるから、大事なことなんだけれども、それを全町的に広めるために一工夫も二工夫も必要だというふうに考えるんですが、町単独だけでもこの事業をするという意味にもだけれど、支え合いのシステムというのは、前から福祉部を言っているんだけど、現在明確に

福祉部としてされた区が幾つあるのか、まだ福祉部として位置づけられてない区が幾つあるのか、それをまず伺いをいたします。

#### ○福祉課長（王子野建男君）

その前に地区社協との連携、つながりというものも大きな課題になってくるのかなというふうに思うわけですが、今現在、福祉部にありましては、町内に7地区が設置をしているところでございます。加えまして、この福祉部に類似する、例えば総務部あたりに福祉部の機能を持ったところもあるかと思いますが、そういうものを加えますと13公民館の中に福祉部というものが設置されてございます。さらにこの公民会の中にも、福祉部3公民会設置をなされておりまして、種々のさまざまな地域福祉活動ということで展開がなされているところでございます。以上でございます。

#### ○森山 大議員

ただいま課長のほうから福祉部が7区、その他に6区、そして公民会が3施設あると。このことを踏まえて、町長に2点伺いをいたします。

1点目は、やっぱり私は、暮らし安心・地域支え合いのシステムは福祉部がメインにならざるを得ないというふうに考えるのですが、まだ福祉部という位置づけをされていない、地区社協というところもあるようですが、ぜひ地区社協と福祉部の関係をもうちよつと社協とも連携をとって、一本化して行動が、活動ができるようにしないといけないと思いますが、そこ辺はどうお考えですか。

2点目は、それとやはりせっかくこうして取り組んでいるのであれば、ほかの地域にもこういうことで支え合いの補助事業を入れて、こんな活動をしていますということを知ってもらわないといけないと、それを知って取り組みを自分のところにもしてもらおうようにするためには、例えば毎年4月には公民館長・公民会長研修会議をされるわけで、そういうときにでもこういう県の補助事業をもらってしたところが、こんな取り組みをしてこんないい活動ができましたと、いうようなものの事例発表をされてもいいのではないかと私は思うのですが、そういう先進的な取り組み、効果ある取り組みがあるとすれば、それを町に広めるためにそういう場を活用すべきだと思うのですが、そういうのを今後される考えはないのか、町長にお伺いをいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

この福祉部の設置につきましては、その必要性というのはもう以前から強く認識をしております。私も過去、区の公民館長連絡協議会というのが年に数回ありますけれどもその場とか、あるいは今おっしゃった年度初めの区の行政推進員、あるいは公民会行政連絡員、そういう研修会を一堂にする会がございまして、役場のいろんな業務等についてのお知らせやらお願いやらする機会でございますが、それが済んだあと、この福祉部の設置の意義について、これだけ高齢化がどんどん進んで、今出ております見守り活動というのはやっぱりお隣近所でしっかりと支え合う、こういう社会というのが非常に大事だということで、町内でもいち早く福祉部を設置された薩摩地区のところですね、そういうリーダーの方に事例発表という形で発表していただいて、全町的に福祉部をつくっていただきたいということはもう再々お願いをいたしておりますので、今まだ完全にできあがってはおりませんけれども、それに類似した部もありますが、できたらこの早い機会にそういった専門的に活動していただく、地域活動していただくそういう組織ができあがるように努力はしていきたいと思っております。

そしてまた、今のこの見守り活動の取り組みについては、過去、白男川地区から始まって今紫尾区、柊野区、佐志区、柏原区、そしてまた今後予定をしておりますのが、山崎、久富木、神子、求名区、永野区ということに本年度考えておりますけれども、とにかくこれらについても、やは

り認識を高めていただく、本当に地域がお互いに支え合っていく、地域社会として地域の力を発揮していく、そのためには非常に大事なことでございますので、今、御提言にありましたような、そういう研修会等もやる時点で、本当にメリットを、とても大事だということを訴えていただく機会はやっていきたいと思っております。

#### ○森山 大議員

町長ぜひ、そういうのをやって高齢化が進んできた我がまちにおいて、支え合い、助け合いのシステムというのを、やはり町長が掲げていらっしゃる住みやすいまち、高齢者に優しいまちという実現のためにぜひ努力をしていただきたい、強く要請をいたしまして私の質問を終わります。

#### ○議長（舟倉 武則議員）

以上で、森山大議員の一般質問を終わります。

次は、3番、宮之脇尚美議員の発言を許します。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

#### ○宮之脇尚美議員

それでは最後になりましたが、通告に従って一般質問をさせていただきます。

財政問題、まず2項目ほど出しておりますけれども、大きな項目の第1項目、27年度からの財政運営についてということでございます。町長はもう財政の問題については、長年、現職時代に従事をされておまして、重々御理解をされていると思いますし、そういう部分については、特に注視をしながらの町政運営をされているものと、そんなふうに考えておるところでございます。そういう面もありまして、現在は、合併直後からいたしますと、非常に各財政指数ともに好転をいたしておまして、そういう面では一安心する時期に来ているのかなという感じがするところでございます。

ただ、財政調整基金等を見ますと、やはりそのかなりの増額がとといいますか、これはもう将来にわたって交付税が減額をされるわけでありますから、必要な財源ということで、まず財調を積み立てていらっしゃる。これは、町政の執行責任者としては当然そういう責任を重く感じての積み立てであろうというようなふうに考えているところでございます。

また、財政を担当する側でもやはり、少しでもやはりストックをしながら極力将来にわたって後世に禍根を残さないような、そういう引き渡しをしたいという気持ちも表れるものというようなふうに考えているところでございます。

ただ、現在の町政を見ますと、非常にアベノミクスということで国も一生懸命、経済対策、あるいは地方へのでこ入れということでいろいろな施策を展開をいたしておりますが、決してこれが本町に置きかえてみますと、なじむものあるいはそうでないもの、いろいろあるようでございます。やはりこの社会経済の動向というのは、行政運営にも大きく影響するわけでございまして、そういう意味では今後、経済情勢がどのようになっていくかということは、よく情報を先取りしながらの綱渡りの運営にもなってくるものというようなふうに考えるところでございます。

またあわせてこの議会等では、予算の縮小じゃなくて、やはり予算の増額を伴うような質問というのが圧倒的に多うございまして、そこら辺の町長が言われる集中と選択、そこら辺をどう調整していくかということも非常に難しい時代に来ているというようなふうに思っております。

ただ過去にも私も経験したことがあったんですが、やはり夜中の2時、3時ぐらいまで予算査定をしながら本当につけたい予算でもつけられないと、そういう旨をもう少し町長も強く訴えて行かれれば、町民自体もまた理解をされるでしょうし、議会でもある程度御理解いただけるものというようなふうに思っているところでございますが、財調だけを見ますと、なんでこげん金があつとこれ使わんとよと、もうちょつと身近な問題に少しでも投資すりゃあいいんじゃないかと

というような御意見もあるわけでございまして、そこら辺の調整の仕方というのはこれはもう執行責任者、そうした町長の力量に委ねるところが多いかというようなふうに思うところであります。

この財政運営についてもいろいろな課題があるわけでございますが、平成27年度から交付税が減額をされることになっております。この交付税減額に伴って、中期、あるいは長期の財政計画というのは企画財政課のほうで当然策定をされるものというようなふうに考えておりますが、この策定状況についてどのようになっているのか、1点目にお伺いをいたします。

次に、2点目の国民健康保険事業特別会計でございまして、本年度の26年度の当初予算で1億円の基金の取り崩しを行われております。これは、一般会計からの繰出金も当然あるわけでございますが、やはり財源不足を生じるということで、取り崩しをされたものというようなふうに思っておりますが、25年度からの若干の繰越金はあったんでしょうけれども、恐らく27年度からは財源不足を生じてくるものというようなふうに考えております。この財源確保については、あとは何に財源を求めて行くかということになりますと、当然、一般会計の法令外負担金か法令外の繰出金かあるいは保険税の増額かと、ほかに選択肢はないものというようなふうに思うところでございまして、現段階における町長のそういう考え、あるいは方向性、方針、そういうものがお伺いできたらいいというようなふうに考えておりますので、お願いを申し上げます。

それから、3点目の上水道事業と簡易水道事業、この質問の中では平成28年度から使用料金の統一化、事業の統合というようなふうに質問をいたしておりますが、これは前回の6月定例議会の委員会の中で若干説明があったところなんですけれども、実質的には29年4月1日からの適用ということでございまして、いずれにしても条例を含める必要な規定等については28年度中に実施しなければならないものというようなふうに考えておりますので、これらについて、こういう料金統一が図られた場合に住民に対してどのような影響が及ぼされていくのか。水道料金が一番の収入源となっておりますし、当然、一般会計からも法令外負担金では公債費の2分の1ということになっているかと思うんですが、一般会計だけが先ほど言いました国保会計もございまして、ほかへのやはり繰出金、義務負担というのもございますので、そういう部分では非常に厳しい運営を強いられる状況になってくるんじゃないだろうかというようなふうに思いますので、その料金に対する問題を含めて今後の方針を伺うところでございます。

次に、2点目の行財政改革でございまして、新たな行財政改革計画策定については26年度が最終年度ということでございますから、現在策定中かというようなふうに思っておりますけれども、これらの進捗状況、特に行革については当然、行政のスリム化とかいろいろな先ほど来から出ておりますいろいろな不要財産の処分とか、そういう問題もあるわけでございますが、特に今回新しい行政改革の計画を作成するに当たって、特に大きなものといいますか、改革となるようなもの、これはもう改革となるということになりますと、やはり経費節減というのが1番のメインになってくるのかなあという感じがするわけですが、事業あるいはそういう行政が所管するいろいろな施設等の処分の関係とか、いろいろあるかと思うんですが、特に大きな影響を及ぼすもの、あるいは改革となるものについてあればお伺いをしたいというようなふうに思うところでございます。

それから土地開発公社ですが、これについては皆さん御承知のとおり公社については非常に過去にも、合併前にも祁答院土地開発公社宮之城支社の中では倉内の農村工業団地の造成の中で、議会でも紛糾しましたし、理事会でも審議会でもいろいろ御意見が出て、叱責もいただいたところでございます。私もしばらく担当しましたし、町長もしばらく担当された経緯もございまして、公社の実態というのは実際公社を担当した職員じゃないとなかなかわからない部分もございまして、当然、公社のそういう事務を扱いながら、一方では企業誘致も推進をしていくという中で、ただ

本町の場合にはかつて私も担当した時代には、県のほうも非常に本町の場合にはいろいろ工面をしながら企業も順調に誘致ができたというような評価もいただいていたようでございまして、現在も日特さんが一番いい例であるかと思うんですけれども、思い切って公社を設立をして、その中で誘致を図られた。そのことが今に至って、非常に町のそういう誘致企業としては大きなメリットといいますか、還元をしていただいているというようなふうに思っているところでございます。

今後、ただそういう大きなメリットもあったわけですが、一方ではやはりこれを不良債権化してしまうような時代に陥っております。これはもう公社自体の運営が悪いんじゃないくて、やはりこの社会経済情勢が大きく変動したということが大きな要因ではないかというようなふうに思っているところでございまして、歴代各首長さんたちが担当されてもやはり理事長の立場ということで議会からも非常に厳しい質問等もありましたし、あるいは責任問題も追及された時代もございました。ただ、これが将来的にはやはり地元に戻元をしていくんですよということをなかなか説明をしても御理解いただけなかったという時代もあったようでございまして、今になってみますとやはりその誘致した企業が、ほかの団体では大きな企業がどんどん出て行く中で、本町では依然として本町の中で施設設備の投資をしながら充実を図っていただいていると。そしてまた従業員もほぼ変わらないような雇用をしていただいているということで、ありがたいというようなふうに思っているところでございまして、そういう意味で企業誘致とこの土地開発公社は主だってはそういう面が大きかったわけですが、ただ先ほど言いましたように、こういう時代になりますと土地開発公社そのもののあり方というのが問われてきていると。

全国的にも、この縮小あるいは廃止ということが最近大きく出ておりまして、昨年、一昨年ともに全国規模でいいますと400を超えるこういう公社が解散をしているというような実態もございます。

本町もそういう時期に来ているんじゃないかと思うんですが、ここ一、二年で解決できる問題でもない、保有土地を考えますとやはりそこら辺の整理をしながら最終的には町で買い取りをしなければならないものというようなふうに思っておりますが、そこら辺を段階的に今からでもやっていかないと、5年後、10年後になると非常に厳しくなってくるというようなふうに思うところですが、そこら辺の町長の英断をぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。これで1回目の質問を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

## ○町長（日高 政勝君）

一般質問2日目のきょうで最後の御質問でございますので、誠意を持ってお答えをさせていただきます。

宮之脇尚美議員のほうから、2項目にわたりましての御質問でございます。

まず、27年度からの財政運営ということでございます。地方交付税がいわゆる特例措置というのが合併をしてから10年間はあるということで、国のほうからもそれなりの交付をいただいて運営がなされてきたところでございます。

これまでこの財政運営に当たりましては、第一次及び第二次の行政改革大綱に基づいて精力的に取り組んでまいったところでございます。中でも、合併をいたしまして非常に借金、いわゆる町債の残高が多いということでございましたので、この縮減を図ることと、やはり人件費が多いということでございましたので、主にこの2点を主眼に置きながら削減に強力に進めてきたところでございます。

これまで取り組んでまいりました行政改革の課題の柱というのは議員の御質問にありますように、平成26年度の普通交付税の合併特例措置期限というのが出てまいります。10年をもってもうなくなるということで、あとはもう5年間で漸減の方向になるということでもありますので、平成27年度から結局もう9割、7割、5割、3割、ゼロということになって、結局12億円という額が一般財源としてなくなるというようなことでございます。累計としては30億円になるみたいでございますが、そういうことを見据えた上で、今後の財政運営をやっていく必要があるかということで、持続可能な財政基盤の確立を目指しているわけでございます。

やはり行政というのは永続的に続くわけでありますので、その裏づけとなるのがやっぱりこの財政が安定しているということが何よりの大事なことでございますので、そういうことを視野に入れながら取り組みをいたしているところでございます。

そういうことで先ほどもございましたとおり、できるだけ歳出の削減、効率的にいわゆる事業等についても選択と集中をしながら何でもかんでもできるということじゃなくて、本当に効率的に町民の皆さん方にとって一番いいものを選択をしながら集中をしながら、重点配分をしながら財政運用を行ってきております。

そういうことで積み立てるほうも、できるだけ将来交付税が減るということを視野に入れながら、それを見越して今の内からやっぱりこの財政の積み立てもしていく必要があろうかと。家計の運営と全く一緒でございますけども、そういう取り組みをいたしてきております。基金の額も確かに財政調整基金、もしものとき、あるいは大規模な災害とかあるいは大規模な工事をしなければならないと、そういうために積み立てをいたしてきておるわけであります。そういうことでかなりの額になってきております。

それを視野に入れてのことでありますので、もしこういう積み立てがないと、もしものことがあったときに、にっちもさっちもいかないということが起きますので、そういうことにならないように準備をしているというようなことでございます。

この行政改革におきましては、大綱におきましておおむね10年間の財政シミュレーションを作成をするとともに、公債費の負担適正化計画、主要な指標となります項目については中・長期の計画を策定しながら進めてまいったところでございます。

また、これらの計画については毎年度実績を踏まえながらその都度、見直しを進めてきておるところでございます。

ただ、我がまちの経常一般財源の約7割というのは交付税が占めておるわけでありますので、毎年度この交付税については7月から8月に決定されるということでございます。毎年度の予算編成前に、財務省と総務省のほうでこういった交付税のことについてはやりとりをされるわけがありますが、そういったことでその算定基礎等も見直しが年末、そういう時期になりますので、なかなか予算編成の時期等については見通しがつかないと、将来の動向がつかみづらいという点がありまして、こういった中・長期の見通しを立てるとするのはなかなか困難なところがございます。

しかし、最近こうした地方自治体の悩みに対応する形で地方財政計画の総額の規模を3年度間を目途に示すということで、幾分かシミュレーションが描きやすくなってきておるところでございます。

また、昨日の14番議員のほうにもお答えをいたしましたとおり、こういった普通交付税への縮減に呼応しまして普通交付税の算定上の改正で、基準財政需要額の見直しとか、自治体が創意工夫により自由に使える交付金の創設等ということが検討をされております。こういったことで幾分か先ほどの合併特例の分が削減をされる分はありますけれども、一方ではこういった新た

な基準財政需要額の見直しとか、あるいは自治体がいろんなまちづくりについて創意工夫をしたら、元気交付金とかそういう形で交付税で反映をしてくれるということが今、出されておりますので幾分か緩和されるのかなと期待もいたしているところでございます。この辺がまだ明らかに数字的なものは出ておりませんので、どうなるかというのは明らかでございせんが、こういった来年度の国の予算の確定に伴いまして、随時明らかになっていくんだろうというふうに考えております。今のところ交付税の縮減額の基本額というのは12億円ということで見込んでおりますけれども、こうした地方一般財源の見直しに関する制度の動向次第においては、幾分かはこの額が圧縮されるのかなと期待もいたしているところでございますので、そうしたことを踏まえて財政シミュレーションについては策定を進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、行財政改革について新たな行政改革の策定についての進捗状況とあわせて、新計画の中で最も大きな改革となるものは何かということでございます。今ちょうど、第3次の行政改革大綱の策定の事務に入っております。これまで25年度までの決算状況を踏まえまして、資料等の整理を進めているところであります。年内を目途に新しい第3次の行政改革大綱の素案を策定をしまいたいと思うところで、この大綱で最も留意すべき点というのは、先ほどから申し上げております交付税が段階的に縮減をされる時代に入る時期になりますので、そういったことを視野に入れながら歳入と歳出のプライマリーバランスをいかに整えていくかという点にあるかと思っております。交付税の削減に見合った歳出規模の調整ということになりますので、やっぱり歳出については相当見直しを厳しくしなければならないというふうに考えております。

このために引き続き借金、公債費の適正化計画を見直しをしていく。そしてまた、継続してこの地方債の借り入れの関係については縮減を図っていく必要があるかと思っております。

そうなりますと、やっぱり公共工事とかそういうものについては町債を財源とする事業については縮減をせざるを得ないというふうに考えております。

それと、あわせて先ほどもいろいろと質問にも出ておりますとおり、町内各種の公共施設がありますのでこの公共施設をどのようにやっぱり整理統合していくかというのが大きな課題でございますので、公共施設等の総合管理計画を策定をいたしておりますので、これに基づいて施設数の整理とか、あるいは長寿命化をするものは長寿命化のためのそういう整備、こういったことも考えながら進める必要があるかなと思っております。

そういったことで、公債費と公共施設の管理をどうするかというのが今後の大きな行政改革の大きな柱になっていくかなと思っているところでございます。

あとは人件費については、もう極限のところまで来ております。本当、職員数も合併の425人から来年の4月1日は325まで100人減ずるという、本当に最大限のところまで来ておりますので、今後は人件費については、やっぱり削るだけが私は本当の行革ではないと。本当に住民サービスを高めて行くためには、必要最小限の、やっぱり職員数がいなければ、本当にサービスは届かないというふうに考えております。

例えばこの前も議論がありましたとおり、消防の職員、もう非常に今、救急にしろ、あるいは火災、あるいは災害にしろ、対応については精一杯のところまで来ておりますので、この辺の見直しも当然必要でありますし、そしてまた、高齢化社会に伴って、先ほどありました福祉の問題も社会保障の関係というのはこれからますます需要は高まってまいりますので、やっぱり必要な職員というのは一般の行政職員もやっぱり確保する必要はあるかと思っております。縮減をしていくことだけが能じゃないと私は考えておりますので、適正な管理計画もつくっていきたく思うところでございます。

そういうところでございますが、次の国民健康保険税の特別会計の関係でございせん。この国民

健康保険税の運営状況でございますが、平成22年度から25年度までの形式収支は、それぞれ黒字となっております。

ただ、過去の年度の財政収支を見ますと、実質単年度収支の関係におきましては、22年度赤字1億745万円、23年度が1億6,510万円、24年度も2,662万円、25年度におきましても1億4,036万円の赤字でございます。こういう状況を踏まえまして、基金については平成23年度1億6,952万円、24年度は6,740万円、25年度は1億2,000万円と3年継続して取り崩しをして運営に当たっているところでございます。

本年度におきましても、先ほどありましたとおり1億2,000万円の取り崩しを予定をいたしておりますことから、基金の残高については本年度末で約200万円しかないということになっております。

このような実質単年度収支の赤字の要因といえば、やはり被保険者の高齢化、あるいは医療技術の高度化に伴って医療費が増大した、そういう影響というふうに考えております。

また、国保の被保険者1人当たりの医療費の推移を見えますと、平成22年度で41万6,625円、23年度は42万8,307円、24年度は42万5,954円ということでございますが、25年度の県の速報値によりますと、43万6,480円ということで、県平均が38万1,548円ですので、本町は大きく上回っております。

なお、県内1人当たりの医療費については、これまで県内43市町村中、医療費は上から4番、5番そういう位置でずっと推移をしてきておりました。このような状況だったものですから、とにかくやっぱり予防対策に力をいれんやいかんなどということで特定健診を、国が定める65%までは何とか達成をしたいということで、強く推進を行ってまいりました。

もちろん公民館、公民会の皆さん方の御努力、そしてまた医療機関からの情報連絡とかいろんな取り組みをして、単独での健康づくり推進とか取り組みをしました結果、おかげさまで特定健診の受診率が71%という、県内でトップクラスの受診の状況を示したところでございまして、こういう結果がやはり医療費も若干下がってきたのかなと思っております。そういうことで今まで4番、5番という高い、県内でも位置ではございましたけれども、今回2番目ぐらい下がって7番目に落ちてきております。

しかしこういう状況ですけど、今後、厳しいこの財政運営を考えますと、まずは、これまでどおり保健事業によって特定健診とか特定保健指導、こういうことを積極的に取り組みをして、さらに生活習慣病の早期発見・早期治療、こういうことに努める必要があるかと。そういうことで医療費を縮減をしていくことが大事かと思っております。

その上で今後、診療報酬改定というのが今までもありました。やっぱりそういうお医者にかかったときのそういう医療費の点数が上がる、診療報酬改定があります。

そしてまた、今、デング熱とかありますけれども、例えばいろんな予期しない感染症というのが出てまいります。インフルエンザであったり、いろいろありますが、そういうことが起きると一挙に医療費が上がるということでありますので、そういうことを見込みますと、これまで基金等貯金で充ててきよった医療費がもう基金もなくなってきたておりますから、もうどうしようもないと、おっしゃるとおり、あとはどうするかということでございますが、今まで保険税というのは、ほとんど合併以降改正をしてきておりません。値上げをしてきておりません。もうずっとそのままだす。

鹿児島県内でも、さつま町の保険税というのは43番目の、43市町村ありますけれど、上から26番目です。もう下からのほうが安いほうちゅうことです。真ん中よか下ですから、26番目ですから、非常に安い税金の中で高い医療費を賄ってきたということがずっと今まで続いてき

ましたけど、ただしもう基金もこういう状況でなくなっていくとなると、やっぱり、保険税の見直しというのは当然として出てくるというふうに考えております。

国民健康保険というのは被保険者の皆さん方が病気等になったときに、お互いに助け合うという保険制度でありますから、当然、保険税で賄っていくというのが基本的な考え方です。それに対して国の補助金がある、あるいは県の補助金がある、町が幾らか持つとそういう運営の構造になっておりますので、ここに来たらやはりもう、実情をお知らせをしながら、被保険者の皆さん方にやっぱりこういった実態をお知らせをして、保険税率の改正等はもう避けて通れない状況が来てるということを判断をいたしております、これについてはこの税率改正について、担当課に準備をするように指示をいたしているところでございます。

お尋ねがありましたとおり、どうするかというか、保険税が基本的なあれですね、保険税を改正をするというのがまず第一。それから、中には法定外繰り出しということで、一般会計から繰り出しをしているところがある。

例えば、鹿児島市なんかは217億ぐらい繰り出しをしている。一番高いところ。1億600万です。阿久根市が1億3,800万、薩摩川内市で2億6,100万、指宿市で4億4,600万、日置市で1億200万。そういう形で一般会計から繰り出しを県内でもしてます。繰り出しをしている市町村が、43市町村のうち28市町村が繰り出しをしている現状がございます。今までさつま町は全くそういうことはしていなかったんです。

それで、今後は耐えきれないところに来ておるということを、御承知をいただきたい。それでまた、そういう状況があります。

それから、上水道の関係でございます。これについても、先ほどありましたとおり本町におきましては、1つの上水道事業と4つの簡易水道事業の、5つの水道事業を運営をいたしております。

現在、国におきましては1市町村、1水道事業を目標に推進を図っておるところです。1市町村当たり、1つの水道事業でいいですよということではありますが、本町は今申し上げましたとおり、上水道が1つ、簡易水道が4つあるということでもありますので、5つです。5つある。これをもう、1つにしろという国の指導でございます。

全国に見ましても、非常に小規模な事業体が多いということで、あわせて過疎化によって給水人口が年々減少する。そしてまた、今どこも節水機器、食器洗い機とかあるいは洗濯機にしろ、あるいは節水の型の蛇口にしましてもよく水を少なく使うという普及が進んでおりますので、水の需要量も少なくなっております。経営もしたがって厳しくなるというようなことでございます。そのようなことから、統合によって経営基盤を強化をしろという指導でございます。

具体的に各簡易水道事業の給水区域の離れている距離が10キロ未満の事業体については、全て統合しろということございまして、28年度までに統合する計画を提出しない市町村は、国庫補助金を採択しませんが、そういうことが出されております。このようなことから、本町におきましても28年度までの統合に向けて作業を進めているところであります。

今後、統合いたしますと、給水人口規模というのが5,000人を超えるということになりますから、全て上水道ということになります。したがって、上水道と簡易水道におきましては料金の単価というのがそれぞれ違いますし、料金の取り方も口径別で取ったり、用途別で取ったりという基本料金の取り方がありますので、そういうこともやはり統合しなければならないということがございます。したがって、その方法としましては、日本水道協会の水道料金算定要領に基づいて検討をしていくということにしております。

それから、水道というのは私どもの生活に密着した重要なライフラインでございますので、影

響をできるだけ少なくしなければならないということでございます。その上で、進めているわけですが、上水道の場合、設置が県内でも早くて大正15年にできたところもありますし、あるいは昭和32年という非常に古い水道になっておりますので、それだけ劣化も著しいということで水道管もやっぱりやり直さなければならないということが大きな課題でございます。

そしてまた、簡易水道においては人口の少ない地域、そしてまた、管の距離も長いということでコストが非常に高いということでございます。そういうことで国の補助金制度とか、一般会計からの繰り入れの基準に基づいて一般会計からも繰り入れを行っているところでございます。やはりこの上水道になりますと国庫補助金がなくなる、あるいは繰り入れができないということになるわけでございますけれども、この統合水道に係る統合前のこの簡易水道の繰り入れ基準については、上水道になりましても適用になるということでございますので、やはり引き続き基準額を繰り入れをして、料金の統一を図っていききたいということを考えております。

今後におきましても、安全・安心な水のためには、一生懸命取り組みを進めてまいります。上水道におきましても、今後、今まで中央監視装置というものがございませんので、そういったこともやっぱり整備をする必要がありますので、そういったことを踏まえたとやはり、ある程度料金の見直しもしなければならないということでもあります。

○議長（舟倉 武則議員）

町長、簡潔にお願いします。

○町長（日高 政勝君）

はい。あと、都市開発公社の問題であります。確かに今保有の土地がたくさんありますし、一つは簡潔に申しますと、まだ未整備土地のところがありますので、それがまだ造成をして工業団地としてやっぱりしなければならないとなりますと、今の時点で解散ちゅうことはもうできませんので、やはり今後の企業誘致活動のためにもやっぱり造成をして、ある程度そういう団地としての姿を見せた上ですと。完成土地になれば、やはりいつかの時代においては一般会計で引き取って、その開発公社も解散ということになると思っております。その時期についてはまた、必要な状況を判断をしながらやってまいりたいと思っております。

ちょっと失礼します。法定外繰り出しのことで、鹿児島市が217億円と申しましたけれども、21億7,407万ですか、桁がちょっと間違っておりました。失礼しました。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前11時とします。

---

休憩 午前10時50分

---

再開 午前10時59分

---

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○宮之脇尚美議員

先ほど、町長から答弁をいただきました。もう3回分の質問を全部、最初で答弁をいただいたような感じもするわけございまして、非常に、ありがたいわけでございます。

ほかの議員から、私には非常に親切な答弁をとということで、いろいろお叱りもいただきましたが、町長がやはり財政的には非常に憂慮されて、運営されてるということについては、それなり

に、皆さん御理解をされたものというようなふうに考えているところでございます。

あの、もう特にこの財政運営については、先ほども申し上げましたが、やはりこれを担当する側の立場というのは非常に苦しい部分がございます。いろんな住民からの幅広い、多種多様な要望がございまして、それなりに一つでも応えようとする、やはり将来的に財政の緊張を招くというような状況もございまして、今後これらについてはリーダーシップを発揮される町長の手腕にかかってくるものと。

やはりこの職員で判断できないものについては、選択と集中ということと言われるわけですが、これはもう早くから言われているんですけれども、そういうことについては極力住民の声というのを、議会で再三質問がある場合には、極力現場を見ていただいて、そこら辺に対応していただく必要もあるのかなあという感じがします。

ぜひ、町長も時間を見ながら、特にこの道路のそういう枝の伐採とかいろんな生活排水路の問題等いろいろ出ているようですが、最低限必要なことについては住民に伝えていくべきであろうというようなふうに考えておりますので、財政に大きく影響を及ぼさない範囲で、年次的な整備をしていただければというようなふうに思うところでございます。

あわせて、先ほど国民健康保険の問題については、町長が税制改正について、これを避けて通れない問題というようなふうに私も受けとめたわけでございますが、他団体も法定外繰出金の、一部やっているようでございます。そこら辺の調整というのは当然、最終的には町長の判断になるかと思うんですけれども、まあ法定内繰り出しだけで本当に住民が負担をできるのかなあと感じもします。非常に地域経済の中では、中央と違って依然として衰退をしたままの状況になっておりますので、そこら辺についてはぜひ、調整方をこれは強く要請をいたしておきます。

それから次に、上水道の問題ですが、これについては料金の統一化の問題が一番大きな課題になってくるかと思います。先ほど町長も言われましたように、まだ老朽管等の改修等も控えておいて、非常に財政的にも厳しい問題があるというようなこともあったわけでございますが、そういう老朽管等の改修については着実にやっていかなければ、直接、住民に影響があるというようなふうに思いますので、ぜひそこら辺については支障のない範囲で、料金等あわせて、やはりこの繰り出しの問題も調整をしていただければというようなふうに思うところであります。

特に私が申し上げたいのは、この今回の2番目の行政改革の関係でございます。もう人員については限界ということ、町長は表現をされたようでございますが、かつて私にもこの行革を担当した中で、限界が、あの慣れてしまうと限界じゃなくなってしまうというような状況もありました。

どうしてもその旧町時代にはモデル団体、いわゆる類団の数値に到達しないもんですから、もうこれ以上削られるかということで、いろいろ工面しながら、各課とも協議をし、あるいは事務の統廃合を図りながら進めていったわけですが、まあなかなか、今、合併後についてはそれらが本当に内部でそういう組織の中でされているのかどうか。課内の再検討を含めて、やはりこの職員数というのは人口に応じて対応すべき体制にあるべきではないかと。私は従来からそう思っているんですが、人口は減少しながらも職員については、現在の職員を将来的にも維持をしていくということになれば、また非常に行政経費も多額を要するというようなふうに思いますので、そこら辺については調整が必要かというようなふうに思っているところでございます。

削るという意味でございませぬ。本当に必要な部分については職員を重点配置をしながら、行政サービスに伝えていくということが必要かと思ひますし、またあるいは先ほどありましたように、災害等に対する対応等を考えた場合に、本当に職員だけを削っていいのかということもあるわけでございます。

私も水害も経験しましたが、非常にそういう中では、猫の手もかりたいほどの忙しさといえますか、職員自身も一人一人が非常に、非常な劣悪な中での仕事を強いられますし、住民も高齢化してしまってなかなか一般のボランティアも協力を求めにくくなっている状況にあります。そこら辺の調整というのは必要でしょうし、また地元に残っていただくための貴重な職場でもありますので、そこら辺の調整はぜひ他の団体等の状況も見ながら調整していく必要があるんだろうというようなふうに思うところでございます。

特にあわせて土地開発公社の問題についてもそうですが、町長からありましたように、私もここ一、二年で解決できる問題ではないと。最低でも10年ぐらいかかるだろうと。10年以上かかるかもしれません。ただ方向としては、こういう財調等があるのであれば、年次的に少しずつでも引き取りながら、極力軽減をして、解散に向けての努力をしていくということが必要ではないかと思うんですが。

これはもう今まで申し上げましたのは、提言でございますけれども、特に公社の問題については今後解散するにしても、いずれにしても町が債務保証してるわけですから、残地について、あるいは未整備土地で、用途、将来的にも、いわば使用が見込めない、用途が見込めない土地については町で引き取る考えはないのか、町長にお尋ねをいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

冒頭で宮之協議員のほうが、2日目のもう最後ということで、誠意を持ってということでしたが、これは2日目で最後でありましたので、頑張って最後まで頑張りますからという意味で言った言葉でありますので、ほかの議員の皆さんも誠意を持ってお答えはしたつもりでありますから、その辺は誤解のないようお願いします。

それから、ただいま財政運営の関係ですね。確かに、交付税がこういう形になるということで、新たな行政財政計画を、行革大綱をもっと定める必要がありますけども、いろいろと町民の皆さん方、特に要望の多いのは道路の関係でございますが、いろんなそのほかの要望もあります。

多種多様な御要望をいただいて、それにはできること、できないこと、いろいろありますので、職員の皆さんには、要望受けたことがあったら必ず、できようできないと回答だけはやってくれと。もう今ここまできてますよとか、あるいは途中経過でもいいからやってくれ。もうこれはやりますとかできないとか、もうそういうことをしないと、ナシのつぶてじゃ信頼を損なうことになるから、そこはもう強く申し上げているところでございます。

で、本当に財政をにらみながらの仕事でありますので、住民の皆さん方には、本当に財政の実態というのをあらゆる機会でお知らせをしながら、そしてまた今後交付税もこういう形になりますよということもしっかりとお伝えをして、わかっていただく。

そしてまた、お互いの、町民の皆さん方、一緒の懷でありますから、みんなが御理解をいただいて、本当に必要なものに重点を、配分をしていくということが必要かと思っておりますので、これについてはもう、いろんな機会にまた、町民の皆さん方の御理解いただく機会をつくっていきたいと思っているところでございます。

それから、とにかくこの行革の中でこの職員の管理の関係で、類似団体、産業規模あるいは人口の関係で類似団体というのがありますので、ほかの団体との比較もしながら、そしてまた、本町ならではの特殊性というのがありますので、そこもやっぱり加味した上で、適正な、職員のことについては、今後定めをしていきたいと思っているところで、先ほど申し上げましたとおり、消防署のほうは、かなり、やっぱり現実として厳しいところがありますので、そのところも踏まえた上で、適正な定員管理計画を定めていきたいと思っているところであります。

行政職についてはおっしゃるとおり、もう本当、人口が減っていく中で、どこまでどうすべき

かということが一つの大きな課題になっております。災害が起きたときに、職員がいなければまた避難所の問題とか、現場に走る、まあ、そういうこともあります。いろいろありますので、多様なものがありますが、いろんな御意見もいただきながら、また定めていきたいと思っております。

私も、おっしゃるとおりこの要望に対しまして、できるだけ現地現場主義も、言っておりますので、できるだけ時間をとれたら、現場に行って、本当に必要性を感じながら、やっていきたいと思うところでございます。

あと、国保会計については、本当に厳しい状況が差し迫っており、この医療費を推測するというのはなかなか難しいところがございます。そしてまたそれに合わせて、国庫補助金の見込みを立てるっていうのが、短期のこういう補助金等については、特に算式が通常の、どここの補助金に対して何分の一、そういう見込みじゃないもんですから、なかなか立てづらいというのがありまして、把握が困難なところもございます。したがって、ことしの決算状況を踏まえて、来年からできたら、そういう方向の作業をまずはやっぱりやってみる必要があるかということで、今指示もいたしているところです。

繰上充用とか、あるいはまた一般会計、法定外繰り出しという手も確かにございます。それでいろんなあれはありますけども、基本的にはやっぱりお互いの保険ということの制度からいきますと、基本はやっぱり保険税の税率改正というのは時期が来てるのかなあというふうに思いますので、それもやっぱり十分また、被保険者の皆さん方の御理解が必要でございますので、そういった時期、あるいはそういう額等が見通しがついた段階でしっかりとまた説明もしてまいりたいと思うところでございます。

それから、開発公社の関係です、本当にあの軽減策をとる今、借り入れの額も億単位になっておりますけども、なかなかこの一挙に処分ができないというのがございます。できるだけ工業団地にしましても、住宅団地にしましても、早く処分ができるようにということで努力はいたしておりますけども、今の経済情勢からいって企業の立地というのがなかなか厳しい状況がございます。

住宅団地にしましても、今、佐志ニュータウンについてはこの2割軽減をしながら販売促進を行っております。で、場合によっては今、定住問題が出ておりますので、どうしても売れないところは町のほうで、先ほど申し上げました町単でも、住宅をつくって若い人たちが住むような手だてということも考えていく必要があるのかなあとも、こう考え、私は、まだ職員のほうには申し上げておりませんが、内輪としてはそういうことも考えてもいいのかなと。今、各旧町のところにも団地があつて残っておるところもありますので、例えばそういうところで解消につなげて、若者の定住ができたらいいかなあと思っております。

そういうことで、保留地をできるだけ少なくして、開発公社自体の軽減を少なくするというのも必要なあと思っております。

とにかく開発公社については、まだしばらく未完成の土地もありますので、そういった段階で、将来的に引き取れるものは、町の財政状況を見ながら、できれば一挙でなくても、年次的に引き取っていくということもできると思っておりますので、その辺もまた十分考慮していきたいと思っております。

#### ○宮之脇尚美議員

あの、町長からそう答弁がございましたように、やはりこの大きな改革を伴うことについて、やはり関係者、あるいは町民に対しても、御辛抱いただく状況というのはあるわけでございますので、そこら辺については、英断をふるって、ぜひいい方向に推進をしていただきたいというふう

に思うわけでございます。

この町政運営というのは、最終的にはやはり町長の判断によって大きく左右される部分も、政策・施策もあるわけでございますから、やはり一番、町民が評価できるような行政運営というのはやはりこの財政を、財政悪化を招いては何もならないと。ただその外面だけをよくして、内輪では火の車という感じじゃ将来的には非常に若い世代が迷惑をこうむるというようなことにもなるわけでございますから、そこら辺の調整というのは非常に大きな、高度な判断が必要かと思うんですけれども、これについては町長一人じゃなかなかできないわけでございます。各課長さん、あるいは職員一丸となって、これらの問題については取り組んでいただきたいと思いますように。

それとあわせてやはり、先ほど町長が言われました現地現場主義ということを言われたんですが、なかなか私もあちこち回ってお願いをするわけでございますが、いろいろ職員なりの理由があって対応していただけない部分もあるようでございます。ただこれはもうやはり、大きな問題抱えておりますので、いろんな各課が、あの小さいことについてはその次ということになるわけでございますが、少なくとも町長からありましたように、その結果についてだけは電話でも連絡をしていただくように、ぜひこれは周知徹底を図っていただきたいと。

いろいろ町民からも声を聞くわけでございますが、私も職員時代はそういう問題については放っておけばいいんじゃないかというような考え方もあったわけですが、一般町民になってみますとやはりそこら辺が、非常に行政に頼る部分が強く住民としてはございます。そういう部分で、やはりこれを反省をするところも大きかったわけでございますけれども。

やはりこれを要望したり、あるいは住民からの要請があったりした場合に、特にこの議員という立場では、そういう機会も多くあるわけでございますが、ぜひ担当課長さん方も、結論を、まあ悪かってもいいわけです。これはもうできるかできないかという判断を最終的に、町長まで行く場合と、あるいは副町長、あるいは総務課長段階、そういうレベルでの判断をしていただいて、ぜひその都度その都度、回答していただくようにお願いを申し上げたいと。これはもう強く要請をいたしておきます。

いずれにしても、大きな課題がたくさんあるわけでございますが、ぜひ先ほど申し上げましたように、学校の統廃合にしてもそうなんですけれども、やはり住民が納得できる町政運営、財政運営、あるいはまた将来を見越した町民がある程度希望、夢を持てるようなそういう政策・施策の展開を期待をいたしまして、私の質問を終わります。

#### ○議長（舟倉 武則議員）

以上で、宮之脇尚美議員の一般質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

議員の皆さんに申し上げますが、議会運営、全協の場では、1時5分から総括質疑の計画となっておりますが、時間があるんですが、その計画でいいですかね。（「それでいいです。」と呼ぶ者あり）その通りでいいですか。はい。それでは再開はおおむね1時5分とします。

---

休憩 午前11時17分

---

再開 午後 1時05分

---

#### ○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」、日程第3「議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第4「議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第5「議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

○議長（舟倉 武則議員）

これから、9月9日提案がありました「議案第47号、さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」から、「議案第55号 土地改良事業の施行について」までの議案9件について、総括質疑を行います。なお、質疑に当たっては総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第2「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」から日程第5「議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までの議案4件を議題とします。

議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

議案48号、49号、50号は関連して、児童福祉法やいろんな国の法律の変更とか規定によりまして、新しくこういうような、いろんな条例を設置するというのを提案されておるわけですが、これにつきますと、いろんな児童の保育、延長保育もですけれども、子供たちの保育のことについて、この条例が国の法律がこうして施行されることによって、条例を制定しようということですが、実態として今、細かくいろんなことが項目を条件やら挙げてありますけれども、これを現在の状況と比較して、これが実際にさつま町としては早急にこれをしないといけないような状態なのかどうか、その点については、どのような状況なんだろうなというようなことでお聞きしてるところでございます。

それから、いろんな保育料等についても、その料金体系というのは、どのような形でどれぐらいの負担をしなければならないのかなというようなこともうたってございませんで、所管が違うのでお聞きしたいと思っておりますので、御説明を御願いたいというふうに思います。

○福祉課長（王子野建男君）

当条例を制定するに当たっての現在の実態はどうかというような御質問でございます。さきの議案の説明の折にも触れさせていただきましたけれども、3つの条例、今回こうして制定、御提案を申し上げるわけでございます。町内にこうした現在、保育園として12の保育園がございまして、今現在、子育て支援という立場で目的を持って、この事業が推進されているわけでございます。そうした中で今回の新たな子ども・子育て支援法ということで条例の制定という形になるわけですが、先般の説明と提案説明と重複いたしますが、町内にこうしたいろんな小型、地域型保育所とかもろもろこの4つの事業所の設立ということで中身については説明をいたしました。その事業所によって町内に地域の子育て世代にまずもって、私ども周知啓発をする必要がまずもってございます。そこで、こうした事業を要望、要求そういうものがあつた時点でこうした条例に基づいて、そうした事業所の認定申請に基づいて認可を進めていくという

ことございまして、そうした新たなニーズに応えるための事業であるというふうに御理解をいただければありがたいというふうに思います。

ただ、先ほど議員御指摘のとおり、例えば、延長保育とか一時保育、休日保育、こうした事業等につきましては、またこの条例の中身とは若干違ってございまして、従来どおりの保育サービスというものが展開されていくというふうに御理解をいただければ大変ありがたいと思います。

それと、保育料の関係でございまして。これにつきましては国の基準に基づきまして当然設定をしていくわけですが、保育所、従来の保育所等におきましてもこの料金体系というものは当然、変更を、手を加えていくということになりまして、そうした保育所の保育料等と均一した同じ保育の体系ということになろうかと思えます。まだ現時点で国からの指示基準というものが通知がございまして、そうしたものに依拠しまして、この基準に基づきまして年齢あるいは所得、そうしたものを加味しながら、保育料等を定めていくということになります。

以上です。

#### ○米丸 文武議員

今後の要望に応じてということでございますけど、今、さつま町も正直言ってこの少子化の中で、本当に子供がたくさん安心して暮らせる、また、家庭の主婦の方、女性の方々も仕事をしながら、テレビ等のいろんなニュースでもございますけども、保育を預かっていただいて保育していただくことによって、社会に出て働けるとかという状況で、待機の人たちも多いというふうに聞くわけでございます。そういうような女性の活躍の場が広がっていく、そういうふうなことにつながるのはいいことだとは思いますが、実態といたしまして、保育士等のいろんな確保の問題、それから、いろんな待遇の問題もここにもまた上がっておるようでございますが、そういう厳しい状況の中で本当に確保も難しいんじゃないのかなというように感じます。ただ、今後そういう要望があったときのためのというような国のほうも今後そういうようなことに力を入れるということでしょうけども、実態としまして、今、待機のそういう保育所に入れないとか、ここにあるようなことに対象になる子供たち、そういう人たちがどれぐらいあるのかどうか、そこ辺のことはどうなんでしょうかね。

#### ○福祉課長（王子野建男君）

待機児童の状況はどうかという御質問でございます。今現在の12の保育園、定員数にありましては、その保育園によりまして定員の違いはございますが、今の段階で待機児童はないというのが実態でございます。ただ、ゼロ歳児の動向でございますけれども、25年度の状況を見ますと、当初、4月1日現在のゼロ歳児が40名ぐらいだったかと思います。それが、翌年26年の3月末になりますと、ゼロ歳児が80人というようなそうした入所の状況でございます。そうした状況を見ますと、やはり出産してほどなく職場に復帰するという母親のそうした職場に復帰するという状況が見えるわけでございまして、やはり少子化といえども、そうした体制を整えながら保育所のほうでも対応をいただいているということでございます。ゼロ歳児を保育士1人が見れるのがたしか3名だったと思いますけれども、ゼロ歳児が増えれば増えるほど保育士もその分採用を多くしていかなければならないというようなそうした状況があるようでございます。保育士の確保ということでございます。確かに保育士、非常に町内、保育園、苦勞をされていらっしゃるようでございます。先般は定年退職をされた保育士の方のほうにも打診をしながら、某保育園のほうから依頼がございまして、そうした退職された方々への再雇用という形で、斡旋をした経緯もございまして、非常に各保育園、園長さん方、心配、苦勞されていらっしゃるようでございます。県的女子短大のあたりへも夏場に打診に行かれるようでございますが、夏場の時点で学生は、中央のほうにもう就職は決まっていると。そうしたことでなかなか手を打

てないというような状況になっているようでございます。

○川口 憲男議員

関連でお聞きいたしますが、この地域型保育事業の設備及び運営に関する条例を制定すると、そしてから、４８号、４９号、同じような状況なんです、例えば上の地域型保育事業の設備及び、こっちの条例のほうでいきますと、小規模保育、定員６名から１９名の定員のこういう施設がこれから設置できますよということなんです、関連するような状況が町内にあるのか、それと、４９号の特定教育、それから保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の条例、この中で、幼保連携型というのがございます。幼稚園は今、私立１つ、公立１つというのがありますけれども、こういう幼保連携型が今後できていくような流れにあるのか、ちょっと情報をお聞きしましたところ、出水市では、もうこの幼保連携型が話が１カ所進んでるということでした。川内市でも、こういうのがあるということをお聞きしましたが、さつま町にとってこういうところの新しく施設ができるような可能性があるのか、そういうところまで今、状態にあるのか、そこをちょっとお聞きします。

○福祉課長（王子野建男君）

地域型保育施設と関連する施設があるのかというような御質問でございます。先般の説明の中でも申し上げましたが、この地域型保育施設にございましては、ゼロ歳から２歳までの子供さんを対象として保育をするというようなことでございます。

なぜかということでございますが、やはり全国的に待機児童が多い、先ほど本町にありましては待機児童はないということで御報告申し上げましたが、全国的に見てみますと、待機児童が多いということでございます。その中にありましても、ゼロ歳から２歳までの待機児童が多いような情報等も入ってきておりますが、こうしたことに対応するための地域型保育事業であるというふうに御理解をいただけたらというふうに思います。したがって、本町にありましては待機児童がないということでございまして、地域型保育給付、こうした事業が今後、そうした事業所の要望、設置をしたいという事業所があるかないかももちろんなんですけれども、加えて、子育て世代からのそうした要求があるか、そうしたもの等、十分見きわめながら、福祉課のほうでは取り組んで対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それと、幼保連携型保育所の件でございます。出水市にあっては、そうした取り組みが希望があるというようなことでございます。当町の認定こども園等の取り組みでございますが、保育園そして町内に公立、私立、１つずつ幼稚園等もあるわけでございますが、先般の園長会の中でも、ちょっとこの辺のところを打診をしたわけでございますけれども、当町にありましては、こうした施設への移行というものは考えていないというような回答でございました。

○川口 憲男議員

先ほど、ゼロ歳児の待機児童は当面ないということだったんですが、今ちょっと保育園等のいろんなところを調査していいですか、調べてみましたところ、ことしにおいても定員例えば６０名のところにオーバーで入ってる、ゼロ歳児から２歳までですか、のところでちょっとオーバーめに入ってるというところがあったりするんですが、それでも今の保育園の実情には、１割増しですか、ところまではちょっといいですよというような県の指導的なところもあるということを知ってますけれども、将来的にこれを施行されまして、条例を施行されまして、来年、再来年あるいはいろんなところでこういうゼロ、２歳児あるいは、例えば居宅訪問型の保育とかいろいろありますけれども、こういうところが、もし動きが出てくる可能性はあると思うんですけれども、そうなったときに、現存の保育園との絡みですか、今、１２ある保育園の定員がそれだけ少なくなっていくちゅうような長期に見た見通しというのを担当課でどういうふうに把握さ

れてるのかお聞きしたいと思います。

○福祉課長（王子野建男君）

将来の見込みがどうなるかということでございます。その前に議員、冒頭申し上げられました定員に対する現在の入所者数でございますが、当初、御指摘のとおり、定員に対しまして、約2割、1.2倍の入所が可能だというようなことで、以前はそうした定めがございまして、それ以外にありましては入所が不可能というような状況であったわけでございますが、児童福祉法変わりまして、要するに必要面積、園児1人当たりの面積があるわけでございますが、それに対しまして園が十分に対応できるということになりますと、例えば60人に対して極端な話100人でも結構だというような、そういうふうに法的に制度が変わってまいりました。ただし、そこにはありましては、保育士の関係がございまして、1人当たりの見守る園児数が定まっておりますので、そのあとは保育士次第だということになります。

そこで、御指摘のゼロ歳児から2歳児の対応ということで今後の見込みということでございます。議案の折にも御説明申し上げましたが、ゼロ歳から2歳児ということで、そこにあつてはこうした事業所を立ち上げる段階で連携施設の定めというのがございます。例えば、事業所単独で立ち上げるのではなくて、そこに関連する、連携する保育所あるいは幼稚園、それとの連携をしなければならない。そこにはゼロ歳から2歳児までは対応できても3歳以降の保育が、この事業所ではできないわけでありますので、そこに関連する施設の連携と、やはり契約というものを提携する契約が必要になるということでございまして、そうした定めもあるわけでございます。

したがって、こうした事業を起こす、例えば希望する事業所があつたにしても、多分、保育園の例えば分園とかそうした形で対応する保育園がひょっとしたら出てくる可能性としてはあるのではなかろうかというふうに考えているところであります。やはり、どうしても連携というそうした規定もございまして、要するにそうした希望する親御さんの受け皿、あるいは環境づくりというものをするための条例制定であるというふうに御理解をいただければよろしいかと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件はお手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第6「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第6「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号は、御手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生常任委員会に審査を付託します。

---

**△日程第7「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」**

**○議長（舟倉 武則議員）**

次は、日程第7「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○新改 幸一議員**

所管が違いますので町長の基本的な考え方をお伺いしますが、債務負担行為補正の関係について、薩摩中央高校の関係でございますけれども、振興対策事業の関係、この関係は、9月5日に全協でそれぞれ説明があったところでございます。それぞれ事業周知を図るために、早めにとということでこの説明があつて当初の、初年度の見込みは1,275万9,000円程度ぐらいの説明があったわけでございます。私はこの予算についての云々ということではないんですが、所管が総務厚生委員会で十二分、審議をしていただくことになるわけでございますけれども、9月5日に全協で説明があつて、あく日に9月6日にはもうすぐ南日本新聞に支局長もきょうは来ていらっしゃるんですが、薩摩中央高校生に支援金ということで、さつま町定員確保の方針ということで記事になって、それぞれ町民の皆さん、読者の皆さん見ていらっしゃると思います。そういう流れにこういう振興策を考えて説明されたわけでございました。これから議会にお願いして、委員会にも付託されて審議をしていただくという流れの中に、私はこの新聞を見たときに、私だけじゃないと思うんですが、見られた方は、この見出しを見られればもう、さつま町は議会もこげんして決めたやと、というようなふうにとられがちな面もあると思うんです。ただ、この文章を読んできますと最後のほうには、今回の9日から開催される町議会に補正予算案を提出するということですから、中身を読めばそれぞれ、今からなあという読者の方、町民の方もいらっしゃると思うんですが、この見出しだけを見れば、ともすれば、もう決まったんじゃないかというふうにとられる面もございまして、今後のこともなんですが、やっぱり、町長、こういう問題は、今から議会にお願いするということで説明があったわけですから、できれば、こういう報道、発表の仕方というのは議会がある程度閉会したあとに、発表されたほうがいいんじゃないかなということを私は個人的に思うわけですが、町長はそこあたりの認識といいますか、今後のいろんなこともあると思うんですが、こういう議会に諮っていくという問題についてはどのようなふうを考えていらっしゃるものかお伺いしたいと思います。

**○町長（日高 政勝君）**

今回の薩摩中央高等学校の振興対策ということで、予算のほうに計上をさせていただくことにしておりましたが、これについては事前に全協で詳しく説明をさせていただいたところでございます。そういうことで、この新聞発表については、鹿児島県あるいは各市町村、市町、事前に開会前にもいわゆる議会に全協で説明したあとは記者に発表をしてるんです。どこもそういう形で開会前に記事が出るかと思いますが、審議はあくまでも議会のほうで慎重に審議をしていただくということになって最終的に議決をいただくということになる流れになってるかと思いますけれども、やっぱりこうして事前に主だったことは、町民の皆さんとかあるいは知らしめて

関心を持っていただく、きょうもたくさん傍聴者の方もお見えでございましたが、そういう形で広く知らせて関心を持っていただく、特に今回の場合は薩摩中央高校について、こういうことで議会でも審議をしていただくんだと、非常にこの前の三高同窓会もあったという話であります。皆さん非常に関心を高くして、何とか地元高校として定員確保についてはできないかという強い意見もあるわけでありますので、こういう場合は、やはり大きなマスメディアの力をいただくということは非常に効果的、よろしいんじゃないかなと思っております。

審議そのものは、これから当然議会の中で本会議なり、あるいはまた各委員会のほうで審議をされて議決をいただくわけでありますので、それはもう当然として、そういう結果的なことはそういう議会の立場でお願いをするわけであります。

それで、御案内のとおり、どこの市町村も事前に開会前に予算とか主要なことは新聞に掲載をされて報道されているわけです。そのことについては何ら私は問題はないかなと思っております。全く議会に説明しない前に勝手に執行部で報道機関のほうに発表する、それはちょっといかがなものかと思いますが、議会に説明してそのあとに報道のほうにこうして説明したということでございますので御理解いただきたいと思います。

#### ○新改 幸一議員

町長が答弁されましたことに対して、私はちょっと違った感覚ちゅうか考え方を持っております。と言いますのも、私なんかこの前の8月18日にですが、湧水町で長島町、湧水町、さつま町、3町議会の議員研修もございました。その中の研修の内容が、議会としての決定の責任という項目やら、それから議員の資質向上の問題、るる研修があったわけでございます。その中でも議会としての提出される議案に対する責任のあり方というのも、るる勉強させてもらったところでございますけれども、また一方では、ことし議会報告会も議会としてやりました。その中で、町民の皆さん方に議会とはということで前段にも説明をしながら報告会に入っているわけでございますけれども、議会とはというときに、執行部からの提案理由について町長がこうしたい、ああしたいとされても議会がだめと言えれば執行されないんです。もう、予算は使うことはできません。具体的にそういう町民の方に説明もしているわけございまして、そういう流れが今回の薩摩中央高校の問題についての云々ちゅうのが、私としては、議会が済んでからでもこういうことはきちっとまた、結果はまた、中身が違った場合にまだ細かく載せながら、いってもいいんじゃないかなということも個人的には考えたもんですから、こういう質問をするわけございまして、新聞の使い方ちゅうのは大変ありがたいわけでございます。特に支局長がいろんな各地域を回りながら、さつま町の宣伝もしていただけているということには感謝するわけでございますけれども、そういうことを感じたもんですから、こういう質問をさせていただきました。

そういうことで、今後もしろんな形が出てくると思うんですけれども、できればそういうところの言葉は悪いですが、議会軽視という言葉は使うべきじゃないかもしれません、今回の場合は。そういうところもあるもんですから、さらに町長にそういう基本的な考え方をもう1回聞きたいと思っております。

#### ○町長（日高 政勝君）

今はとにかく行政広報をいかにみんなに知らしめるかということは大事かなと思っております。議会の審議は審議として重んじて、それはもうやっぱり当然のこととして受け止めておりますから、いろんな角度から御意見もいただきたいし、もっとこうしたらとか、そういう御意見もあるかと思えます。ただ、事前に広報をする場合でも、こうして、県の場合も本当、先ほど言いましたとおり、主だった市も全て予算とか今度の主な議案についてはこうこうですよということは、報道機関のほうに発表していらっしゃるんです。鹿児島県とか鹿児島市の大きい団体については、

もう定例の記者会見の場というのを持っていらいっしやいますから、例えば、今度の議会はこういうものを提案しますよということで、その段階でもう事前に発表して、新聞に事前に開会前に載ってることはもう御承知かと思っております。審議をする機会とこういって今度の議会はこういうのが提案されますよということで事前の発表になる、その辺の前後はありますけれども、とにかくこういう非常に皆さんが知って、今度の場合の効果というのをやっぱり知らしめていく、このことが大事かと思っております。改めて、今度の場合の高校については、7万円ですか、チラシを作成をして、議決があつたら具体的に判りますように、中学生の保護者を対象に生徒の皆さんに作成をして、議決後に印刷をして出すと、そういう手続を踏まえておるわけであります。

#### ○新改 幸一議員

ちょっと納得せん面も私はまだありますが、具体的に計画内容もきちっと載っております。こういう形で決定ありきで審査ということになるような気がします。そういうことを考えますと、総務厚生常任委員会の皆さん方には中身を十分審議をしていただきながら、それぞれの審査の決定をしていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

#### ○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

#### ○宮之脇尚美議員

ただいまのこの債務負担行為の関係でございますが、上げる時期の問題については、来年度からの適用ということですから、9月もしくは12月、遅くても12月ということで債務負担行為として、予算に反映させなければならぬということはわかるわけでございます。これは、大きな政策として展開をされる予定になっておりまして、期間が5年程度ということになっておりますが、町長の本年度の施政方針を見てみましても、この助成制度についての考え方とかあるいは高校支援に対する内容というのはほとんど記載されてないと、見方によっては唐突に出てきたような感じがするんですが、ただ従来から中央高校が定員不足を生じているというのは懸念をされておりました、それは議会でもいろいろ論議があつたところだと思います。その点について、町長のこれまでの経緯、考え方をお聞かせいただければと思います。

それからもう1点だけ、この助成制度5年間継続してどういう効果が出るかというのはこれからの問題かと思うんですけども、5年を経過した場合でも、もし、どうしても思うような生徒の確保ができなかった場合に、もちろん地元であるさつま町もそうなんですが、県としてはどういう方向で検討されるのか、教育長は以前、県の教育委員会にもいらっしやったわけですが、これは直接関係はないわけですが、教育長の概括的な所見でもお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

#### ○町長（日高 政勝君）

この中央高校の問題については、もう以前から統合をしまして、側面的に支援をしていくということで高校振興対策協議会という組織ができ上がっております。いろんな町内の関係機関、団体も一緒でございますし、中学校の先生、校長先生とか、あるいはPTAの皆さん方、一緒なんですけれども、やっぱりこの推移を見たときに、10年ことし経って、10周年も行われたわけでありまして、年々、普通科の80人定員の2クラスがもう非常に厳しくなっていて、昨年までは、2クラスちょっと足をかけたところまではあつたんですけど、ことしになって募集をしても1クラスを切るところがきて、これは大変だなと。25年のときから私は、もう非常事態だということでこの振興対策協議会の中でも、叫び続けて、いろんなところに呼びかけをしてき

まして何とかなるのかなと期待を持っておりました。しかし、なお厳しくなって、ことしになってまた、来年度の募集の状況を見たときに、1クラスちょっとですよ、18名というところまで来たもんですから、これはもう大変だなということを感じまして、何とかこれはせないかなということで今回、急なことではありましたが、やっぱり地元高校として、地元の町として何らかの支援を打ち立てることが大事なと思ってこのようなお願いをしているわけでありませう。ちょうど、これからまた、今月末になるんでしょうか。また来年度の一つのそういう方向づけがなされるかと思うんですけども、そういう時期を捉えて早めに今の段階で手を打たないと来年度の募集がなおさら厳しくなるのかなという思いで、少なくとも普通科の18名というのが、もうちょっと増えるような手だて、あるいは、ほかの学科もですけども、そういうことをしないと、これはもうさらに今後も厳しい状況がうかがえるというようなことでございましたので、今回このようなお願いをいたしているわけでありませう。

この5年間というのは、来年度の新入生から定員確保を図ろうということで、実質は3年間です。3年間ですけども、例えば、27、28、29、3年間やって、29年の方々が卒業するまでまた2年、3年あります。結局5年間ということでこういう設定をしています。いわゆる3年間のうちに、もう2年生3年生在学生がいるころはお示ししましたような資格取得とか、進学するための課外費の補助とかあるいは模擬試験とか国公立の入学祝い金、大学受験料の補助とか、そういうものが関係をしてくるもんですから、それについては、3年間のうちの在学中は、その人たちが最初入ったころから、5年間になりますけれども、そういう期間はなら、ちゃんとやりましょうということにしてあるところでございませう。具体的には先ほど説明がありましたとおり、その実態によって、今、机上の通勤距離にしても、どこから、大体この辺から来るかなちゅう、中間的なところをとって、距離の計算をしてありますから、実際、どこから生徒さんが来られるか、それによって、大幅に差異が出てきますので、なかなか数字的にはできないところでございませうので、こういう文句で債務負担行為はうたっております。大体の試算をした段階では27年度の初年度では、1,275万9,000円のこのぐらいの額になるのかなと一つのめどとして、お示しをした額であります。これも大きくまた、実際は変わってくるかと思っております。

#### ○教育長（東 修一君）

県立学校のあり方について、私がもう今、どうこうということは言えないわけですが、けれども、過去経験した話によりますと、定員に満たない場合には、まず、学級減をやりますと。で、これはもちろん地元の意向、行政、住民の意向等も考えながら、その入学者の意向、今後の推移等も見ながら学級減で対応すると、学級減で対応できないような状況に陥りますとこれは学科再編という形、あるいは学科を変えたり、いろいろ学科再編と。それでもうまくいかないときには、今度はもう学校の再編と統廃合と。こういう形に進んでいくんじゃないかというふうに過去の経験からしますと考えております。

以上でございませう。

#### ○宮之脇尚美議員

確かに高校もそういうことで、各地域で、そういう動きが実際ございませうし、今回の提案にあります債務負担行為の内容については、特にその異義はないわけですが、要は、何で中央高校を卒業生が希望しないのかという根幹的な問題をどう整理していくかということが一番大きな課題かというようなふうに思うわけだ。

例えば、こういう助成があったにしても、ある保護者に聞いたんですが、少々金額がかさんでも、できるだけ進学できやすいような高校にやりたいと。少々金がかかっても、これはしょうが

ないということを言われております。ということは、逆に言えば中央高校ではなかなかそこら辺が難しいということになるかと思うんですが、ただ金で釣って生徒だけ集めてあとはどうなるのかという、まあ言い方、表現悪いんですけども、せっかく地元に残って頑張っていこうという子供たちがおるんであればいいんでしょうけれども、やはり、今は大学までが標準的な子供たちの歩くといえますか、進学の方になっておりますんで、経済動向にもよるわけですが、やはり、これだけ1,000万円を超える金額を3年間、実質は5年間ですが、供出するということになりますとそれなりのやはり大きな政策判断というのもございますし、こういう制度を設けることによって、中央高校の生徒数の絶対的な確保ということについても、町は、ある程度、責任を負っていかなければならないというようなことになるかと思います。そういう意味で非常に難しい問題かと思うんですけども、実際、その振興対策協議会でこういう要望が出されて判断をされたのか、あるいは保護者からそういう要望があつて判断をされたのか、そこら辺を明確に町長のほうから説明をお願いしたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

今回の措置については全く町長の政治的な判断ということになるかと思っております。以前からこの問題については、非常に危機感を抱いておったところでございます。金額的にはそういうことなんでしょう。まだ本当に概算のことでありまして、どの程度の生徒が集まるか、それによっても違ってまいりますし、そしてまた、距離とかあるいは大学受験の割合がどの程度になるのか、国公立だけとしておりますけれども。そういうことで大分差は出てくるかと思っております。まあこういう、せっかく町内に2校あった学校が統合されて、唯一の高等学校と。身近なところで高等教育を受けられる機会の場所でありますから、地元の地域の町全体の振興とか、活性化の意味でも若い学生たちがいると、まちの活性化、そういうことにつながっていくんじゃないかと思っておりますので、できるだけそういう形の学校の活性化のためにはある程度の、全く県立ではありますけれども、地元高校としてのそういう取り組みをしたほうがいいんじゃないかということではいたしているところでございます。全く、こういう現状を手をこまねいて傍観しているかということになりますと、だからやっぱり、行政としても何らかしないとまた難しいということには考えております。特にまた、いちき串木野市、あるいは垂水市とか、どこもこういう高等学校を抱えて定員が少なくなってる市町にとっては非常に喫緊な課題と、本当に重要な課題として受けとめて何らかの措置を講じながらそういう確保対策を支援をしているわけですので、我がまちとしてもやっぱり手を打つべきだという判断のもとに実施をしたところでございます。

#### ○宮之脇尚美議員

しつこいようですが、地元の中学生在がどうしても希望者が出ないということが一番の要因になっているわけですね。これについては教育委員会のほうは、どのような分析をされてるのか、これについて、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○教育長（東 修一君）

おっしゃるとおり、私ども義務制のほうにも責任があると感じておりまして、私も来ましてから、たまたま高校の校長と親しくしている関係でずっといろいろ連携をとりまして、まず私どもができることの一つは、管理職の説明会で地元の高校を、よそから来ている管理職が多いものですから、地元の高校ということで一つの文化の殿堂でございまして、これをぜひ維持するような形で生徒の進路指導をしていただきたいということで、管理職にまず一つは指導をしているということ。

それから、この前話しましたように、職員が学校を知らないといけませんので、全ての職員で

はございませんけれども、小・中・高の連携の会議を学期1回持ちまして、授業参観・授業研究、そして生徒指導等の現状についての意見交換、そういうこともやっております。

それから、町教委が段取りまして、4中学校の校長と高校の校長を、今回も、5月になってすぐでしたけれども、ここの教育委員会で話をしまして、高等学校の実情と、あるいは中学校のいろんな状況等の意見交換をやったというようなことでございます。

それから、それをお願いしました関係で、薩摩中央の校長が、例えば鶴田中学校の保護者のPTAの進学講演会に行つて話をすると。それに類似したことで、PTA等があるときには薩摩中央高校の校長が行つて、このよさをアピールして、そしてそれが、おっしゃるように児童・生徒に還元されるようにですね、お願いをしているということでもあります。

それから、薩摩中央高校のほうでも、小・中学校へ、新聞にも載っていましたが、出前授業等もやつて学校のよさもアピールをしていただいていると。

私ども、何とか義務制のほうから、その実績が先か、まあ、鶏が先か卵が先かと、入ることとその実績、それをお互いに言い合つてはだめであると、うまく入れていただきたいということで、義務制のほうにもいろいろお願いをしているというのが実情でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○米丸 文武議員

議案第52号の26年度さつま町一般会計補正予算の4款1項8目、環境衛生費の中の、ごみ処理管理費でストックヤードの新設工事ということで600万円計上されておりますけれども、当初予算でこのストックヤードの建設工事ということで1,900万円計上されておるわけですが、これについて、どうしてこれだけの30%近い、当初よりも増額になった理由というものをひとつ御説明いただきたいというふうにお願いしたい。お聞きしたいんですが。

○町民環境課長（前田 淳三君）

今回お願いいたします、ストックヤード新設工事の関係でございます。

今回、当初予算で1,900万円計上いたしました、最近の資材の高騰、加えて設計技術における諸経費率のアップ、また追加の工事が必要となったために追加補正が必要となったところでございます。この補正額600万円につきましては、資材の高騰分、また諸経費率のアップ分と地盤の補強が必要となったことから、くい工事を追加をしたものでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

その資材の高騰費、変更、その金額が、内容をお聞きしているので、その説明をお願いしたいんですがね。

○町民環境課長（前田 淳三君）

資材関係、また経費率について予算の調整を前年度に行っておりますので、予算編成期以降のアップした分は見れなかったという状況がまずございます。

それから、また、実施設計の結果、地盤の補強工事についても当初の段階では想定しておりませんでした。実施設計の段階で、設定場所が盛り土ということがありまして、構造計算上どうしても地盤補強が必要だということから追加をしたものでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

3回目ですから今回までお聞きしますけれども、今ですね、資材費が当初見積もりからすりやあどれくらい上がりました。で、地盤の補強が幾らぐらいこうでしたという、当初の、要するに

設計の段階から変更になった分の主なものをですね、それが幾ら幾らでこの600万円の追加が要ったんだということの説明を求めているわけございまして、内容だけをお聞きしているその事業ちゅうか、変更になったちゅうか、そういうふうな原因だけをお聞きしているわけじゃないので、といいますのは、その半年間で資材がこんだけ、30%も上がってくるのかというようなことを、こう感じておりますから質問をしてるわけでございます。

ですから、その地盤等の問題もあったんであれば、その部分がこの600万円のうちのどれぐらいがそれであったという説明をいただければ納得するわけでございますので、それについてちょっと御説明をお願いしたいと思うんですが。

#### ○町民環境課長（前田 淳三君）

失礼をいたしております。

資材または諸経費のアップ率ということでございます。上昇率については、資材そのもので異なりますし、また諸経費のアップ率についても同様、均一ではございません。一概に、何%のアップとは言えませんが、地盤強化のためのくい工事費、これについては約300万円でございます。

また、資材高騰分等を加えて諸経费率のアップ分、これが300万円ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○川口 憲男議員

私も同じ一般会計の中の4款衛生費、1保健衛生費の中に、1保健衛生総務費の中で、救急医療施設運営事業費の中で、医師確保の支援事業が360万円計上されております。

私も所管が違いますので、町長のほうにちょっとお伺いいたしますが、郡医師会の医師の構成、あるいは以前からいろんな補正をして、補正といいますか、助成をしているんですけども、現在の医師会の病院の状態はどうなのか。医師の確保等を含めて、わかっとる範囲でいいですのでお示し願いたいと思います。

#### ○健康増進課長（四位 良和君）

今回の救急医療に関します、この19節の負担金の分についてまず申し上げますが、今回新たに医師を確保できましたのは7月7日付の採用で廣重滋夫先生ということで、医師の確保はできております。

常勤医師につきましては、今回の医師確保ができたことによりまして、7名に体制としてはなっております。予算としましては9カ月分ということは、9月から3月までの見込みで予算を計上させていただいております。

医師体制の区分ということですが、今回の採用になられました先生は呼吸器内科の先生であります。これまで同先生を含めて3名の新たな常勤医師を確保しておりますが、初回にお願いしました本坊先生につきましては、外科医の先生。それから、2回目の先生につきましては内科の先生ということでお願いしております。

勤務の体制につきましても、二次救急医療の夜間救急を担ってもらうという形で勤務をしております。従前の先生方につきましては、特に、まあ、それぞれ外科の先生と、それから内科の先生だったというふうに記憶しておるんですが、ちょっと詳しいところちょっと把握しておりますので御了解いただきたいと思います。

以上です。

#### ○川口 憲男議員

議長、もう1点。

今、私は6名かと思ったら、7名体制ができて、二次救急医療体制も充実してきたということ

です。やはり、医師会病院の機能といいますか、先ほどの一般質問の中でも町長が申されましたけれども、町民の人たちの健康で維持ができるようなところということでしたけれども、やっぱこういう救急医療の体制が十分に整えることが1番じゃないかと思っております。

そういう中で課長でもいいです以前から町からいろんな補助、助成をしておりますけれども、その機能というのが十分果たされているような状況なのか、そこをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○健康増進課長（四位 良和君）

薩摩郡医師会病院がさつま町内での唯一の二次救急医療機関でございますが、この事業につきましては共同利用型病院事業ということで、県の事業を用いながら運営補助をやっておるところですが、2年前だったと思うんですが、議会の皆様方をお願いしまして、赤字経営であるので助成をお願いしたいということで、今、その補助事業を実施しているところでございます。

そこにつきましては、毎年度決算状況が上がってきているわけですが、二次救急医療としましては経営状態としてはやっぱり厳しい状況がございまして、昨年度も1,000万円の上限いっぱい助成をさせていただいたところであります。

当初、平成16年以前の体制のときには常勤医師が最大で12名いらっしゃったときがありますので、それからすると派遣の先生で運用、回しているといいますか、勤務体制を行っている関係もありまして、派遣の先生方は単価が非常に高いということもありまして、運営がなかなかまだ厳しい状況であるという状況であります。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

ちょっと、1つだけお尋ねします。

一般会計補正26ページの3目、保育料の運営費の関係ですけれども保育士等処遇改善臨時特例事業補助という長い名前の補助がありますが、これは保育士の処遇改善だけに使うものかどうか、ほかに使えるか、あるいは、その処遇だけでしか使えないのであれば、それに使ってあるかという確認ができるものかどうかお尋ねします。

○福祉課長（王子野建男君）

保育士の処遇改善臨時特例事業補助金でございます。これにつきましては、昨年度25年度からこの事業を実施しているわけでございます。

保育士は他業種に比べまして、この給与水準がちょっと低いということ、そしてまた、なかなか保育士の確保が困難であるというようなこと等もございまして、処遇を改善しながら人材の確保を図ろうということで事業が実施されたものであります。

これにつきましては、この保育士等としてございますが、これにつきましては事務職も含めた処遇改善というふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

本町の保育所は、12保育園、そしてこの240名ほど保育職員がおりますが、こうした職員等に対する処遇改善補助でございます。

以上です。

失礼しました。この確認でございます。確実に充当したという確認でございますが、年度末に保育所の事業実績決算書を提出いただきまして、それに対して確実に実施された旨の書類を審査に付し、補助をするものでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

**△日程第8「議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第9「議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」**

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8「議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び日程第9「議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案2件は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

---

**△日程第10「議案第55号 土地改良事業の施行について」**

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「議案第55号 土地改良事業の施行について」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

本日から9月18日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

---

**△散 会**

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月30日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

**散会時刻 午後2時06分**



平成26年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

平成26年9月30日



平成26年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成26年9月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 平八重 光輝 議員 | 2番 木下 敬子 議員   |
| 3番 宮之脇 尚美 議員 | 4番 桑園 憲一 議員   |
| 5番 森山 大 議員   | 6番 東 哲雄 議員    |
| 7番 岩元 涼一 議員  | 8番 新改 幸一 議員   |
| 9番 木下 賢治 議員  | 10番 川口 憲男 議員  |
| 11番 米丸 文武 議員 | 12番 新改 秀作 議員  |
| 13番 岸良 光廣 議員 | 14番 上久保 澄雄 議員 |
| 15番 柏木 幸平 議員 | 16番 舟倉 武則 議員  |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 事務局 長 中間 博巳 君  | 局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君 |
| 議事係 主任 神園 大士 君 |                   |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|                |                |
|----------------|----------------|
| 町 長 日高 政勝 君    | 副町長 紺屋 一幸 君    |
| 教 育 長 東 修一 君   | 総務課長 湯下 吉郎 君   |
| 企画財政課長 崎野 裕二 君 | 税務課長 松尾 英行 君   |
| 町民環境課長 前田 淳三 君 | 福祉課長 王子野 建男 君  |
| 介護保険課長 中村 慎一 君 | 健康増進課長 四位 良和 君 |
| 耕地林業課長 杉水流 博 君 | 水道課長 岩元 義治 君   |
| 代表監査委員 新屋敷 浩 君 | 監査事務局長 福田 澄孝 君 |
| 教育総務課長 上野 俊市 君 | 学校教育課長 藤崎 毅 君  |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 7 号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について
- 第 2 議案第 4 8 号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 3 議案第 4 9 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 4 議案第 5 0 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第 5 1 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 5 5 号 土地改良事業の施行について
- 第 1 0 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 2 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 3 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 4 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 1 5 報告第 5 号 平成 2 5 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 6 報告第 6 号 平成 2 5 年度資金不足比率の報告について
- 第 1 7 議員派遣の件
- 第 1 8 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成26年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」、日程第2「議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第3「議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第4「議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第5「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第6「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第7「議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第9「議案第55号 土地改良事業の施行について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」から日程第9「議案第55号 土地改良事業の施行について」までの議案9件についてを議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分、「議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上、議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定について」であります。

今回の条例制定は、子ども子育て支援法の施行に伴い、その事業を推進するために必要とされる基準等を定めるものであります。今回の新たな制度においては、これまで実施してきている教育施設としての幼稚園、児童福祉施設としての保育園に加えて、市町村の認可により実施できる「地域型保育事業」として新たに4つの事業を設け、子育て世代からの要望に応じながら事業を実施しようとするものであります。

次に、「議案第49号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、子ども子育て支援法に基づく特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。これは、「議案第48号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定に伴う新たな制度の中で、事業所が給付を受けるために必要とされる基準や確認の根拠となる規定を定めようとするものであります。

次に、「議案第50号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づいて、保護者が昼間不在である児童等に対して適切な遊び、生活の場を与えながら健全な育成を図るために必要な学童保育の設備及び運営に関する事項について定めるものであります。現在、町内では学童保育は4施設あり、そのうちの3施設は町内の保育所を設置している法人へ委託、1施設は町の直営で運営しているとのことであります。

次に、「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、地籍集成図等の交付手数料を適正な額に改正するものであります。住宅用家屋証明申請手数料については、現在1件当たり800円ですが、これを他の自治体に合わせて1,300円に改めるものであります。県内の状況については、1,300円の自治体が約9割を占めているため、さつま町も同じ水準に改めようとするものであります。また、これまで宮之城地区及び鶴田地区の地籍図を発行する場合、職員が必要な個所の図面を探してコピーしたものを発行しており、1つの地番が複数枚にわたって作成されている場合は、その枚数分のコピーが必要な状況であります。そのため、既に電算化が完了している薩摩地区との間で交付手数料についての規定が異なりましたが、今回、新たに導入する地籍図管理システムによって、宮之城地区と鶴田地区の地籍の成果が電算化され統一されることから、交付手数料についての規定を整理するものであります。

次に、「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、企画費、企画事務費については、薩摩中央高等学校振興対策のパフレット印刷費1,500部分として7万円を計上するものであります。

また、債務負担行為の補正として、薩摩中央高等学校振興対策補助金を平成27年度から新たに設定しようとするものであります。これらは、近年、入学希望者が減少している薩摩中央高等学校の生徒確保を目的とする取り組みであります。

質疑の中で、今回の高校振興対策の策定に当たって、町は現在の中学3年生や保護者、中学校の進路指導の担当教諭に対する聞き取り調査やアンケートなどを実施しているのかただしましたところ、アンケート等については、現在のところ実施をしていない。町としては、各中学校、薩摩中央高校、教育委員会と連携しながら、年に数回協議を実施してきており、高校振興対策協議会の事務局として意見を集約しているとの説明であります。

次に、4款1項、保健衛生総務費、救急医療施設運営事業費については、救急医療医師確保支援事業に基づく薩摩郡医師会病院への補助金360万円を計上するものであります。これは、さつま町の二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院において、新たに医師1名を採用したため、救急医療医師確保支援事業による補助を行うもので、平成26年7月の採用月から翌年3月までの9カ月分、360万円を補助するものであります。

今回採用された医師は、呼吸器科が専門であり呼吸器内科部長として勤務をされております。勤務の形態については常勤医でフルタイムの勤務であり、二次救急である夜間勤務等についても1週間に1回当直をされているとのことであります。なお、今回の医師1名が採用されたことにより、薩摩郡医師会病院の常勤医の人数は7名となります。

次に、4款1項、清掃費、ごみ処理管理費については、クリーンセンターのストックヤード新設に係る工事請負費600万円を計上するものであります。ストックヤードの新設工事については、平成26年度の当初予算において1,900万円の予算を計上しておりますが、最近の資材の高騰、設計基準における公共単価の上昇及びくい工事が必要となったため、不足分の予算を追加するものであります。

質疑の中で、なぜ、当初の計画になかったくい打ち工事を実施する必要があるのかただしましたところ、実施設計を進めていく中において、地盤補強の必要が生じたため、くい打ち工事を追加実施することになったとの説明であります。

次に、「議案第53号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出におきましては、総務費、保険給付費等その他を計上し、歳入におきましては、前年度繰越金を計上して、予算総額を33億3,303万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出におきましては、総務費、地域支援事業費等その他を計上し、歳入におきましては、介護保険料、国庫支出金、県支出金のほか、一般会計から繰入金その他を計上して、予算総額を32億6,085万3,000円にしようとするものであります。

3款1項、介護予防事業費、地域介護予防活動支援事業費については、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の補助金として、112万5,000円を計上するものであります。これは1団体、年間12万円を上限にするもので、地域での見守り活動等に対して、その活動費用を補助するものであります。本年度分は10月から3カ月間を対象とし、12月の締め切り後に補助金の申請手続を行います。

今後、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の制度については、広報誌や説明会等で広く住民に周知する計画であり、この事業を地域の支え合いや社会活動の推進のために、積極的に活用してもらうよう進めていきたいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。米丸文武委員長。

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第４７号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」及び「議案第５２号 平成２６年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」関係分の議案２件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第５５号 土地改良事業の施行について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第４７号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」であります。

本条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止対策に関する審議並びに重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査を行う組織を設置するために制定されるものです。この専門委員会については、いじめ問題に関する重大事態が発生した場合のほかに、学識を有する専門委員としての立場からの意見や助言等を聞きたいことから、年に一、二回程度、開催を計画しているとの説明であります。

質疑の中で、専門委員会の構成委員が弁護士や医師等であることや、県内全域の自治体で設置されることなどから日程調整等も難しくなるものと想定されるので、必要に応じ開催するやり方でよいのではないかとたどしましたところ、今回初めて設置される委員会であることから、開催の方法や運営等については今後検討を重ね、近隣市町との連携を図りながら、歩調を合わせていきたいとのことであります。

次は、「議案第５２号 平成２６年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」関係分についてであります。

まず、６款１項、農業費の関係であります。

６目、農業農村施設費に薩摩農産物加工センターの施設改修に伴う設計業務等の委託料及び工事請負費など３,４６４万３,０００円が計上されています。これは、薩摩西郷梅のブランド化と薩摩西郷梅生産組合の組合員の所得向上を図ることを目的に、これまでの原材料としての供給だけでなく、生産から販売までの過程を完結させるための製品製造施設を整備することで、これまで年間約１０トンの製品販売だったものを段階的に引き上げ、約１００トンまで拡大する計画であるとの説明であります。この施設については、現地調査も行い、現存の設備と改修計画に関する説明を受け、その必要性を感じたところであり、委員からは、改修後における薩摩西郷梅生産組合の自助努力は当然必要であるが、栽培、加工、流通・販売など経営に関する行政としての継続的な指導を要請する意見が出されました。

また、７目、畜産業費に簡易牛舎等設置事業補助として１５０万円が計上されています。これは、当初予算で３棟分１５０万円を計上したが、その後の事業要望に対して不足する３棟分を追加計上したとの説明であります。

質疑の中で、今回の補正により３戸の畜産農家がこの事業を導入することで、何頭の増頭が見込めるのかたどしましたところ、５年後を目標とした計画では、３戸の合計で４６頭の増頭を見込んでいるとのことであります。

次に、２項、林業費についてであります。

２目、林業振興費の竹林整備支援事業補助２６０万円は、パルプ用竹材の買い取りに係る上乗せ補助をこれまでの１円から２円に引き上げるもので、昨年度実績を目安に２,６００トン分が計上されており、これにより買い取り価格は１キログラム当たり９．７円になるとの説明であり

ます。

次は、7款1項、商工費についてであります。

2目、商工振興費には、報償費として55歳未満の商工会会員である4名に対する後継者祝金の追加額40万円及び補助金として、商工業新規参入者である7名に交付する月額5万円の半年分に係る当初予算での不足額150万円が計上されています。この商工業新規参入者支援事業補助については、その交付要綱を担い手育成支援室の新規就農者補助金交付規則と同様に、対象年齢を40歳未満から55歳未満までに改正することで拡充を図り、後継者祝金については来年度以降廃止の方向で検討をしているとの説明であります。

また、商工観光課の関係で、2款1項、総務管理費にさつま町10周年記念関連の業務委託料61万3,000円が計上されています。

質疑の中で、これは式典当日の昼食として大鍋2個で約1,000食分の調理を委託するものであるが、式典の招待者は無料、その他一般の方については有料で販売する予定で歳入に雑入として6万円が計上されていることから、記念事業であり、本町のPR等の観点からも一般の方についても無料で提供すべきではないかとたどしましたところ、再度、関係課とも協議を行い、可能ならば無料の方向で検討したいとのことであります。

次に、8款3項、河川費についてであります。

河川災害対策費に、5カ所分の内水排水ポンプ設置に係る4トンダンプ及び発電機の借り上げ料132万9,000円が計上されています。

質疑の中で、補正予算計上の理由と排水ポンプのこれまでの稼働状況についてたどしましたところ、借り上げ料は当初予算でも計上していたが、7月9日の台風8号及び8月7日の台風11号接近時にダンプと発電機を設置し、既定予算を執行したことから、今後の見込み分として計上した。また、排水ポンプの稼働については、この予算とは異なるが、山崎地区において長期リースによる排水ポンプの稼働を行ったことがあるとのことであります。

この答弁を受けて委員から、近年は想定できない集中豪雨等により甚大な災害も発生していることから、住民の不安を解消するための予算措置については万全を期してもらいたいとの意見が出されました。

次に、10款、教育費の関係で、2項、小学校費及び3項、中学校費にそれぞれ学校再編に伴う準備委員会の委員に対する謝金が計上されています。

また、小学校費の委託料460万円は、第1次再編計画に基づく受入校となる盈進小学校及び柏原小学校の施設改修等を行うための設計業務委託料であります。

質疑の中で、学校再編準備委員会における会議結果など経過報告等の周知のあり方についてたどしましたところ、委員会で決定された事項等については、学校再編準備委員会だよりを発行し周知を図り、議会へも機会を捉えながら適宜報告をしていきたいとのことであります。

また、6項、保健体育費には7団体に対する各種大会出場補助158万8,000円及び鶴田武道館の屋根の改修等に伴う工事請負費2,300万円が計上されています。

質疑の中で、各種大会出場補助には、豪雨のため野球の試合ができなかった団体への補助金も含まれていることから、この経緯についてたどしましたところ、補助金交付要綱の中ではこのような事案に係る交付の規定はないが、団体とされては、実際に開催地に出向き交通費等も支出されており、試合当日に主催者側の判断で中止となったことから補助金の交付については妥当であると判断し、予算計上を行ったとのことであります。なお、今後においては今回のようなケースも想定されることから、再度補助金交付要綱の規定を精査し、交付の正当性を定めていきたいとのことであります。

また、鶴田武道館については、建築後20年以上経過し、これまで必要に応じて随時改修等を行ってきたが、経年劣化に伴う屋根の傷みがひどく、今後本体内部への影響も懸念されることから、現在の石綿板ぶきの屋根から金属ぶきの屋根に張りかえる工事費等を計上したとの説明であります。

委員会で現地調査を行ったところ、武道館内部の損傷等は特に確認できませんでしたが、劣化した屋根や雨漏りの状況などの写真等を見の中で、現段階での抜本的な改修の必要性を感じたところであります。

最後に、商工振興費に計上されている後継者祝金が本年度をもって廃止の予定であることから、その考えについて町長の見解を求めたところであります。

合併後10年目を迎える中で、時代の変遷に即した効果的な補助金のあり方を検討すべきと考え、この後継者祝金については平成26年度で廃止し、次のステップでの対応を図っていきたい。このことは、既に定期的に実施している商工会との打ち合わせ会の中でも示しており、商工会の関係については会員数が減少していく中で、いかに新規参入者を増やし、会員増を図るかということが課題であることから、農業関係と同様に商工業に係る新規参入者の確保のための助成の拡充を優先的に行っていきたいとの答弁であります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。まず、「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」から「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」までの議案5件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、ただいまの議案5件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第47号 さつま町いじめ対策専門委員会条例の制定について」から「議案第51号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」まで、以上の議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第52号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」から「議案第54号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案３件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５２号 平成２６年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」から「議案第５４号 平成２６年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」まで、以上の議案３件は原案のとおり可決されました。

次は、「議案第５５号 土地改良事業の施行について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５５号 土地改良事業の施行について」は、可決されました。

---

△日程第１０「議案第５６号 平成２５年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第１１「議案第５７号 平成２５年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第１２「議案第５８号 平成２５年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第１３「議案第５９号 平成２５年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第１４「議案第６０号 平成２５年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第１０「議案第５６号 平成２５年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第１４「議案第６０号 平成２５年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案５件を、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第５６号から議案第６０号まで一括して、提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第５６号 平成２５年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき監査委員の審査に付しまして、同条第３項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いしようとするものであります。

顧みますと、平成25年度の国の経済情勢につきましては、政権の交代もございまして、経済再生に向けまして、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」によりまして、長引く円高・デフレ不況からの脱却を目指しまして、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとするため、いわゆる「15ヶ月予算」を編成がされました。景気の底割れ回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図ってきたということでございまして、その結果、企業収益の増加、雇用・所得環境の改善が見られまして、景気回復の動きが広がりつつあるところでございます。

こうした中で、地方財政計画におきましては厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般において徹底した節減・合理化を進める中で、社会保障関係経費の増加を反映した計上を行うとともに、給与関係経費については、国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うことを前提としまして、「緊急防災・減債事業」、あるいは「地域の元気づくり事業費」が計上をされました。平成25年度補正予算では、「がんばる地域交付金」が計上されるなど、地域活性化に向けた財源措置も行われたところでございます。

本町における平成25年度当初予算におきましては、町長選挙の年に当たりましたことから、政策的経費を抑えまして、経常経費を主体とした骨格予算としての編成を行う一方、平成24年度からの継続事業でありました庁舎建設等の事業費については、本体工事や設備工事など主要部分に係る予算の計上によりまして、予算全体としましては前年度を上回る編成となったところであります。

その後の補正予算によりまして、新たな町長のマニフェストを掲げまして、これに基づきまして、民生費、農林水産業費、教育費などを初めとしまして、幅広い分野における予算措置を行いました結果、国の政策に伴う「地方公務員給与費の臨時特例」による給与削減、あるいは、この新たな経済対策関連事業費等の調整も行ってきたところであります。

決算規模につきましては、歳入において町税、国の臨時交付金、庁舎建設に伴う基金繰入金の伸びによりまして、前年度に比較し上回った一方で、歳出におきましては、庁舎建設に伴うプラス要因があったものの、災害復旧費や公債費等のマイナス要因がございまして、結果として、前年度を下回ったところでございます。

今後、さらに基幹産業であります農業を初め、商工業の産業振興、人口減少に歯どめをかけるための定住対策や少子高齢化に伴う医療・福祉対策など、町内各地域におけるバランスのとれた活性化に向けた取り組みを進めなければならないと強く感じているところであります。

また、全国各地において集中豪雨や竜巻などの自然災害が多発いたしまして、住民の防災への意識が高まる中、本町においても、地震災害や河川災害等の教訓をもとに、町民の安心・安全の確保のため、あらゆる災害等を想定した危機管理体制の構築に取り組んでまいりたいと思っております。

今後におきましても、引き続き、議会及び町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げるところであります。

それでは、各会計の決算状況について申し上げますと、まず、一般会計についてであります。

歳入決算額では、158億1,005万円となりまして、前年度に比べ2億3,462万5,000円、1.5%の増となっております。

また、財源内訳におきましては、町税や繰入金などの自主財源が46億670万円で、全体に占める割合が29.1%となりまして、地方交付税、あるいは国県支出金などの依存財源が112億335万円ということで、70.9%となったところであります。

前年度と比較いたしますと、自主財源比率では12.9ポイント増加いたしましたものの、全

体に占める割合としては、やはり低い状況でございます。依然として国、県などへの依存財源の割合が高い状況になっております。

一方、歳出の決算額におきましては144億678万円となりまして、前年度に比較しまして、9,958万9,000円、0.7%の減となったところであります。

減となった要因としましては、庁舎建設事業など大規模な事業の実施があったものの、災害復旧事業費あるいは公債費が、こういったものが大幅に減となったことによるものであります。

性質別の経費の増減で主なものにつきましては、有害鳥獣捕獲事業、あるいは保育士等の処遇改善の臨時特例等の補助費等が1億3,310万3,000円、財政調整基金等の積立金が1億1,744万2,000円、庁舎建設工事等による普通建設事業費が、1億1,210万7,000円の増となった一方で、公債費が1億9,822万6,000円、人件費が1億3,430万円、災害復旧費が1億1,393万9,000円、それぞれ減となったところであります。

歳入から歳出を差し引きました形式収支におきましては、14億327万円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源、1,917万2,000円を控除した実質の収支におきましては、13億8,409万8,000円の黒字となったところであります。

主な財政の支出におきましては、指標でございますが、経常収支比率が88.4%から85.5%ということで2.9ポイントほど改善をいたしております。主な要因としましては、町税、普通交付税等が増になった一方で、公債費、人件費等が減になったことなどが挙げられるところであります。

また、実質公債費比率におきましては、公債費負担適正化計画に沿った順調な推移によりまして、平成25年度においても着実に改善をいたしました。3年間の平均値におきましては、地方債許可基準となっている18.0%を下回る11.6%と、前年度に比較し2ポイント改善をいたしております。

しかしながら、県内の自治体の中でもまだ高い数値でありますことから、さらなる改善を図っていく必要があるかと考えております。

基金の増減の関係につきましては、役場庁舎建設基金で6億6,395万円の取り崩しを行ったほかに、財政調整基金が、決算積み立てを含め5億206万4,000円、主な特定目的基金では、まちづくり振興基金で2億5,035万2,000円、公共施設整備基金で2億25万6,000円、それぞれ積み立てを行ったところでありまして、基金総額が、4億4,401万4,000円の増となったところであります。

次に、特別会計につきましては、まず「国民健康保険事業特別会計」であります。

歳入決算額におきましては、35億1,347万3,000円、歳出決算額で33億7,343万3,000円、差し引き1億4,004万1,000円の黒字となっております。

我が国におきましては、国民の生命と健康を支える医療制度というのが、国民皆保険のもとで、何らかの保険制度に加入をするということが前提になっておるところであります。

そのため、各自治体が保険者でございます国民健康保険への加入者というのは、自営業、あるいは高齢者等の被保険者が中心ということで、その年齢の構成というのは非常に高くなっております。

このことについては、他の保険者と比較して疾病構造が重症化しやすい、そしてまた、医療技術の進歩とあわせまして保険料負担が重くなるなど、近年非常に制度の課題というのが生じてきているところであります。

このような中で、本町の国保財政運営においては、基金等を充当をしながら保健事業における

特定健康診査や特定保健指導のこういった業務を積極的に推進をいたしまして、さらに生活習慣病の早期発見・早期治療につなげて医療費の縮減に努めてきているところでございます。

しかしながら、財政運営というのはもう限界の状態に来ておりまして、喫緊の課題となっております。今後は、保険税の税率改正も視野に入れた抜本的な検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、「後期高齢者医療特別会計」であります。歳入決算額3億1,281万円、歳出決算額3億1,095万5,000円、差し引き185万5,000円の黒字となっております。

歳出のうち、県の後期高齢者医療広域連合会へ3億127万1,000円を支出をいたしまして、歳出の決算額の96.9%を占めているところでございます。

次に、「介護保険事業特別会計」であります。歳入決算額は、31億2,729万2,000円、歳出決算額30億4,506万6,000円、差し引き8,222万6,000円の黒字となっております。歳出決算額は24年度比較で1億4,433万2,000円、5%の増となっております。

また、歳出決算額の保険給付費の総額は、28億9,254万6,000円で、前年度と比較しまして、やはり1億6,537万8,000円、6.1%の増となっております。

今後におきましても、介護予防サービスや地域支援事業の充実を図りながら、高齢者の支援に努めてまいります。

次に、「介護サービス事業特別会計」であります。

歳入決算額2,172万6,000円、歳出決算額2,155万9,000円で、差し引き16万7,000円の黒字となっております。

歳出決算額は24年度比較で17万6,000円、0.8%の減となっております。

今後におきましても、適切な介護予防ケアマネジメントに努めてまいりたいと思っております。

最後に、「農業集落排水事業特別会計」であります。歳入決算額5,189万1,000円、歳出決算額4,669万4,000円、差し引き519万7,000円の黒字となっております。

なお、現在の加入戸数は384戸ということで、前年度に比較しまして2戸の増となっております。

今後におきましても、加入促進を図りながら農業用水の水質保全と農業集落における生活環境の向上に努めてまいります。

なお、平成25年度におきます施策の具体的な内容と成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書並びに総合振興計画の実績調書を提出をいたしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、「議案第57号 平成25年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。これは、平成25年度水道事業会計未処分利益剰余金2,507万137円全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次に、「議案第58号 平成25年度さつま町水道事業会計決算の認定について」であります。水道事業決算の状況につきましては、年間の総給水量が103万2,360立方メートルで、前年度に比べ1万8,054立方メートルの減、給水人口が年度末現在で9,475人ということで104人の減となっておりますので、こういった給水量についても下回っております。

経理の状況につきましては、収益的収支において、収入額で1億6,054万7,000円、支出額で1億3,547万7,000円、差し引き2,507万円の純利益となっております。基本的収支においては、収入額527万3,000円に対し、支出額4,043万2,000円で、不足する額3,515万9,000円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金等で補をいたしております。

主な施設整備につきましては、緊急時における断水区域の縮小化を図るため、上水道と宮之城簡易水道、時吉地区と配水管の接続を行ったところであります。

次に、「議案第59号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。これは、未処分利益剰余金2,035万2,383円を全額、建設改良積立金に積み立てるものであります。

最後に、「議案第60号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。簡易水道事業会計決算の状況につきましては、年間の総給水量が125万3,296立方メートルで、前年度に比べ1,389立方メートルの増、給水人口が年度末現在1万2,231人で192人の減となっております。

経理の状況につきましては、収益的収支において、収入額2億7,071万3,000円、支出額2億5,036万1,000円で、差し引き2,035万2,000円の純利益となったところであります。

資本的収支においては、収入額7,643万6,000円、支出額1億8,841万5,000円で、不足する額1億1,197万9,000円について、当年度分損益勘定留保資金等で補をいたしました。

主な施設整備につきましては、緊急時の対策として宮之城簡易水道の平川地区と白男川地区の給水区域の配水管の接続を行ったところであります。

水道事業につきましては、給水人口の減少あるいは節水機器の普及などによりまして、総給水量が減少してきております、あわせて水道料金の収入も減少傾向にありますことから、引き続き効率的な経営に努めるとともに安心・安全な水の供給に努めてまいります。

以上の御説明いたしました議案のうち議案第57号及び議案第59号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。議案第58号及び議案第60号の各決算につきましては、同法第30条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付しまして、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

平成25年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、社会資本の整備及び住民福祉の向上並びに水道事業の健全経営に努めてまいったところであります。

ここに改めて、議員各位の御理解と御協力に対し、深く感謝を申し上げますとともに、あわせてよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。15番、柏木幸平議員。

○柏木 幸平議員

ここで動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

15番、柏木幸平議員から、ただいま議題となっている議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっています議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議が可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、新改秀作議員、岸良光廣議員、上久保澄雄議員、米丸文武議員、東哲雄議員、岩元涼一議員、木下賢治議員、川口憲男議員、以上の8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

△日程第15「報告第5号 平成25年度健全化判断比率  
の報告について」、日程第16「報告第6号 平成  
25年度資金不足比率の報告について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15号「報告第5号 平成25年度健全化判断比率の報告について」及び日程第16「報告第6号 平成25年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題とします。  
内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第5号 平成25年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第6号 平成25年度資金不足比率の報告について」であります。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、「健全化判断比率」を同法第22条第1項の規定に基づき、「資金不足比率」を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

それでは、「報告第5号 平成25年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第6号 平成25年度資金不足比率の報告について」の2件をあわせて、説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第5号及び報告第6号を終わります。

---

### △日程第１７「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第１７「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### △日程第１８「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第１８「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

---

### △閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成２６年第３回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時２８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 東 哲 雄

さつま町議会議員 岩 元 涼 一